

博士学位論文

清末における在日中国人女子留学生の出版活動

名古屋大学大学院国際言語文化研究科

日本語文化専攻

朴 雪梅

平成 29 年 3 月

目次

序章

第1節 問題提起及び研究目的.....	1
第2節 先行研究の検討.....	3
第3節 本論文の構成及び研究方法	6

第一章 清末における中国人女性の日本留学と社会活動

第1節 清末における中国人女性の日本留学	9
1.1 清朝政府の日本留学政策と女子留学生	9
1.2 中国人女性の日本留学のもう一つの要因.....	15
1.3 中国人女性の受け入れ学校.....	19
第2節 中国人女子留学生の社会活動.....	21
2.1 中国人女子留学生の結社活動.....	21
2.2 中国人女子留学生の出版活動.....	24
まとめ	27

第二章 初期中国人女子留学生と『江蘇』の「女学論文／文叢」

第1節 初期中国人女子留学生と「女学論文／文叢」	30
1.1 初期中国人女子留学生の留学実態.....	30
1.2 「女学論文／文叢」の概要	31
第2節 中国人女子留学生の「女権」概念の受容と発展.....	36
2.1 明治日本における「女権」概念の受容	36
2.2 中国人男性知識人による「女権」の受容.....	38
2.3 中国人女子留学生の女子解放思想.....	41
第3節 女子留学生の政治思想－救国か革命か	46
3.1 「拒俄運動」と雑誌『江蘇』	46
3.2 「女学論文／文叢」のイデオロギーの両面性	49
第4節 初期中国人女子留学生の理想的女性像	50
まとめ.....	54

第三章 秋瑾の雑誌『白話』とその後

第1節 秋瑾の日本留学前の生活と思想	56
第2節 『白話』に見られる秋瑾の女子解放思想と軍事援護思想	60
2.1 秋瑾の留学生活	60
2.2 秋瑾と「演説練習会」	63
2.3 『白話』から見る秋瑾の女子解放思想	64
2.4 秋瑾の軍人援護思想の萌芽	67
第3節 『中国女報』から見る秋瑾の諸思想の統合	70
まとめ	74

第四章 在日中国人女子留学生と『中国新女界雑誌』

第1節 『中国新女界雑誌』の発刊意図及びその性格	77
1.1 燕斌と『中国新女界雑誌』	77
1.2 『中国新女界雑誌』の発刊意図及びその性格	79
第2節 翻訳対象から排除された日本の女子教育／女性論	84
2.1 下田次郎の『女子教育』と媧魂抄訳の「欧米之女子教育」	84
2.2 大澤岳太郎の『日本婦人待遇論』と轉坤抄訳の「婦人待遇論」	88
第3節 欧米人女性の伝記を重訳した意図－日本語訳との比較を通して	91
第4節 翻訳内容の多様化－実学を中心とした翻訳	95
まとめ	101

第五章 何震の『天義報』と唐群英の『留日女学会雑誌』

第1節 「女子復権会」と『天義報』	105
第2節 何震の女子解放思想と女子留学生	107
2.1 何震の思想的变化とその影響	107
2.2 何震と中国人女子留学生	114
第3節 唐群英と『留日女学会雑誌』	116
まとめ	120

終章

第1節 本研究のまとめと結論.....	121
第2節 在日中国人女子留学生による出版活動の歴史的意義	124
第3節 今後の課題.....	126
資料・参考文献.....	129
附録1.....	136
附録2.....	139
附録3.....	141

序 章

第1節 問題提起及び研究目的

本研究は、清末（ただし、本研究では女子留学生が日本留学生を開始する1899年から辛亥革命が起こり次々と帰国する1911年までを扱う）に在日中国人女子留学生たちが東京を中心として創刊した雑誌を取り上げ、そこに見られる中国人女子留学生たちの近代思想（女子解放思想や政治思想など）及びその影響関係などを明らかにする。また、それによって、彼女たちの留学活動の性格と意義を考察することを目的としている。

日清戦争敗北後の1895年、清朝政府は日本と講和条約を締結したが、これは中国人に大きな刺激と教訓を与えた。当時、亡国の危機に直面した中国は日本の近代化の成功の鍵を教育に見出し、日本をモデルに大規模な教育改革を行った。たとえば、教育視察団を次々と日本に送り、また多数の日本人教習を学務顧問あるいは教師として中国に招いたばかりでなく、中国の近代化に必要な人材を育成するため、留学生を積極的に日本へ派遣したのである。

1896年、13名の清国留学生が日本にやってきた¹。これが近代における留日学生の始まりである。彼らは全員男性で、総理衙門で選抜試験を受け、合格して日本に派遣された²。一方、中国人女性の日本留学はその3年後の1899年に始まったが³、男性と異なり、政府の派遣によるものではなく、父兄や夫に付き添って家族として来日し、その後日本で学んだケースがほとんどであった。この状況は、1905年に湖南省が官費女子留学生を日本に派遣するまで続いた。

清末における中国人の日本留学史は決して単純ではなかった。というのは、単なる「学業」のみに専念する留学史ではなかったからである。中国人男子留学生の場合、留学が始

¹ 実藤恵秀著『中国人日本留学史』くろしお出版、1960年、15頁。

² 黄福慶によれば、当時の清朝政府にはまだ具体的な日本留学政策がなかったため、最初の中国人学生は一定の計画のもとで派遣されたものではなく、駐日公使館が業務上の必要から募集した「半官方式」の「使館学生」であった。しかし、彼らが正式に日本の学校に在学したという事実が、中国の日本留学史上大きな意味を持つことになったという。黄福慶「清末における留日学生派遣政策の成立とその展開」『史学雑誌』81(7)、史学会（東京大学文学部）、1972年、38頁。

³ 中国人女子留学生がいつ日本に来たのかについては、様々な意見がある。たとえば、石井洋子「辛亥革命期の留日女子学生」(『史論』36号、東京女子大学学会史学研究室、1983年)によると、最初に日本に来た中国人女子留学生は、1899年に東京に到着した夏循蘭という少女であるという。周一川は『中国人女性の日本留学史研究』(国書刊行会、2000年)で、最初の中国人女子留学生は金雅妹であり、1870年ごろ日本に来たことを実証している。金雅妹はアメリカ人宣教師の養女として来日したため、特殊な身分を考え、本論文では考察対象とはしない。

まって5年目の1900年、日本書漢訳の実力を身につけた留学生たちは雑誌『訳書彙編』⁴を
発刊し、日本の明治維新に関する著書や、憲法に関する著書等を翻訳して連載した。曹汝
霖によれば、留学始めの頃の留学生たちはみな純粋な青年たちで、ひたすら中国の政治、
教育、軍事などを改革するのが念願であったという⁵。

しかし、1903年になると、多くの政治的情熱をもった青年知識人が、異国の日本で各々
出身地ごとの同郷のつながりを基礎にして団体を組織し、雑誌を刊行し始めた⁶。阿部洋に
よれば、これらの雑誌は前掲の『訳書彙編』(1900年)と異なり、帝国主義諸国の中国侵略
を警告したり、清朝政府の腐敗、墮落を激しく攻撃して民族主義革命を主張するなど、政
治的傾向を強く打ち出すに至ったという⁷。その後、日本への留学生や亡命者は増加しつづ
け、1905年になると、革命団体の大同団結が実現され、「中国革命同盟会」が結成されたば
かりでなく、その機関誌として『民報』(1905年)を創刊した。1911年まで、中国人男子
留学生たちが東京を中心として創刊した雑誌は70タイトル以上(附録1を参照)にのぼり、
日本は単に勉強の場であっただけでなく、中国人の革命運動の中心地ともなっていた。も
ちろん、それらの雑誌には改革派も多数関わっていた。

中国人女子留学生たちも例外ではなかった。男性知識人の出版活動に刺激を受け、また
自立心が芽生え始めた彼女たちは、東京において近代科学の基礎知識を学習したばかりで
なく、留学生団体を組織し、雑誌を創刊して近代思想を積極的に中国国内の女性たちに伝
えようとした。留学初期は女子留学生数が限られていたため、女性自ら雑誌を創刊するこ
とは非常に難しかった。そのため、彼女たちは男子留学生が創刊した雑誌『江蘇』(1903
年)を発言の場として次々と投稿活動を行った。

中国人女子留学生たちの独立思想の発展及び留学生数の増加とともに、彼女たちは男子
留学生と一緒に雑誌を創刊したり、女性同胞の団体を作って、みずから独立の機関誌を創
刊したりし始めた。たとえば、中国人女子留学生が創刊した雑誌の中には、革命思想を提
唱した『白話』(1904年)、改革派か革命派かという中国の政治的対立に距離をおき、中国
人女性たちの解放を提唱した『中国新女界雑誌』(1907年)、また無政府主義と女性解放を

⁴ 『訳書彙編』は駸翼翬、楊廷棟、楊蔭杭、雷奮、曹汝霖などのメンバーが東京で結成した翻訳団体「訳書彙編社」の機関誌で、本誌は「留学界雑誌の元祖」と称されている。山室信一著『思想課題としてのアジア：基軸・連鎖・投企』岩波書店、2001年、358頁。

⁵ 曹汝霖著・曹汝霖回想録刊行会編訳『一生之回憶』鹿島研究所出版会、1967年、9頁。

⁶ たとえば、黄興や楊度など湖南省出身者による『遊学訳編』(1902年)、秦毓蘧を代表とする江蘇留学生の『江蘇』(1903年)、蔣方震、馬君武など浙江省出身者の『浙江潮』(1903年)、劉成禺、藍天慰ら湖北省留学生の『湖北学生界』(1903年)などが挙げられる。

⁷ 阿部洋著『中国の近代教育と明治日本』福村出版、1990年、108～109頁。

提唱した『天義報』(1907年)、女学の発達と女権の伸長を提唱した『留日女学会雑誌』(1911年)などがある。

本研究は、主に雑誌『江蘇』に掲載された女子留学生たちの「女学論文／論叢」⁸をはじめとして、上述した四つの雑誌に焦点を当て、1. 中国人女子留学生たちはどのような意図からこれらの雑誌を創刊したのか、2. そこにはどのような中国人女子留学生／中国人女性の女子解放思想或いは政治思想が見られるか、3. 彼女たちはどのような近代思想を中国の人々に伝えようとしたのか、また、4. それらは同時代の中国人男子留学生の出版活動、或いは留学先である日本からどのような影響を受けたのか、5. 彼女たちが求めた理想的女性像とは何だったのか、6. 日本での出版活動はどのようにその後の中国婦人解放運動へと受け継がれたのか、などの諸点について考察する。したがって本研究は、近代中国の女子留学史の領域のみならず、中国人女性の出版活動史研究においても、多大な意義をもつものと考えられる。

第2節 先行研究の検討

これまで清末における中国人女子留学生たちの出版活動は、中国人留学史、中国人女性の日本留学史、中国婦女運動史及び中国人女性史など様々な方面の研究において頻繁に言及されている。

中国人留学史には、女子留学生たちによって創刊された出版物も記録されている。たとえば、瀋殿成主編『中国人留学日本百年史：1896－1996（上冊）』⁹と実藤恵秀著『中国人日本留学史』¹⁰などがその代表的なものである。これらの著書では男子留学生の翻訳・出版活動については全面的、かつ詳細に紹介しているが、女子留学生が創刊した雑誌についてはそのタイトルと編集者、発行所、創刊年月日が記されているだけである。

中国人留学史と異なり、中国人女性の日本留学史にはもっと詳細に女子留学生の出版活動が紹介されている。その代表的な著書として、孫石月著『中国近代女子留学史』¹¹と周一

⁸ 羅家倫編『江蘇』中國國民黨中央委員會黨史史料編纂委員會、1968年。『江蘇』の第三号と第五号では「女学論文」として、第四号と第六号では「女学文叢」という題目で中国人女子留学生たちの文章が掲載された。本研究では、両者をまとめて「女学論文／文叢」と表記する。

⁹ 沈殿成主編『中国人留学日本百年史：1896－1996（上冊）』遼寧教育出版社、1997年、262～267頁の「清末日本華文報刊一覧表」を参照。

¹⁰ 実藤恵秀、前掲書、418～420頁の「清朝末期に日本において発行せられた中国雑誌目録」を参照。

¹¹ 孫石月著『中国近代女子留学史』中国平和出版社、1995年、110～114頁。

川著『中国人女性の日本留学史研究』¹²が挙げられる。『中国近代女子留学史』において孫石月は、1840年から1949年まで、中国人女性の海外留学の流れを総括して論じており、日本留学については第五章「清末女子留日」で扱っている。雑誌発行に関しては、その創刊者、創刊年月日、創刊地のほかにも、雑誌の性格及びその主旨などが紹介されている。

周一川の『中国人女性の日本留学史研究』は、民国期の中国人女性の日本留学に焦点を当てており、清末の留学については「民国以前の状況」としてまとめている。そこでは清末の女子留学を初期（1870年～1905年）、中期（1905年～1907年）、末期（1907年～1911年）の三段階に分け、各段階の中国人女性による出版活動が紹介されている。初期段階の『江蘇』の「女学論文／論叢」、中期段階の『中国新女界雑誌』と『天義報』、末期段階の『留日女学会雑誌』について簡単な紹介はあるが、秋瑾の『白話』についてはその名が挙げられているだけである。

中国婦女運動史及び中国人女性史の分野では、主に談社英編著『中国婦女運動通史』¹³、顧秀蓮主編『20世紀中国婦女運動史（上巻）』¹⁴や小野和子著『中国女性史：太平天国から現代まで』¹⁵などの著作が挙げられる。『中国婦女運動通史』の第四節「留日女学界之一瞥」では、中国人留学生たちが創刊した『中国新女界雑誌』、『天義報』、『留日女学会雑誌』の発刊詞を取り上げており、「留日女学会」についても紹介されている。顧秀蓮は、1898年から1949年における中国人女性の運動史を総括して論じており、第一章の第二節「婦女運動的興起（1898～1915）」において、中国人女性が組織した団体及び創刊した雑誌をまとめている。その中に、女子留学生の結社活動と出版活動が含まれている¹⁶。

小野和子は『中国女性史：太平天国から現代まで』の第四章「辛亥革命のなかの女たち」において、女革命家－秋瑾と清末のアナーキスト－何震の活動を中心に紹介しており、雑誌『白話』と『天義報』に触れている。しかし、どちらの著書も雑誌そのものを一つの研究対象としてはおらず、社会活動の一環として紹介するにとどまっている。そのため、雑誌内容に立ち入って系統的に論じることはしていない。

¹² 周一川、前掲書の63～66頁、76～80頁及び88～90頁を参照。

¹³ 談社英編著『中国婦女運動通史』婦女共鳴社、1936年、12～36頁。

¹⁴ 顧秀蓮主編『20世紀中国婦女運動史（上巻）』中国婦女出版社、2008年、85～89頁。

¹⁵ 小野和子著『中国女性史：太平天国から現代まで』平凡社、1978年、85～98頁。

¹⁶ 上述した二つの著作以外に、劉巨才編著『中国近代婦女運動史』（中国婦女出版社、1989年）、中華全国婦女聯合会編『中国婦女運動史：新民主主義時期』（春秋出版社、1989年）と鮑家麟[ほか]著『近代中国婦女運動史』（近代中国出版社、2000年）が挙げられる。しかし、これらの著書も中国人女子留学生たちが組織した団体や創刊した雑誌について紹介するのみで、雑誌内容に立ち入って論じることはしていない。

中国人女子留学生たちの出版活動に関する論文としては、石井洋子「辛亥革命期の留日女子学生」¹⁷、佐藤尚子「清末の女子留学生雑誌に関する研究」¹⁸と江藤恭二・王鳴・肖朗「日本における清国女子留学生に関する一考察—近代の日中文化・教育交流史研究」¹⁹などが挙げられる。石井洋子の論文は、中国人女学生の受け入れ学校、中国人女子留学生たちの組織活動と出版物について論じている。『江蘇』の「女学論文／論叢」についても触れており、出版雑誌としては『中国新女界雑誌』、『天義』、『留日女学会雑誌』を中心に紹介し、その内容についても少し言及している。

佐藤尚子の論文は、主に中国人女性の日本留学、女子留学生雑誌の刊行、『中国新女界雑誌』の内容について検討している。この論文には『天義報』、『白話』、『留日女学会雑誌』など中国人女子留学生が刊行した雑誌に関する簡単な紹介はあるが、雑誌内容には触れていない。また、『中国新女界雑誌』の検討に当たっても、佐藤は第一号から第五号までの欧米に関する論説・記事を羅列するだけで、その内容に立ち入って論じてはいない。江藤恭二他の「日本における清国女子留学生に関する一考察—近代の日中文化・教育交流史研究」においては、周一川の『中国人女性の日本留学史研究』と同様、中国人女性の出版活動を三段階に分けて検討している。これらの研究は、本論文の枠組みを提供しているが、雑誌記事についての具体的、系統的な分析は十分ではない。

近年、清末中国人女子留学生の出版活動は、中国人女性の出版活動史という視点から研究される傾向があり、なかでも劉人鋒の『中国婦女報刊史研究』²⁰が注目される。劉は 19 世紀末から 20 世紀 90 年代までの百年にわたり、中国人女性たちが創刊した雑誌を 10 章にわけて考察し、その第三章「辛亥革命時期的留日学生与婦女報刊」では、主に雑誌『中国新女界雑誌』、『天義報』及び『留日女学会雑誌』について分析している。

雑誌の記事内容にまで立ち入って検討することがほとんどなかった先行研究と比較してみると、劉の研究は中国人女子留学生たちがこれらの雑誌を創刊した意図、及びその中に見られる中国人女子留学生の女子解放思想を詳しく分析している。しかし、その分析対象は彼女たちが書いた文章のみにとどまって、同時代の中国人男子留学生たち及び留学先である日本からの影響関係、彼女たちが求めた理想的女性像などについては注目していない。

¹⁷ 石井洋子、前掲論文、31～54 頁。

¹⁸ 佐藤尚子「清末の女子留学生雑誌に関する研究」『教育学研究紀要』51（1）、中国四国教育学会、2005 年、60～65 頁。

¹⁹ 江藤恭二・王鳴・肖朗「日本における清国女子留学生に関する一考察—近代の日中文化・教育交流史研究」『名古屋大学教育学部紀要、教育学科』38 号、名古屋大学教育学部、2007 年、313～323 頁。

²⁰ 劉人鋒著『中国婦女報刊史研究』中国社会科学出版社、2012 年、93～125 頁。

特に、清末における日本留学女子学生の出版活動史上、その端緒的役割を果たした『江蘇』の「女学論文／文叢」及び秋瑾の『白話』については分析するには至らなかった。

以上のように、先行研究のうち本研究が対象とした在日中国人女子留学生たちの出版活動に直接焦点を当てたものは劉人鋒の『中国婦女報刊史研究』のみである。しかしながら、劉の研究は彼女たちの出版活動が行われた当時の日本の状況を踏まえて、様々な影響関係を視野に収める分析とはなっていない。また、これらの研究は彼女たちの出版活動を中国人留学史、中国人女性の日本留学史、中国婦女運動史及び中国人女性史という多角的視座から検討しており、当時の女子留学生による日本での出版活動の画期的な意義を認識しているが、その雑誌の内容に立ち入って具体的なテキスト分析を行ってはいない。つまり、雑誌記事に踏み込んで、比較・分析する先行研究は極めて少ないのである。

第3節 本論文の構成及び研究方法

本論文は五章から成り、清末における在日中国人女子留学生たちが東京を中心として創刊した雑誌をその記事にまで立ち入って検討する。

まず、雑誌本文の検討に入る前に、雑誌を創刊した中国人女子留学生たちの留学実態について考察したい。したがって第一章では、「留学」と「社会活動」に大きく分けて論じる。前述したように、中国人男子留学生と異なり、中国人女性たちの日本留学は自発的なものであった。初期において、清朝政府は男子留学生に対して積極的な奨励策を講じたが、女子学生をその対象から完全に除外していた。にもかかわらず、清末には数多くの中国人女子留学生が日本に滞在していた。本章では、中国人女子留学生に対する清朝政府の方針及び日本教育界による中国人女性への関心という観点から、中国人女子留学生たちの日本留学を可能にした要因を検討し、続けて中国人女子留学生受け入れの中心校であった実践女学校、及びその他の受け入れ先について考察する。それによって、中国人女子留学生たちの留学実態を明らかにしたい。一方、「社会活動」においては、中国人女子留学生の結社活動と出版活動について、当時の中国国内における中国人女性の社会活動との比較を通して、その特徴、傾向を明らかにしたい。

第二章では、中国人男子留学生の創刊した雑誌『江蘇』に掲載された13篇の「女学論文／文叢」に注目し、1903年までの、つまり初期の中国人女子留学生たちの女子解放思想と政治思想、同時代の中国男性知識人（留学生）或いは留学先である日本の知識人との影響関係及び彼女たちが求めた理想的女性像を考察する。留学初期の中国人女子留学生たちは、

来日したばかりで日本語もよく通じなかった。このような状況から見れば、初期において彼女たちが投稿した文章には、日本語の著作から直接得た知識より、自国の進歩的男性たちから得た知識がより一層反映されていた可能性が高い。しかし、前者の影響を受けた可能性も完全には否定できない。したがって本章では、まず「女学論文／文叢」に収められた13篇の文章の全体像を検討し、これらの文章を当時の中国人男性の論説や日本人の論説との影響関係など様々な関連で考察し、初期中国人女子留学生の女子解放思想の内容を明らかにする。そのうえで、「女学論文／文叢」と『江蘇』との関係を分析し、最後に彼女たちが求めた理想的女性像とは何だったのかを論証する。

第三章では、秋瑾が中国人男子留学生とともに創刊した雑誌『白話』(1904年)及び帰国後に彼女が創刊した女性向け雑誌『中国女報』(1907年)を比較分析することによって、秋瑾の女子解放思想と政治思想が、日本留学期を通して極めて大きな変化を遂げたことを論証する。本章では、まず秋瑾の留学に至る経緯を紹介し、日本に来る直前まで彼女がどのような思想の持ち主であったのかを考察する。そして、『白話』に掲載された秋瑾の文章を分析し、そこにどのような女子解放思想と革命思想が見られるのか、留学前と比べてどのような変化が見られ、それはどのような影響を受けた結果と考えられるのかを分析する。最後に、『中国女報』における秋瑾の文章を取り上げて『白話』の文章と比較し、日本留学期における秋瑾の女子解放思想と政治思想の変化の過程を明らかにすることにより、日本留学が秋瑾にとってどのような意味を持っていたのかを検証する。

続く第四章では、まず燕斌が創刊した雑誌『中国新女界雑誌』(1907年)を同時代に刊行された女性向け雑誌と比較し、『中国新女界雑誌』の発刊意図及びその雑誌の性格、特徴を考察する。次に、大きく女子教育／女性論、伝記、実学教育の三つに分けられるこの雑誌の翻訳記事に注目し、中国人女子留学生たちがどのような日本の著書・訳書を選んで翻訳したのか、またその選択にどのような意図が込められていたのか、そしてその際、日本の女子教育／女性論からどのような影響を受けたのか、などを究明することによって、『中国新女界雑誌』に見られる中国人女子留学生たちの女子解放思想及び理想的女性像を明らかにしたい。

第五章では、何震が創刊した雑誌『天義報』(1907年)とその後、唐群英が創刊した雑誌『留日女学会雑誌』(1911年)について考察する。『天義報』では、まず何震が書いた文章に注目し、そこにはどのような女子解放思想が見られるのか、また、その思想は夫である劉師培や日本の知識人(アナキスト)たちからどのような影響を受けたと考えられるか

について分析する。『天義報』は、当時日本に滞在していた多くの中国人からの賛助金を得て刊行され、そこにはもちろん女子留学生たちも含まれていたが、第八・九・十号以降は、女性の賛助者はほとんど消えてしまった。その原因はどこにあり、またそれは何を意味したのかを究明する。さらにこの章の後半では、何震とも関わりのあった唐群英が創刊した雑誌『留日女学会雑誌』についても考察する。同誌は、清末における在日中国人女子留学生たちが日本で出版した最後の雑誌で、第一号しか刊行されなかった。辛亥革命の勃発により、在日留学生たちは次々と帰国したからである。ここでは、『留日女学会雑誌』の創刊過程、意図、そこに見られる女子解放思想及び留日女学生たちのその後の活動を明らかにし、彼女たちの出版活動の辿りついた最終地点を確認する。

最後に終章では、以上の各章の研究成果をまとめ、学業ばかりでなく、社会活動、特に出版活動という面から中国人女子留学生の留学の性格と意義を総括する。さらに、今後の課題についても触れたい。

第一章 清末における中国人女性の日本留学と社会活動

本章では、清末における中国人女性の日本留学と彼女たちが東京を中心に行った社会活動について論じる。

中国人女性の日本留学は男性とほぼ同時期に始まった。しかしながら、男性と比べると、その人数は少なく、約百分の一にすぎない。それは、当時の清朝政府が積極的な留学政策をとったにもかかわらず、女子学生はほとんどその対象から除外されていたからである。女子留学生に関する規定は、1910年になってようやく制定された。

本章では、まずいくつかの段階に分けて清朝政府の日本留学政策を考察し、これらの政策が中国人女性の留学及びその後の社会活動にどのような影響を与えたのかを究明する。また、彼女たちの日本留学を可能にした要因や受け入れ学校を検討することによって、清末における中国人女性の日本留学の実態を明らかにする。次に、中国国内外での女性たちの結社活動と女性誌の創刊状況を概観したうえで、在日中国人女子留学生による東京での社会活動が大きな比重を占めることやその傾向を明らかにしたい。

第1節 清末における中国人女性の日本留学

本節では、清朝政府の日本留学政策と女子留学生、中国人女性の日本留学を可能にした要因及び女子留学生受け入れの中心校である実践女学校とその他の受け入れ先を検討することによって、彼女たちの日本留学の状況を明らかにしたい。

1.1 清国政府の日本留学政策と女子留学生

周知のように、清朝政府が初めて留学生を海外に派遣したのは日本ではなくアメリカであった。1840年のアヘン戦争と1856年に勃発したアロー戦争で、清朝政府は西洋諸国の強さを認識し始めた。一部の先進官僚たちは、西洋諸国の先進技術を導入することによって、中国の独立と強大化を追求する「洋務運動」を展開した。その一環として、清朝政府は留学生を海外諸国に派遣したのである。

1872年から1875年の間に、清朝政府は計120人の児童を官費留学生としてアメリカへ送り出した。彼らの修業予定は当初は15年間であったが、1881年になって保守派官僚たちの反対により留学を中断させられ、やむなく帰国した。アメリカへの派遣の少しあと、欧州への派遣も始まった。清朝政府が海事を学ばせるために中国人留学生をヨーロッパへ

送り出し始めたのは 1875 年のことで、それから 1889 年までの間に 90 人以上の学生を派遣した。これらの留学生には、後に北洋艦隊の中堅層になった者が多く、また外国の著書を翻訳して中国の近代化に貢献した人物も少なくない²¹。

清朝政府が留学先として欧米から日本へと目を向け始めたのは、言うまでもなく日清戦争の敗北（1895 年）を機としてであった。それ以後、官僚のみならず、知識人階層も日本が強くなった原因を真剣に考え始め、日本への留学の必要性を主張し始めたのである。この段階における日本留学は大きく三つの時期に分けることができる。以下に、各段階における清朝政府の留学政策及び留学状況について簡単にまとめた。

(1) 日本留学の開始期（1896 年～1900 年）

前述したように、1896 年清朝政府は初めて留学生を日本に派遣した。当時、日本留学を推進した張之洞（1837～1909）²²は、清国政府の湖広総督であり、有力な官僚であった。1898 年 3 月頃に張は『勸学篇』²³を書き始めたが、外篇の「遊学」篇において積極的に日本留学を勧めている。

この「遊学」篇において、張はまず「日本は小国なのに、何で勢いが盛んなのだろう。伊藤博文、山縣有朋、榎本武揚、陸奥宗光の諸人は皆二十年前西洋に留学した学生で、西洋に脅かされるのに奮発し、百余人を率いて、独、法、英国などの国に渡り、政治、工商或いは水陸兵法を学んで帰国した。その知識が政府に重く用いられたため、政治は一変し、日本は東方を雄視するようになった」²⁴と日本が強くなった原因は、留学生を海外に派遣して、西洋の近代的知識を学び、それをを用いて改革を行ったところにあると述べた。

続けて張は「留学する国は西洋より東洋の方がよい。一、両国の距離が近いため渡航費用を省き、数多く派遣できる。一、近くであるから考察しやすい。一、日本語は漢文に近く通曉しやすい。一、西洋の書物は甚だ多いが、日本ですでに不要のものが取り除かれて

²¹ 横井和彦・高明珠「中国清末における留学生派遣政策の展開－日本の留学生派遣政策との比較をふまえて－」『経済学論叢』64（1）、同志社大学経済学会、2012 年、106～111 頁。

²² 張之洞は直隸南皮（河北省）の出身で、字は孝達。16 歳で挙人、27 歳で進士になった。主に漢宋の儒学を学び、宋明の性理学を提唱した。1881 年から 1907 年の間、山西巡撫、両広（広東と広西）、両江（江蘇、安徽、江西）、両湖（湖南と湖北）などの総督を歴任、1909 年に 72 歳で亡くなった。

²³ 『勸学篇』は内外両篇に分かれ、内篇は 9 章（同心、教衷、明綱、知類、宗經、正權、循序、守約、去毒）、外篇は 15 章（益智、遊學、設學、學制、廣譯、閱報、變法、變科舉、農工商學、兵學、鑛學、鐵路、會通、非弭兵、非攻教）からなり、「内篇は本を務めて人心を正し、外篇は通を務めて風気を開く」ことが宗旨とされている。いわゆる「中学が主、西学はその輔」という中体西用論である。張之洞著『勸学篇』（上、下）田中文求堂、1898 年を参照。

²⁴ 張之洞、『勸学篇』（下）、5～6 頁。

いる。中国と日本は情勢、風俗が似ているので、学習しやすい。いわば半分の労力で倍の成果を勝ち取れるので、これに勝ることはない。若しその知識の精確さ、完備さを求めるなら、その時にまた西洋に赴けばよい」²⁵と日本留学の利点を挙げ、日本こそが理想的な留学先であると主張した。しかし、留学教育の最終目的は、日本の知識そのものより日本を通して素早く日本で再構築された実用的な西洋学を学ぶところにあったことが窺える。

翰林院の侍読学士であった張之洞の門下生が、この『勸学篇』を光緒皇帝（1875～1908）と慈禧太后（1835～1908）に進呈すると、二人はこれを賛賞し、同年6月に副本40部を軍機処から各省の督撫学政に頒布した。その後、『勸学篇』の発行部数は200万冊を上回り、実藤恵秀によれば、これは「日本留学に対する大宣言」ともなったと言われている²⁶。

その後の1898年6月、康有為（1858～1927）、梁啓超（1873～1929）ら維新派は「戊戌変法」を行ったが、同年9月、慈禧太后の反撃を受け、「戊戌変法」期に創られた政策は全て廃止された。維新派の重要人物であった康有為、梁啓超も日本に亡命して難を逃れたが、すでに始まっていた日本留学の流れには影響がなく、留学生は増える一方であった。王奇生によれば、『清末民初洋学学生題名録初輯』に日本留学生の人数が記録されており、1898年に77人、1899年に143人、1900年には159人であったという²⁷。したがって、1896年から1900年までの時期が日本留学の開始期であったと言えるだろう。

（2）日本留学の奨励期（1901年～1905年）

1901年、義和団運動、八ヶ国連合軍との戦争を経てその統治が危うい段階に差し掛かった清朝政府は、各地の総督・巡撫宛てに改革案を募集する詔を発し、改革を通じて自国の富強を実現させる決意をした。これに応じて同年7月、張之洞（湖広総督）と劉坤一（1830～1902、両江総督）は連名で「変通政治人材為先遵旨籌議折」、「遵旨籌議変法謹擬整頓中法十二条折」、「遵旨籌議変法謹擬採用西法十一条折」の「江楚会奏変法三折」（両江・湖広が連合で上奏する改革三箇条）²⁸を清朝に提起した。いわゆる「光緒新政」が始まったのである。そのなか、「変通政治人材為先遵旨籌議折」においては、留学が推奨されている。張之洞と劉坤一は費用を省くことができ、修学後の帰国が早いという理由で、依然として日

²⁵ 張之洞、『勸学篇』（下）、6頁。

²⁶ 実藤恵秀、前掲書、42頁。

²⁷ 王奇生著『中国留学生的歴史軌跡：1872—1949』湖北教育出版社、1992年、95頁。

²⁸ 「江楚会奏変法三折」には、立憲君主制への移行、科挙の廃止をふくむ教育改革、新軍の建設、商業の奨励などの項目が含まれている。

本留学を勧めていたが、1898年の『勸学篇・遊学』と比べると、私費留学の推奨や小・中学校教員の補充のために、日本の師範学校へ留学生を派遣すべきであるという明確な提言においてこれまでとは異なる方針を示した²⁹。

1903年、張は慈禧太后に命じられて駐清国公使内田康哉（1865～1936）と相談の上、日本留学について「約束遊学生章程」、「奨励遊学畢業生章程」、「自行酌辦立案章程」を制定した。「約束遊学生章程」と「自行酌辦立案章程」は、留学生の言行、政治関与などについて細かく規定しており、留学生の革命運動を防止するための章程であったことが分かる。一方、「奨励遊学畢業生章程」は、日本で普通中学を卒業した者には「拔貢」、高等学校を卒業した者には「举人」、大学卒業した者には「進士」、修士号を取習した者には「翰林」、博士号を取得した者は「翰林昇階」という科挙と同等の身分を与えると規定していたという³⁰。

その後、清朝政府は帰国留学生を対象として登用試験を実施し、留学中に優秀な成績を修めた者に報いる法制を整えた。1905年、第1回の帰国留学生登用試験が実施されたが、受験者の14人は全員留日学生であり、全員合格して官職を与えられた。同年、清朝政府が千年の歴史をもつ科挙制度を廃止したことは、より一層中国人の留学熱を刺激した。なぜなら、帰国留学生が登用試験を通して「举人」、「進士」といった身分を獲得することにより、留学は官僚になるための重要な手段となったからである。その結果、中国人留学生は急速に増加し、実藤恵秀によれば、1902年には4～500名、1903年には1000人を突破し、1905年から1906年には8000人を超える数に達したという³¹。

(3) 日本留学への制限期（1906年～1911年）

1901年から1905年まで、清朝政府は留学生の資格を何も制限していなかった。それは、当時中国の近代化を実現する人材が数多く必要とされていたにもかかわらず、中国の新式教育は始まったばかりであり、自国内での養成が間に合わなかったからである。したがって、清朝政府は積極的に官費留学生を派遣したばかりでなく、私費留学生の卒業生に対しても奨励政策を打ち出した。しかし、その実態を見ると、1905年に一万人近くに達した留

²⁹ 沈殿成、前掲書、93～94頁。

³⁰ 横井和彦・高明珠、前掲論文、124頁。

³¹ 実藤恵秀、前掲書、15頁。実藤以外に、董守義著『清代留学運動史』（遼寧人民出版社、1985年）もまた、1903年に1242名、1904年に2557名、1905年には8000名を増加したと述べている。一方、巖安生著『日本留学精神史：近代中国知識人の軌跡』（岩波書店、1991年）は、1906年に留学生数は一万人を超えたと推測している。

学生の入学先は速成科が 60%と最も多く、普通科の学生は 30%、高等専門学校に入学した者は 3.4%、大学に入学した者はわずか 1%にすぎなかった。また、中途退学者が 5%を占め、ほかにも様々な問題が生じていた³²。

1906 年 3 月、中国学部（教育行政機関）は「選送遊学制限辦法」を制定し、各省に通告した。この規定により、高等学校以上または専門学校への入学を希望する者は、必ず中学卒業以上の資格を有することと定め、大量派遣から質的向上への転換を図った。また同年 8 月には、各省宛てに法政大学の第五班³³を除く速成学生派遣の即時中止を命じた。

同年 10 月、第 2 回登用試験が実施され、32 人が合格した。しかし、そのうち最優等者 9 人は全て欧米留学生在が占め、優等者 5 人のうち 3 人が欧米留学生、中等者において 18 人中日本留学生在が 13 人という結果が出て、日本に派遣された留學生は質が低すぎると批判されるようになった³⁴。こうした批判に応じて、1907 年に駐日留學生監督処は、日本の中国留學生を受け入れる各学校とともに「中国留學生教育協議会」を組織し、早稲田大学などの 19 校を留学教育指定校とした。そのうち、女学校は実践女学校のみであった³⁵。このような中国側の日本留学資格の制限により、1907 年から中国人留學生の人数は減少し始めたのである。王奇生によれば、1907 年には 6797 人、1908 年には 5216 人、1909 年には 5266 人、1910 年には 3979 人、1911 年には 3328 人であったという³⁶。

『勸学篇・遊学』において張之洞は極めて積極的に日本留学を勧めたが、女子教育に対しては伝統的なやり方を踏襲しようとし、女子学生を日本留学の対象から完全に除外していた。たとえば内篇の「明綱」篇で張は、「君は臣の綱たり、父は子の綱たり、夫は妻の綱たりは白虎通の礼緯の説を引いたもので、五倫の要、百行の源である。数千年広く伝えられてきたが何の異議もない。聖人の聖人たる所以、中国の中国たる所以はまさにここにある」³⁷としてこの三綱は永遠不変の真理であると述べている。

続けて張は、「その故、君臣の綱を知れば、民権の説は行われず、父子の綱を知れば、父

³² 当時、金銭的余裕のある官・私費留學生の中にはまったく勉強せず、賭博、美食美酒、遊廓での女遊びにふける者も少なくなかった。彼らの放蕩ぶりは日本のマスコミで大いに報道されたという。横井和彦・高明珠、前掲論文、126 頁。

³³ 法政大学清国留學生法政速成科は、1904 年に当時の大学総理梅謙次郎（1860～1910）の指導の下で設立された学科である。同年 5 月に第一班の 94 人が入学してから 1906 年に入学した第五班まで、およそ 1256 人の卒業生を送り出し、帰国後、多くの卒業生は法律、政治、教育などの分野で活躍した。一方、法政速成科は第五班卒業後の 1908 年に廃止された。

³⁴ 横井和彦・高明珠、前掲論文、126 頁。

³⁵ 周一川、前掲書、50 頁。

³⁶ 王奇生、前掲書、98 頁。

³⁷ 張之洞、『勸学篇』（上）、13 頁。

子同罪、免喪、廃祀の説は行われず、夫妻の綱を知れば、男女同権の説は行われない」³⁸と主張し、権力者に服従する中国の伝統的な道德観を維持し、民権、父子平等、男女同権は何よりも三綱五倫に違反するものだという認識を示した。このような「夫為妻綱」の倫理道德観念のもとでは、夫と妻は支配、被支配の関係にあり、また女性は経済的基盤がないため、男性に依存するしかない。その結果、女性は男性に服従し、子を産み、家を継承するための道具にならざるをえなかった。

留学政策ばかりでなく、女性の学校制度も男性より何年も遅れて実施された。1902年、「欽定学堂章程」が公布されたが、この中には女子教育は含まれていなかった。その後の1904年、張之洞や張百熙（1847～1907）らによって改訂された「奏定学堂章程」にも女性の学校教育の規定はなく、女性に対する教育は家庭教育の中に取り込まれていた。「奏定学堂章程」は、「学務綱要」「大学堂章程」「高等学堂章程」「中学堂章程」「高等小学堂章程」「初等小学堂章程」「蒙養院章程及家庭教育法章程」から構成されていたが、その中、「蒙養院章程及家庭教育法章程」は、女性が自由に結婚相手を選択することや、親と夫を蔑視することを恐れ、西洋文化に触れることにも、学校教育にも異議を唱えて、女子教育は家庭教育のみと強調している³⁹。つまり当時の、女子教育の最大の反対者は、ほかならぬ近代教育の最高権威者たちであった。この「奏定学堂章程」の発布から3年後の1907年になってようやく、清朝政府は「奏定女学堂章程」を公布し、初めて女性の学校教育を認めることになったのである。

さらに1910年になって、唯一の女子日本留学規程「学部咨留日女生酌定補官費辦法札飭提学司遵照文」が学部（教育行政機関）により制定され、各省に通達された。周一川によれば、これはいわば、「学部留日女子学生の選考及び官費補給に関するガイドライン」とも言えるものであったという⁴⁰。

清末における中国人女性の日本留学は実際には男性とほぼ同時期に始まったが、彼らと異なり、政府の派遣によるものではなく、父兄や夫に付き添って家族として来日した女性もいれば、秋瑾のように単身で日本に赴いた女性もいる。この状況は、1905年に湖南省が官費女子留学生を日本に派遣するまで続いた。

1905年、湖南省は初めて官費女子留学生を実践女学校に派遣した。馬小力によれば、1904

³⁸ 張之洞、『勸学篇』(上)、13頁。

³⁹ 璩鑫圭・唐良炎編『学制演變』上海教育出版社、1991年、396頁。『奏定蒙養院章程及家庭教育法章程』は家庭教育の補助的役割を果たす蒙養院（幼稚園）設立に当たり頒布された規定である。

⁴⁰ 周一川、前掲書、53頁。

年に湖南省巡撫であった端方（1861～1911）が女子留学教育を提唱し、官費女子留学派遣の歴史の第一頁を開いたという。女子留学教育を進めるために、同年11月に、湖南省政府は実践女学校に女子留学生20名の受け入れを依頼した。当時、日本留学を果たして帰国し、留学事業に携わっていた范源濂（1875～1927）も、実践女学校校長である下田歌子（1854～1936）⁴¹の協力の下で、これらの女子留学生の派遣に大いに貢献した。その結果、1905年の湖南省は20名の女子留学生を第一弾として、以後実践女学校に大量の女子留学生を派遣することになるのである⁴²。

その後の1907年春、今度は奉天省が女子師範学堂から23人の官費女学生を日本に派遣した。これは、1905年に教育視察で日本を訪れた熊希齡（1870～1937）が、奉天省政府の代表として、毎年15人の学生を実践女学校に送ることを下田と契約し、それに基づいたものであった。さらに同じ頃、江西省からも実践女学校に10人の官費留学生が送られていた。

つまり、清末における官費女子留学生の派遣は、清朝政府から始まったのではなく、地方政府によるものであった。したがって、中国人女子留学生たちの自発的に教育を受けようとする意志や地方政府の開明的な官僚たちの積極的な模索がなければ、中国人女性の留学は実現しなかった。もちろん、その背景には、中国全土の日本留学ブームと各省に対する清朝政府の奨励政策があったことは言うまでもない。

1.2 中国人女性の日本留学のもう一つの要因

上述したように、清末における中国人女性たちの日本留学を可能にした要因は、主として彼女たちの自発的な意志や開明的な地方政府官僚たちの貢献であったが、その他に日本側の積極的な中国人女子留学生受け入れ政策があった。それではなぜ、日本側はこのような政策を打ち出したのだろうか。ここでは、戦前の日本教育界を代表する雑誌である『教育時論』⁴³に掲載された中国人女子留学生関連の記事や論説を通して、日本側の積極的な教

⁴¹ 下田歌子は、日本女性史では明治から大正までの時代を代表する女子教育家として、中国女性史の領域では清末の女子留学生を受け入れた日本側の担当者として知られている。彼女は1854年岩村藩士平尾録藏氏の長女として生まれた。1872年からは宮中に出仕し、しばらく女官生活を送る中で、広く官内官僚と接触した。1879年彼女は下田猛雄と結婚し、結婚を理由に女官を辞したが、4年後夫を亡くし、伊藤博文などの勧めで上流女子を対象とする桃天私塾を開き、女子教育に関わるようになった。1885年華族女学校が皇后の令旨によって設立され、下田は学監兼教授に任ぜられた。また、1893年から2年間、欧州に赴き、帰国後帝国婦人協会を設立し、その教育事業の一環として、1899年に実践女学校を創設した。故下田校長先生伝記編纂所『下田歌子先生伝』（大空社、1989年）を参照。以下、『下田歌子先生伝』と記す。

⁴² 馬小力「奉天省による日本に派遣された女子留学生について—清末日本留学の背景を中心に—」『日本語文化研究：城西国際大学大学院紀要』1号、城西国際大学大学院、2012年、58～59頁。

⁴³ 『教育時論』は、1885年の創刊から1934年休刊までの49年間、1762号まで発刊された日本教育界の

育機関提供、協力の意図を探りたい。

日本の教育界が中国の教育問題に目を向け始めたのは、中国と同様、日清戦争後のことである。前述したように、日清戦争敗北後、清朝政府は日本の近代学校制度を全面的に模倣するようになった。こうした清朝政府の改革運動に対して、『教育時論』では日本人教員の派遣や中国人留学生の受け入れを提唱する論説や記事が盛んに掲載されている。そこには、中国人女子教育に関する記事も数多くあり、それらを大まかに分類して見ると、日本人女性の在華教育活動⁴⁴、清国女子教育の状況⁴⁵及び彼女たちの日本留学に関するものである。

中国人女性の日本留学に関する最初の記事と見られるのは、1900年9月に掲載された「清韓女子の教育」で、その中には「華族女學校學監下田歌子女史は、從來清韓兩國婦女子の教育上に關し、最も熱心に研究しつゝあり、且つ該地の事情に通曉せる者に就き、種々調査せる結果、其の教育程度は、今日實に世界最劣等の地に在るを以て、此の際東洋婦人の義務として、彼等を啓發誘導せざるべからずとの趣意より、我國同志者の賛同を求め、尚ほ又歐米各國婦人の同意を求めんと、目下其の方法等に就き、攻究中とのことなる（後略）」⁴⁶と書かれている。

この記事から分かるように、下田は日本の女子教育だけではなく、同じ東洋に属し、「世界最劣等」にある清韓の女子教育を日本人女性の任務として受けとめていた。このような教育提携の発想はひとまずは西力東漸（西欧諸国のアジア地域への進出）に対する危機意識から生じたものであるといえる。1893年、皇女教育調査という天皇の内旨を受け、また先進国における女子教育情況を実見するため下田は欧州に渡った。同年9月から1895年8月まで、英、法、独、等8カ国を回り、女子の家庭教育、学校教育について視察を行った。

教育総合雑誌で、在野的な立場にあり、広く学芸一般、外国教育の動向など、教育の「普及改進ニ必要」な事項は細大となくこれを伝えることを意図したものである。木戸若雄著『明治の教育ジャーナリズム』大空社、1990年、24頁。

⁴⁴ 日本人女性の在華教育活動に関する記事としては、「清國教育と本邦婦人」（第655号、明治36年6月25日）、「日本女子と蒙古王の家庭教師」（第672号、明治36年12月15日）、「妙齡女史の渡清」（第695号、明治37年8月5日）、「河原安井兩女史」（第716号、明治38年3月5日）、「在外女子教育者」（第750号、明治39年2月15日）、「清藤、河原二女史歓迎会」（第753号、明治39年3月15日）などが挙げられる。これらの記事には、内蒙古喀拉沁（カラチン）府によって聘させられた河原操子をはじめ、湖北省武昌幼稚園で主任を務めている戸野みち子及びその補佐丹雪枝、湖南省常德府師範学堂に聘せられた小川文野子、東洋婦人会の主事で、1905年の8月から12月まで、清国の著名な都市を遊歴し、女子教育の状況など視察して帰国した清藤秋子など、日本婦人の在華教育活動について紹介されている。

⁴⁵ 中国人女子教育に関する記事としては、「清國の女學校設立の計畫」（第455号、明治30年12月5日）、「清國女子教育談」（第696号、明治37年8月15日）、「清國の女學校」（第706号、明治37年11月25日）、「清國教育の現況」（第770号、明治39年9月5日）などが挙げられる。

⁴⁶ 『教育時論』第556号、1900年9月25日。

欧州滞在中の 1894 年、下田はロンドンにあって日清戦争勃発の報に接し、遠く祖国日本をふり返って、むしろ欧州列強に脅かされるアジアの危機を痛感したという。同年 8 月、佐々木高行 (1830～1910)⁴⁷に宛てた手紙の中で、彼女はつぎのような危機感を告げている。「さて日清間云々の事は、續々種々の風説を耳に致し居候得共、今如此歐米列國、東洋の隙を伺ひつゝある時に於て、見す見す漁人の利となすべき、一大戦雲の暗澹たるにまで至るべしとは、萬々思ひよらざるべく候ひしが、最早此期に至り候ては、無據愚見を以てすれば、よしたとへわが四千萬の國民が、鮮血を濺ぎ盡し候迄も全力を集めて戦勝を期し候より外の良策は有之まじく候。(中略)かへすかへすも如斯硝烟砲聲の間に兄弟の國たる日清相見ること立至り候事、残念千萬に候。實に今日親しく欧州列國の大勢を見聞仕候得ば敵に刃を借し、盜にかてをもたらすの感に堪へ不申候 (後略)」⁴⁸。先進的な西欧文明を目の前にした下田は日本、東洋の位置を改めて認識するようになり、また西力東漸に対する危機意識から、日清両国の将来の関係を憂慮するようになった。これも、下田が清韓の女子教育を、先に近代化を果たしつつあった日本人女性の任務として積極的に受けとめようとした理由であったと思われる。

日本教育界側もまた、早い段階から中国人の男子の教育とともに女子の教育への積極的参加を呼びかけていた。中国の女子教育に対する日本教育界の最も早い関心は、日清戦争後間もない 1897 年の記事「清國の女學校設立の計畫」⁴⁹である。また、『教育時論』第 655 号 (1903 年 6 月 25 日) の「清國教育と本邦婦人」では、「抑清國女子が、一般に無學不文なるは、實に驚くべき程にて、彼等家庭の非教育的に、且つ人情風俗の忌むべく慨すべきもの多き、之に原因するもの尠なからず、されば今後彼國を啓發せんとするに當りては、男子の教育と共に、女子の教育も、亦大に之を振興せざるべからず、是の時に當り、我邦婦人にして、彼國學校に聘せられ、其子女教育に當るが如きは、實に必要欠くべからざる美事にして、此の如く、我邦男女教育家の誘掖指導によりて、彼國男女の教育、雨々相並んで發達進歩するに至らば、其結果は、必ず大に見るべきものあるべし。我等は今後、適當なる女子教育家が、續々彼國に渡航して、女子教育に従事し、女子の教育と共に、家庭

⁴⁷ 佐々木高行は幕末、明治期の政治家で土佐出身。倒幕活動に参加し、新政府では参議、司法大輔、宮中顧問官、枢密顧問官などを歴任した人物である。当時内親王常宮と周宮の教育主任を務めていた佐々木は、宮中内部の反対を押し切って、下田をヨーロッパ視察に推薦したという。津田茂麿著『明治聖上と臣高行』原書房、1970 年、849 頁。

⁴⁸ 津田茂麿、前掲書、876～877 頁。

⁴⁹ この記事は明治 30 年 12 月 5 日、『教育時論』第 455 号に書かれたもので、中国人男性知識人たちの首唱により、上海に女學校を設立する計画があることや泰西の語言文字を主とし、医、理、化の三学科を置き、その教師は米国より帰朝した庚、石二女史及びその他の大家閨秀を聘する予定であると紹介している。

の改良を促がし、以て我國の天職を竭くすに於て遺漏なからんことを、希望に勝へざるなり」⁵⁰と書かれている。この記事が掲載されたのは、日本教育界が1902年に教育視察のため来日した呉汝綸（1840～1903）に対して女子教育情報を積極的に提供し、女子教育の制度化を力説した翌年である⁵¹。1904年に公布された清国の『奏定学堂章程』は、呉の日本視察案をもとにつくられ、近代教育制度の端緒として位置付けられている。しかし、この章程においては、女子教育は家庭教育に止めている。この記事では、まず中国人女性の近代化の遅れが強調されており、日本の女子教育が清国よりも先んじているという自負心から、彼女たちの教育を日本人女性の担うべき任務であると積極的に呼びかけている。この背後には、日本人女性教育家が男性教育家たちとともに清国の男女学生を「誘掖指導」することによって、中国の教育界全体に日本の影響力を拡大しようとする日本側の意図があったと思われる。

中国人女子留学生たちの受け入れにおいても同様の傾向が見られた。たとえば、1904年7月25日に掲載された「清國女子留學生の卒業」には、最初に実践女学校を卒業した中国人女子留学生陳彦安と錢豊保が紹介され、下田歌子の「告辞」も載せられている⁵²。1904年7月16日、実践女学校で中国女子学生の第一回の卒業式が行われた。これは、日本において初めての中国人女性の卒業式であった。素早くこの記事を書いたのは、日本国内においても中国人女性たちの教育に携わることができるという日本教育界のメッセージをとりわけ日本人女性たちに伝えようとする意図からであったと思われる。

また、この第一回の卒業式で下田は、彼女たちを受け入れ、兄弟たる清国の繁栄のため、その原動力となる人材を育成したが、その理由は「日本が昔から思想、学術、文化等の面において中国の啓発を受けたことに対する一種の恩返し」だと述べており、また「貴嬢方を養った國は清國であつても、教を受けた國は日本であることを、いつも念頭に置いてくださるやうに。冀くは航路つつがなく、壮健にて歸國され、あつばれ御國の女子教育のために、貴國の家庭および社會進歩のために、その貴き原動力とならん事を希望いたします」

⁵⁰ 『教育時論』第655号、1903年6月25日。

⁵¹ 董秋艷によれば、呉汝綸の視察報告書『東遊叢録』の「文部所講第一」には、日本文部省が女子教育の「現場」を呉に見せる一方、呉のために19回にわたって講義を行い、その講義の内容は女子教育に関する行政、教育大意、衛生、管理法、教授法、設備及び学校沿革などを含んでいたという。董秋艷「日清戦争後中国女子教育普及に向けた日本教育界の働きかけ：呉汝綸の日本教育視察（1902）をめぐって」『飛梅論集：九州大学大学院教育学コース院生論文集』13号、九州大学大学院人間環境学府教育システム専攻教育学コース、2013年、5頁。

⁵² 『教育時論』第694号、1904年7月25日。

53と言葉を結んでいた。

確かに中国への恩返しも中国人女子留学生を受け入れた原因の一つであろうが、それが下田の第一の目的とは考えられない。なぜなら、下田は最初の留学生で当時早稲田大学に在学していた戩翼翬（1878～1908）から中国語を学ぶかわら、戩とともに上海で雑誌『大陸』（1901年）を創刊し、また呉汝綸や留学生監督とも親交を結んでいた。さらに、革命運動の援助要請活動で来日した孫文とも接触し、新しい中国のトップになる可能性のある人物との交流を求めてもいた。このようなことから、下田の政治的目的は明らかである。

むしろ「貴嬢方を養つた國は清國であつても、教を受けた國は日本であることを、いつも念頭に置いてくださるやうに」という言葉こそが下田の中国人女子留学生受け入れの本心であり、それは日本での教育を通して、中国の女子留学生たち、引いては清国政府に日本への恩義を感得させ、最終的には、「教」の祖国である日本の優位性を強調することにあつたと思われる。つまり、下田のみならず、日本側の積極的な教育機関提供、協力の最も大きな理由は、東アジアにおける日本の影響力拡大欲求であつた。

1.3 中国人女性の受け入れ学校

清末に、中国人女子留学生を受け入れた日本の女学校としては実践女学校、東亜女学校、日本女子大学校、女子美術学校、成女学校、東京女子高等師範学校などが挙げられる。しかし、受け入れ人数や新課程設置などの面から見ると、実践女学校の寄与は群を抜いている。

実践女学校創立2年目の1901年、一人の中国人女学生が入学を希望してきた。これが同校における最初の中国人女子留学生である。この学生はすでに日本語が相当話せたので、特別の配慮を必要としなかった。これが評判になったためか、1902年には4、5名の私費留学生が入学を志望したが、彼女たちは来日したばかりで、日本語も未熟であつた。そのため、従来の在校生とは全く別に、専任の教師を置いたという⁵⁴。実質的な女子留学生教育はこの時点から始まったと言える。

当時の日本は、女学校は言うまでもなく、留学生にその門戸を開こうとする男子学校さえも極めて少ない状況であつた。また、中国人女子留学生は家族とともに来日したため、父兄や夫が何らかの事情で帰国せねばならない場合には、途中で退学せざるを得なかつた。

⁵³ 『下田歌子先生伝』、399～400頁。

⁵⁴ 『下田歌子先生伝』、393～394頁。

それでも下田は積極的に彼女たちを受け入れたのである。

1905年になると、実践女学校の状況は一変した。1904年11月、同校は20人という大量の女学生の教育を湖南省から依頼されたからである。これに対応するため、新たな留学生部の分教場が開設されることになり、1905年7月、赤坂区桧町10番地（現在港区赤坂9丁目）の洋館一棟を借用し、改組した中国留学生部が設置された。坂寄美都子と松元晴子の両女史が、主としてその監督と教授の任に当たっていた⁵⁵。分教場設置とともに、本科の修業年限は2年、特別科は1年とする「清国女子速成科規定」が制定された。特別科は入学者の希望を考慮して置かれたもので、師範速成科と工芸速成科から成り、短期間で修了できるなどの理由によって、本科よりも人気を得ていたようである⁵⁶。

同年7月末、湖南省から受け入れた20人の官費留学生の授業がようやく開始された。このうち13人は師範速成科に、7人は工芸速成科に入学した。石井洋子によれば、この中には、後に婦人運動家として有名になった王昌国（1880～1954）や張漢英（1872～1915）も含まれていたという⁵⁷。彼女たちは来日したばかりで日本語もよく通じない女生徒たちであったため、授業開始当初の約八ヵ月間は、授業内容を漢訳したプリントを配るほか、通訳も必要で、通訳には留学生監督役5、6名が当たっていた。

その後の1907年春、今度は奉天省の女子師範学堂から23人の女学生が、さらに同じ頃、江西省からも10人の官費留学生が実践女学校に送られた。前述したように、1907年、中国の駐日留学生監督処は、中国人留学生を受け入れていた日本の各学校とともに「中国留学生教育協議会」を組織した。実践女学校もこの協議会の主旨に基づいて速成科を廃止し、普通科及び師範科の修業年限を3年以上に改めた。奉天省からの23人の留学生は、全員新しく設置された3年制師範科に入学した。さらに1908年4月になって、実践女学校は中国人留学生についての規則を改定した。新しく制定された「外国留学生規程」に沿って、修業年限3年の中等科及び師範科と修業年限2年の工芸科が設置された。課程内容や週の授業時間数もより一段と充実し、清末の中国人女子留学教育に重要な地位を占めていた実践女学は速成教育を主とする時期を終えたという⁵⁸。

初めての中国人女子留学生受け入れから1920年まで、実践女学校はおよそ200人の留学

⁵⁵ 『下田歌子先生伝』、403頁。

⁵⁶ 実践女子学園八十年史編纂委員会編『実践女子学園八十年史』実践女子学園、1981年、99～100頁を参照。以下、『実践女子学園八十年史』と記す。

⁵⁷ 石井洋子、前掲論文、33頁。

⁵⁸ 『実践女子学園八十年史』、112～117頁を参照。

生を受け入れ、その卒業生は 98 人に上る。そのうち、94 人は 1911 年までに卒業している。最も多くの留学生が実践女学校を卒業したのは 1909 年から 1910 年のことで、その人数は 67 人であった。その後、卒業生は激減し、実践女学校は中国人女子留学教育における主導的地位を失った⁵⁹。

実践女学校の他に、中国人女学生のために特別科を設置した日本の学校として東亜女学校と成女学校が挙げられる。東亜女学校に「中国女子留学生速成師範学堂」が付設されたのは 1905 年 3 月のことで、この学校は家庭教育の国家への貢献を願って、賢母育成を目的に設立された学校であったという⁶⁰。一方、成女学校が初めて中国人女子留学生を受け入れたのは 1906 年 12 月のことで、張漢英がこの学校に女子速成師範科を設けることに尽力した。速成師範科の修業年限は一年で、「正課」と「随意科」に分かれていた⁶¹。

特別コースの設置はなかったものの、1911 年までに中国人女子留学生を受け入れた女学校としては女子美術学校（59 人）、日本女子大学校（11 人）、東京女医学校（15 人）、東京女子高等師範学校（6 人）などが挙げられる。石井洋子によれば、女子美術学校では、絵画の他に編物、造花、刺繍などのコースが設置されていたため、日本滞在中次第に実学に目覚め、技術を身につけようとしていた中国人女子留学生たちの人気を得たのである⁶²。

第 2 節 中国人女子留学生の社会活動

本節では、中国人女子留学生たちが東京を中心に行った社会活動を、大きく結社活動と出版活動に分けて論じたい。清末の在日中国人女子留学生たちの社会活動が、その方向性において男子留学生の感化を受けていたことは言うまでもない。彼らの結社活動や出版活動に大きな刺激を受けた女子留学生たちは、自ら団体を組織し、その機関誌の創刊にも携わった。それでは、彼女たちの結社活動と出版活動にはどのような特徴、傾向が見られるのだろうか。

2.1 中国人女子留学生の結社活動

清末に来日した中国人留学生たちは、日本において近代文明を積極的に受け入れ、世界の大勢を理解し、文化的、政治的に様々な活動を展開した。1900 年、中国人男子留学生た

⁵⁹ 周一川、前掲書、84 頁。

⁶⁰ 石井洋子、前掲論文、38 頁。

⁶¹ 煉石「留日女学界近事記」『中国新女界雑誌』第一号、76～77 頁。

⁶² 石井洋子、前掲論文、38 頁。

ちは東京で「訳書彙編社」という翻訳・出版団体を結成した。山室信一によれば、その母体となったのは、同年初頭、留学生間の「知識の交換と感情の連絡」を目的として結成された「励志会」で、これは留日中国人学生が最初に組織した団体であったという⁶³。

その後、日本に留学或いは亡命する者は増加しつづけ、政治的情熱をもった多くの青年知識人たちは、異国の日本で各々出身地ごとの同郷のつながりを基礎とする団体ばかりでなく、性質も名目も様々に異なる団体を数多く結成した。つまりこのような状況が、自立心が芽生えはじめた中国人女子留学生たちにも啓示と刺激を与えたに違いない。

1903年4月、「日本留学女学生共愛会」（以下、「共愛会」と略する）が東京で組織された。その「日本留学女学生共愛会章程」には、「本会は二億の女性を救い、その固有の権利を回復し、各々に国家思想を備えさせ、女国民の天職を果たせることを主旨と為す」⁶⁴と明記されている。小さな団体でありながら、中国の全女性たちを救おうとする大きな抱負が見られる。「共愛会」は、在日中国人女子留学生たちが最初に組織した女性団体であるばかりでなく、中国国内も含めて初めての近代的な女性団体であった。

夏曉虹によれば、中国における女性団体の結成は近代に始まったわけではなく、少なくとも清朝の康熙、乾隆年間（17、18世紀）には文学団体「蕉園詩社」と「清溪吟社」が相次いで登場していた。しかしその活動はごく狭い範囲に限られ、メンバーの興味ももっぱら詩文のみに向いていたから、純粋な文学サークルに止まっていたという⁶⁵。これに対し、日本における女子学生たちの結社活動は、近代的な女性の独立意識から生じ、中国の全女性に訴えようとする意欲的なものであり、その性質は根本的に異なっている。

以下の表1は、その設立場所を問わず1903年から1907年まで、中国人女性によって組織された団体名である。ここから見られるように、中国人女性の団体は1903年に東京で初めて組織されてから、またたく間にアメリカ、中国の各都市に広がり、女性団体結成のブームが起きた。これは、日本における結社活動が先駆的な意義をもっていたことを示している。また、1903年から1907年までに日本で組織された女性団体は、当時中国女性たちによって組織された全団体の約4分の1を占めている。1907年まで、中国人女性の結社活

⁶³ 山室信一、前掲書、358頁。そもそも「励志会」は、政治的活動と一線を画すことを前提としていたが、東京大同学校生の唐才常（1867～1900）や呉祿貞（1880～1911）などの十数人の留日学生が漢口で自立起義軍に参加して弾圧されたことから、国民の啓蒙と政治改革の必要性を痛感して「訳書彙編社」を興し、「政治の諸書は東西各邦の国力強化の本源であり、ゆえに本編はこれらを先ず刊行する」と掲げていたという。

⁶⁴ 『江蘇』第二号、387頁。

⁶⁵ 夏曉虹著『纏足をほどいた女性たち』朝日新聞社、1998年、79頁。

表1 中国人女性によって組織された団体一覧（1903年～1907年）⁶⁶

団体名	時間	場所	組織者
共愛会	1903年4月	東京	胡彬夏など
赤十字会	1903年6月	東京	胡彬夏など
中国女維新会	1903年11月	ロサンゼルス	薛錦琴
中国婦女啓明社	1904年3月	北京	錫貞
女子興学保険会	1904年4月	上海	張竹君
衛生講習会	1904年5月	上海	張竹君
実行共愛会	1904年8月	東京	秋瑾など
両浙女学会	1904年8月	杭州	不明
中国留日女学生会	1905年	東京	李元
中国婦人会	1906年5月	北京	廖太夫人
女学研究会	1906年7月	北京	恩項臣
女界自立会	1906年10月	昆明	張雄西
女学慈善会	1907年3月	北京	江亢虎
中国婦女会	1907年3月	北京	黄銘訓
女子教育会	1907年3月	天津	呂碧成
女子復権会	1907年6月	東京	何震
女学教授研究会	1907年10月	瀋陽	呂清揚
江浙女拒款会	1907年11月	上海	何兪樹萱
蘇州女界保路会	1907年11月	蘇州	謝長達
安徽女界路砵保存会	1907年12月	上海	姚幽蘭
浙江旅滬女同郷懇親会	1907年12月	上海	湯国黎

動の中心地は国内では上海（5）、北京（5）、国外では東京（5）であった。

これに対し、1908年から1911年まで、中国人女性たちが中国国内において組織した団

⁶⁶ 表1は、顧秀蓮主編『20世紀中国婦女運動史（上巻）』の「辛亥革命前十年婦女団体一覧表」（122頁）をもとに作成したものである。また、1908年以後、中国人女性によって組織された団体については、本書の122頁～123頁を参照されたい。

体数は23（1908年に4、1909年に3、1910年に5、1911年に11）もある。しかし、1907年以後日本で組織された団体は、1911年に唐群英らによって設立された「留日女学会」以外はほとんど見当たらない。

2.2 中国人女子留学生の出版活動

清末に、在日中国人女子留学生によって創刊された雑誌は、「共愛会」の機関誌的役割を果たした『江蘇』の「女学論文／文叢」（1903年）を除いて、1904年抱真女士による『女子魂』、同年9月秋瑾による『白話』、1907年2月燕斌による『中国新女界雑誌』、同年6月何震による『天義報』、同年恨海女士による『二十世紀之中国女子』、1911年4月唐群英による『留日女学会雑誌』の七点にのぼる。しかし、『女子魂』と『二十世紀之中国女子』⁶⁷は残存していないため、その内容を分析することはできない。

因みに1898年7月24日、中国初の女性誌『女学報』が上海で創刊されている。同誌の主な編集者・執筆者には康同薇（1879～1974、康有為の娘）、李端蕙（1869～1924、梁啓超の妻）、裘毓芳（1871～1904、裘廷梁⁶⁸の娘）などがおり、毎号大型紙一枚に、上下四頁に分かれ、また5日ごとに刊行したため、新聞と雑誌の中間に位置するものであった⁶⁹。編集者・執筆者から分かるように、『女学報』は維新派の妻や娘たちによって創刊されたものであったため、「戊戌変法」の失敗後その発行継続が難しくなり、廃刊になった。しかし、初めて女性たちによって創刊された点においては、大きな意義をもっていたといえる。

その後、女性読者を対象とする雑誌や女性によって創刊された雑誌が続々と現れ、辛亥革命前に出版された女性誌は、現在知られているだけで30以上に上る。そのうち、比較的影響力が大きかったのは、上述した日本で創刊された雑誌と『女学報』のほかに、1902年5月に『蘇報』（1896年～1903年）の主筆、陳範（生没年不詳）の長女である陳擷芬（1883～1923）が上海で創刊した『女報』⁷⁰、男性知識人丁初我（1871～1930）が創刊した女性

⁶⁷ 『二十世紀之中国女子月刊』は、河南学生会所から出版された、近世女子教育（日本化される中国の女子教育を指す）のでたらめを改め、女子道徳の重視を提唱し、女権の回復を主旨としている。談社英、前掲書、17頁。

⁶⁸ 裘廷梁（1857～1943）は江蘇無錫の出身。字は葆良、1912年以後に可桴と改めた。裘は、維新変法思想を中国の人々に宣伝する際に白話が一番容易であることに気づき、1898年3月に『無錫白話報』（第5号から『中国官音白話報』と改題）を創刊した白話運動の先駆的提唱者である。大原信一著『近代中国のことばと文字』東方書店、1994年、50頁。

⁶⁹ 夏曉虹、前掲書、64頁。

⁷⁰ 『女報』は、『蘇報』の革命派への傾斜にしたがって、革命派が創刊した愛国女学校及び女性志士の活動状況のニュースに力を入れた。1903年6月末に「蘇報事件」が起こると、陳範は清朝政府に指名手配され、陳擷芬は父に従って日本に亡命した。

表2 中国人によって創刊された女性誌一覧（1898～1907）

雑誌名	編集者	刊行年	刊行地
『女学報』	康同薇、李端蕙	1898年	上海
『女報』（1903年2月、『女学報』に改称）	陳擷芬	1902年	上海
『嶺南女学新報』	馮活泉	1903年	広州
『江蘇』の「女学論文／文叢」	秦毓鎣（陳彦安など）	1903年	東京
『女子世界』	丁初我	1904年	上海
『婦孺報』	不明	1904年	広州
『白話』	秋瑾	1904年	東京
『女子魂』	抱真女士	1904年	東京
『女界燈学報』	何志新	1905年	広東
『北京女報』	張天雲	1905年	北京
『中国女報』	秋瑾	1907年	上海
『中国新女界雑誌』	燕斌	1907年	東京
『中国婦女会報』	杜徳興	1907年	北京
『中国婦人会小雑誌』	邱彬忻	1907年	北京
『星期女学報』	善保、王淑瑗夫婦	1907年	北京
『天義報』	何震	1907年	東京
『二十世紀之中国女子』	恨海女士	1907年	東京
『神州女報』	陳志群	1907年	上海
『天足会報』	潘仲礼	1907年	上海

向け雑誌『女子世界』（1904年）、秋瑾が上海で創刊した雑誌『中国女報』（1907年）、『女子世界』第十八号の編集長であった陳志群（1889～1962）が上海で創刊した雑誌『神州女報』（1907年）と『女報』（1909年）などである。上の表2は、1898年から1907年まで、以下の表3は1908年から1911年までに、男女を問わず中国人によって創刊された女性誌一覧表⁷¹である。

⁷¹ 表2と表3は、沈殿成主編『中国人留学日本百年史：1896—1996（上冊）』262～267頁の「清末日本

表3 中国人によって創刊された女性誌一覧（1908～1911）

『湖北女学日報』	馮徳生	1908年	湖 北
『惠興女学报』	不明	1908年	杭 州
『婦女孺報』	陳誠	1908年	広 州
『女報』	陳志群	1909年	上 海
『女学生』	楊白民	1909年	上 海
『女学生』	尹鋭志	1910年	上 海
『女界星期録』	洪舜英、洪美英	1910年	香 港
『無錫况志女学雑誌』	不明	1910年	無 錫
『中国婦女改良会報』	丁義華、英淑仲	1911年	天 津
『留日女学会雑誌』	唐群英	1911年	東 京
『婦女日報』	不明	1911年	上 海
『女釵報』	貫虹女士	1911年	上 海
『婦女時報』	包笑天	1911年	上 海
『婦女雑誌』	不明	1911年	北 京

表2に見えるように、1907年まで男女を問わず中国人によって創刊された雑誌は上海が6点、東京が6点、北京が4点、広州（広東）が3点、合計19点あった。これは、東京における中国人女子留学生の出版活動が、清末の女性誌出版活動史上、重要で不可欠の位置を占めていたことを示しており、1907年までの、中国人女性の出版活動は国内では上海、国外では東京を中心に行われていたと言っても過言ではない。東京での出版点数は当時、男性知識人が同じく東京で創刊していた雑誌の10分の1にも満たないが（附録1を参照）、彼女たちの出版活動は決して軽視できないものであった。なぜなら、彼女たちの活動は、近代女子教育体制の確立及び中国人女性の覚醒に重要な役割を果たしていたからである。

当時、女子留学生たちが創刊した雑誌は、彼女たちが東京で組織した団体の機関誌であったため、結社活動と同じ傾向が見られた。そのため、1907年以後になると、唐群英の『留

華文報刊一覧表」、中山義弘著『近代中国における女性解放の思想と行動』（北九州中国書店、1983年）88頁の「清末の婦人雑誌および婦人関係図書」、顧秀蓮主編『20世紀中国婦女運動史（上巻）』125～128頁の「辛亥革命時期婦女報刊一覧表」を参照して作成したものである。

日女学会雑誌』(1911年)のほかにはほとんど見当たらなくなる(表3を参照)。

その理由として最初に考えられるのは、1907年、清朝政府によって「奏定女学堂章程」が公布され、中国国内において女子の学校教育がようやく認められることになったため、中国人女性たちの活動舞台が日本から母国に移動したのではないかという点である。

もう一つの理由としては、清朝政府の留学生資格の制限に伴う男子中国人留学生の減少である。中国人女子留学生の東京での出版活動は、そのほとんどが男子留学生の活動と関わっていた。たとえば、最初の「女学論文」は男子留学生が創刊した雑誌『江蘇』に掲載されたばかりでなく、秋瑾もまた男子留学生とともに雑誌『白話』を創刊している。初期の留学生と異なり、雑誌『白話』の創刊において秋瑾はリーダー的役割を果たしたが、その大多数の執筆者は男子留学生であった。また、『中国新女界雑誌』は女子留学生が編集兼発行を担当したが、その背後に男子賛助会員が数多く存在した⁷²。何震が夫とともに創刊した雑誌『天義報』や男子留学生の活動に呼応する形で創刊した『留日女学会雑誌』も、同じ傾向が見られる。つまり、どれ一つとして男子留学生の影響及びサポートを受けなかった女性誌はない。

清末における留学生総数を全体的に見ると、ピークを迎えたのは1905年から1906年であるが、女子留学生総数のピークはやや遅れて、1907年から1910年の間であり、1907年が139人、1908年が126人、1909年が149人、1910年が125人であった⁷³。つまり、十分に自ら雑誌を創刊しうる人数に達していたにも関わらず、1907年以後の東京では1911年の『留日女学会雑誌』を除いて、女性向けの雑誌が一つも創刊されなかったのである。このことはおそらく、男子留学生数の減少と深く関わっていたと考えられる。そして、男性知識人が東京で創刊した雑誌も、1908年以後は減少する傾向にあった(附録1を参照)。

まとめ

本章はまず、清朝政府の三段階(留学の初期、奨励期、制限期)の日本留学政策について述べ、これらの留学奨励策からほとんど除外されていた中国人女子留学生たちの活動が、多かれ少なかれ男子留学生たちの影響を受けていたことについても触れた。また、彼女たちの留学を可能とした要因として、自らの教育を受けようとする意志や開明的な官僚たち

⁷² 『中国新女界雑誌』線装書局、2007年を参照。同雑誌には、男女を問わず、その賛助会員の名前が収録されているが、男性の数が圧倒的に多かった。

⁷³ 周一川、前掲書、84頁。

の貢献、及び日本側の積極的な中国人女子留学生受け入れ政策について考察した。さらに、日本側の積極的な教育機関提供、協力の背景には、日本の政治的野心があったことを指摘した。中国人女子留学生によって創刊された雑誌が、このような日本側の意図に対してどのような反応を示したかについては、第四章で改めて論じることにしたい。

清朝政府によって制定された留学政策は、その後の中国人留学生たちの社会活動にも一定の影響を与えた。女子留学生たちの東京での結社活動と出版活動は1903年から1907年までの期間を中心に行われたが、それ以後男子留学生数の急激な減少とともに、その活動の舞台を日本から中国へと移したのである。

中国人男子留学生数と比べると、清末における中国人女子留学生はわずかな数にすぎない。しかし、封建制度に縛られた従来の中国人女性の運命と比較すれば、これらの女子留学生たちが海を越えて異国で学んだという体験自体は画期的意義を有していたといえるだろう。まして彼女たちは男性にも負けない勢いをもって積極的に結社活動や出版活動を行い、中国の二億の女性たちを啓蒙しようとしたのである。したがって、主にこの活動期に焦点を当てる本稿では、次章から在日中国人女子留学生たちが東京で創刊した雑誌を中心に考察していきたい。

第二章 初期中国人女子留学生と『江蘇』の「女学論文／文叢」

本章では、清末における在日中国人女子留学生の出版活動史上、端緒的役割を果たした『江蘇』の「女学論文／文叢」（中文）に焦点を当て、初期中国人女子留学生たちの女子解放思想と政治思想、同時期の中国男性知識人（男子留学生）或いは留学先である日本の知識人との影響関係及び彼女たちが求めた理想的女性像などを明らかにする。

1903 年になると、中国人女子留学生数はすでに十数人になった⁷⁴。前述したように、当時の女子学生数はまだ限られており、女性自らが雑誌を創刊し、独自の機関誌を持つことは非常に難しかった。そのため、「共愛会」の会員たちは男子留学生たちの雑誌『江蘇』を発言の場として、次々と文章を投稿し始めたのである。

これまで「共愛会」と「女学論文／文叢」に関しては、社会に及ぼしたマクロな意義を中心に論じられることが多かった。「女学論文／文叢」は、中国人女子留学生たちの日本（東京）における初めての執筆活動であったにもかかわらず、その研究は紹介にとどまり、内容に立ち入ったものはない。また、彼女たちのこのような執筆活動、そして初めての女性団体「共愛会」の設立は、それ以後の女子留学生たちに大きな影響を与えた。特にその主張はたとえば、日本で創刊された婦人雑誌『中国新女界雑誌』（1907 年）や『留日女学会雑誌』（1911 年）などに受け継がれ、より大きく展開されていった。したがって、その後の中国人女子留学生の出版活動を系統的に考察するうえでも、「女学論文／文叢」の内容を詳細に検討する必要がある。

清末の大多数の新思潮が西洋から日本を経由して中国に輸入されたように、中国人男性知識人の女性解放論の形成及び近代女性像は大きく日本知識人の影響を受けたと思われる。つまり、「女学論文／文叢」に見られる女子解放思想及び彼女たちが求めた理想的女性像を明らかにするには、明治日本の知識人から中国男性知識人（留学生）へ、また中国男性知識人（留学生）から中国人女子留学生へ、という二重の影響関係が見逃せない。

さらに、女子留学生たちの活動が活発になる 1903 年になると、日本留学生の政治思想は愛国主義から反満（革命）主義へと大きく展開する傾向を見せた。このような時代の流れを顕著に反映したのが留学生たちの雑誌『江蘇』である。そのため、「女学論文／文叢」と

⁷⁴ 謝長法によれば、1903 年 4 月まで来日した中国人女性は銭豊保、曹汝錦、胡彬夏、華桂、馮元養、周佩珍、俞文婉、吳芙、陳彦安、王蓮、方君筭、何香凝、夏張時田、龔圓常、林宗素、鈕勤華の 16 人である。その中、林宗素と鈕勤華、何香凝と夏張時田を除いては、すべて実践女学校の生徒であった。謝長法「清末的留日女学生」『近代史研究』第 2 期、中国社会科学院近代史研究所、1995 年、273 頁。

その掲載誌である『江蘇』はどのような関わりがあったのか、という問題も検討する必要がある。

本章では、まず初期中国人女子留学生の留学実態と『江蘇』に収められた彼女たちの 13 篇の「女学論文／文叢」を概観する。そして、これらの文章で見られた女子解放思想、特に「女権」の受容過程を考察し、日本の知識人から中国男性知識人へ、また中国男性知識人から中国人女性へという二重の影響関係を明らかにする。次に、「女学論文／文叢」とその掲載誌である『江蘇』との関係を分析し、最後に彼女たちが求めた理想的女性像とは何だったのかを明らかにしたい。

第 1 節 初期中国人女子留学生と「女学論文／文叢」

1.1 初期中国人女子留学生の留学実態

前述したように、初期において中国人女子留学生を積極的に受け入れ、熱心に教育に当たったのが、実践女学校の校長、下田歌子であった。彼女は欧州視察中に、英国の女性の権利は男性を超えすぎて、このような女権思想を輸入すると日本社会に不利益をもたらすと考えた。その一方で、知己となったゴルドン夫人と「東洋温順な婦徳」に西欧の「強固なる西洋女子の風」を加える見解に一致した下田は、儒教的なものを土台にし、西洋の「婦権」を少し加えて、新しい日本人女性の育成を目指したのである⁷⁵。

下田のこのような女子教育思想は、実践女学校の規則第一条「本邦固有の女徳を啓発し、日進の学理を応用し、勉めて現今の社会に適応すべき実学を教授し、賢母良妻を養成する所とす」⁷⁶において、簡潔にその目的が示されている。それは、儒教的道徳を基本に、時代と社会にふさわしい実学を身に付けた女性たちを育成し、社会の基盤である家庭内での女子の自覚を促すことによって、最終的に国家を富強に導こうとする良妻賢母思想であった。

明治 30 年代になると、良妻賢母主義の女子教育論が、女子教育界において大きな比重を占めるようになる。1899 年 2 月、勅令第 31 号をもって「高等女学校令」が公布されたが、この高等女学校令を出した樺山資紀（1837～1922）文相は、同年地方視学官会議の席で高

⁷⁵ 1894 年、下田は佐々木宛ての手紙に「驚くべきは英國女権の強勢に御座候（如此女権の強長の可不可の論は暫く措く無論日本女子の如き未だ幼稚の志想の所へ此風の輸入すべきは尤も怖るべき事は申迄も無之候）（中略）かのゴ夫人私に意中の私事を示して「妾は英婦人の權餘りに男子を超過せしは未来の結果を恐る、而して思ふに東洋温順の婦徳を少し輸入し東洋へは少しく此強固なる西洋女子の風を輸入し、交換せば相互好風俗を養成すべし。」ア、如此廣き東洋中、何人か一人の女子、余が志を知り得る者無からずやと折りつるに、今始めて君を見る、實に余が志のなる日近づきぬるかととまで悦ばれ申候」と書いている。津田茂麿、前掲書、862～863 頁。

⁷⁶ 『実践女子学園八十年史』、74 頁。

等女学校令制定の理由を「健全ナル中等社会ハ独リ男子ノ教育ヲ以テ養成シ得ベキモノニアラズ。賢母良妻ト相俟チテ善ク其家ヲ斉ヘ、始テ以テ社会ノ福利ヲ増進スルコトヲ得ベシ」と言明している⁷⁷。ここにも見られるように、女子教育の目的は明らかに家庭の担い手としての良妻賢母の育成にあり、社会の根本である家庭における女性たちの役割が期待されていた。

隣邦諸国の女性たちに援助の手をさしのべようとした下田は、初期中国人女子留学生たちに日本人女性と同じく良妻賢母主義教育を施した。中国人女学生に対する実践女学校の教育内容は「清国女子速成科規程」によって知ることができる。この規程によれば本科は2年で、「実践女学校ノ程度ヲ斟酌シ速成ノ目的ヲ以テ教養」するものとされている。教科科目は修身（道德ノ要旨）、読書（講読）、会話（邦語）、作文（邦語綴）、算数（四則）、地理（外国地理）、歴史（外国史）、理科（動植物）、図画（自在画）、唱歌（単音）、体操（遊戯体操）、手芸（造花）合わせて12科目、週に36時間となっている⁷⁸。これは日本人女学生の別科に相当するもので、「速成」的な要素と教科科目に家政（家事科目）が削除された以外はほとんど日本人女学生のものと一致していた。家事科目を中国人女子留学生の教育内容に入れなかったのは、おそらく当時日本に留学してきた学生が皆上層階級で家事を必要としないことを下田が察したからだろう。

現存する留学生のための下田校長「修身講話」では、両国共通の道德の基本が忠孝に置かれ、「婦道ニ於テハ孝貞」が強調されている。そして、『大陸』第一号の「寄書」において下田は「大凡一国ノ女学優レタル者ハ其ノ男学必ズ優ル。何ゾヤ。母教ノ斯克然ラシムルナリ。一国ノ女体強キ者ハ、其ノ男体必ズ強シ。何ゾヤ。母種ノ然ラシムルナリ」⁷⁹と国家的見地から賢母を養成する女子教育の重要性を述べ、中国における女子教育への関心を喚起している。それでは、実践女学校で下田の良妻賢母主義教育を受けた初期中国人女子留学生たちは、このような教育をどのように受け止めたのだろうか。この点については、第4節の「理想的女性像」で改めて検討を加えたい。

1.2 「女学論文／文叢」の概要

⁷⁷ 片山清一著『近代日本の女子教育』建帛社、1984年、115～116頁。

⁷⁸ 『実践女子学園八十年史』、99～100頁を参照。

⁷⁹ 『下田歌子先生伝』、101頁。1901年、下田は清国最初の留学生である戩翼翬（1878～1908）とともに上海で作新社を合作し、その後「支那の青年層に新知識を普及」することを目的として月刊誌『大陸』を創刊した。のちに自著の『家政学』も翻訳刊行している。

1903年4月8日、初期中国人女子留学生は東京において「共愛会」を組織した。本来「共愛会」は、日本に留学していた女子学生十数名が学課の合間に集まって談話し、女学の衰退、女権の抑圧に憤慨し、ひたすら熱意をもって中国2億の女子同胞を苦しみの中から救いたいと考え、学問を研究し、女子同胞の公益を図ることを目的として結成された団体であった⁸⁰。

しかし、その後中国人留学生の間に満州の軍事占領を続けるロシアに抵抗する運動（以下「拒俄運動」と呼ぶ）が起こり、この運動に参加することが、中国人女子留学生の政治的自覚を促した。同年4月29日、東京神田の錦輝館で留学生500人が集まり全体集会が開かれた。協議の結果、留学生たちは義勇隊を組織し、従軍を決意した。これを聞いた「共愛会」の会員たちは、自ら従軍の署名を行い、看護婦に志願することによって「拒俄運動」に参加しようと考えた。胡彬夏、林宗素、陳彦安ら7人の女子留学生は義勇隊に入隊するや否や、上海の各女学堂に向けて打電して、赤十字社活動に参加するよう呼びかけた。また、彼女たちは日赤篤志看護婦会に入り、看護学の学習を始めたのである。女子留学生たちのこの活動に刺激され、1904年1月に上海で「対俄同志女会」が結成された。中国国内だけでなく、初期中国人女子留学生の赤十字社活動は、その後来日した秋瑾や唐群英など女子留学生たちにも大きな影響を与えている。「拒俄運動」における「共愛会」の活動は、当時の留学生雑誌『江蘇』第二号において詳しく紹介された。このように、「拒俄運動」がきっかけとなり、「女学論文／文叢」は『江蘇』の第三号から掲載されることになったのである。

雑誌『江蘇』は、秦毓鎣（1880～1937）⁸¹をはじめ中国人男子留学生江蘇同郷会が1903年4月に東京で創刊した月刊誌であり、1904年4月まで続いた。毎月1日（旧暦）に発行され、毎号約百頁前後で、12号まで発刊された。その目次をみると、図画（図版）、社説、学説、訳編、時論、小説、記言（談叢、文苑）、記事（本省時評、内国時評、外国時評、留学界の出来事）、調査録、雑録という順に構成されている。このなかで、「女学論文／文叢」は一つの独立した位置づけを持たず「雑録」部分に収められた。また、全12号の発行期間中、第三、四、五、六号にのみ掲載され、その文章の分量も各号わずか3、4頁にすぎなか

⁸⁰ 『江蘇』第六号、162頁。

⁸¹ 秦毓鎣は江蘇無錫の人。1901年に江南水師学堂に入学、翌年の1902年に日本に渡り、早稲田大学で勉強しながら、1903年に江蘇の留学生たちと『江蘇』を創刊し、その総編輯となる。拒俄義勇隊、軍国民教育会等の運動に関わった後、1904年に黄興らと長沙（湖南省）で華興会を結成し、その副会長に就任する。馮自由『革命逸史』（臺灣商務印書館、1969年）「秦毓鎣事略（一）」を参照。

った。その位置づけや分量から見れば、当時の中国人女子留学生たちの投稿活動は些細なものに見えるが、その中に「全中国の女性を救う」という大きな抱負が現れていたことは特筆に値する。

他方、「女学論文／文叢」を載せた編集者側の意図も見逃すことができない。当時、雑誌『江蘇』の読者層が主に男性知識人であったことは言うまでもない。それにもかかわらず、女性たちの拙い文章を掲載したのは、中国人女性たちを無知のまま放置すれば中国の近代化を実現することは困難であるが、教育を施せば救国に大きく寄与しうることを、同誌の編集者は読者たちに積極的に訴えようとしたのだと考えられる。「女学論文／文叢」の概要は、以下の表4に示す。

表4から分かるように、胡彬夏（第三号②と第六号⑬）、曹汝錦（第三号④と第四号⑧）、憶琴（第四号⑤と第五号⑨）の3人は文章を2篇ずつ書いている。また、第六号の⑫「共愛会同人勸留学啓」は共愛会同人が書いているため、執筆者は9人である。これら9人はみな中国の南方出身であり、またほとんどが実践女学校の学生であった。中には、その後活発な活動を行った者もあれば、漢奸（売国奴）の家族として一生を送った者もいた。

たとえば、教育世家で生まれた胡彬夏（1888～1931）は、叔父とともに来日してまもなく実践女学校に入った。帰国後の1907年、彼女はまた官費女子留学生としてアメリカに派遣され、ウォルナツヒル・スクールで学んだあとハーバードに入学した。その後、1915年から1917年まで女性向けの総合雑誌『婦女雑誌』の編集を勤め、多数の評論を発表した⁸²。また、中国の有名な女性政治家、革命家である何香凝（1879～1972）は夫とともに日本に来た。1903年9月、留学生の集会で孫文（1866～1925）と出会い、その思想に共感してその後革命活動に参加するようになったが、『江蘇』に投稿した当時、日本女子大学に在学していたかどうかは不明である。婦女運動の先駆者林宗素（1878～1944）は兄林白水（1874～1926）⁸³と一緒に日本に来た。その前まではずっと愛国女学校で勉強していたが、この女学校は「拒俄運動」後、革命運動の秘密機関となった。一方、陳彦安（生没年不明）の夫章宗祥（1879～1962）⁸⁴と曹汝錦（生没年不明）の兄曹汝霖（1877～1966）⁸⁵は、二

⁸² 櫻庭ゆみ子「〈彼女たち〉の近代・〈彼女たち〉のことば—その一— ニューヨークの楊蔭楡」『中国研究』(2)、慶応義塾大学日吉紀要刊行委員会、2009年、207頁。

⁸³ 林白水の本名は林獬、福州の出身。1902年蔡元培（1868～1940）らとともに上海で愛国女学校開設した。翌年、『俄事警聞』（後に『警鐘日報』と改称）の創刊に参加すると同時に、『中国白話報』も創刊した。

⁸⁴ 章宗祥は浙江吳興生まれで、1899年に日本に留学し、日華学堂から第一高等学校を経て東京帝国大学法科に入った。1902年彼は『日本遊学指南』という本を書いた。同年、吳汝綸が教育視察に来たとき、章はほかの留学生とともに通訳を担当した。帰国後、彼は修訂法律館纂修、民政部則例局提調という法律関

表4 「女学論文／文叢」のタイトルや執筆者等

番号	掲載号 タイトル	執筆者 出身地	来日年月 (年齢)	学習学校	内 容
①	<u>第三号</u> ⁸⁶ 勸女子留学 説	陳彦安 浙江省	1902年6月 (21歳)	実践女学校	国家的見地から女子教育の重要性を述べ、日本留学を勧めた。
②	<u>第三号</u> 論中国之衰弱 女子不得 其罪	胡彬夏 江蘇省	1902年6月 (14歳)	実践女学校	中国の衰弱の原因は、女性たちが無知蒙昧であるため、国民として権利を尽くし、義務を果たすことができないからであると述べている。
③	<u>第三号</u> 興女学以復 女権説	方君筭 福建省	1902年9月 (13歳)	実践女学校	女権回復の条件として女子教育の必要性を述べた。
④	<u>第三号</u> 愛国及自愛	曹汝錦 江蘇省	1902年6月 (25歳)	実践女学校	「自愛」する人こそ「国」を愛することができる」と述べている。
⑤	<u>第四号</u> 論中国女子 之前途	憶琴	不明	不明	中国の女性は権利を失っているにもかかわらず、回復しようとしないうことを批判した。
⑥	<u>第四号</u> 敬告我同胞	何香凝 広東省	1902年冬 (24歳)	日本女子大学 (いつ入学した)	女性は男性と同じ責任を負って、我が古国の名声を光復

係の役についた。

⁸⁵ 曹汝霖は上海生まれで、漢陽の鉄道学校を経て、1900年に日本に来た。東京に来て、早稲田専門学校に入学したが、遠くて通学に不便なため改めて東京法学院（後、中央大学と改称）に入った。日本留学の間は、立憲君主制の採用を主張した。1905年、袁世凱の随員として日本へ渡り、東三省に関する協約の締結に従事した。1916年、曹は交通総長に任命され、同年5月には署理外交総長も兼任したが、袁の死後にいずれの職も辞任し、その後交通銀行総理に転じた。

⁸⁶ 雑誌『江蘇』の発刊日は、すべて旧暦の一日である。第三号は閏5月1日、第四号は6月1日、第五号は7月1日、第六号は8月1日になっているが、これを西暦で示すと、第三号は1903年6月25日、第四号は7月24日、第五号は8月23日、第六号は9月21日になっている。

	姐妹			かは不明である)	すべきであると主張した。
⑦	第四号 男女平権説	龔圓常 安徽省	1903年2月	実践女学校	中国の女性は義務を尽くし、自ら女権獲得をすべきであると主張した。
⑧	第四号 恋家郷者無 遠志	曹汝錦 江蘇省	1902年6月 (25歳)	実践女学校	故郷を恋する人は大志がないため、故郷を恋する人ではなく、故郷及び国を愛する人になるべきだと主張した。
⑨	第五号 論中国女子 之前途(続)	憶琴	不明	不明	男性に頼らず、女性たちは自ら女権を回復すべきであると述べている。
⑩	第五号 林女士宗素 女界鐘叙	林宗素 福建省	1903年3月	日本語学習所	女性たちはまず学問を身につけてから、女権を獲得すべきだと主張した。
⑪	第五号 女士女界鐘 叙	黄菱航	不明	不明	中国の女性たちは学習せず、自ら権利を放棄していると批判した。
⑫	第六号 共愛会同人 勸留学啓	共愛会同人			国家的見地から女子教育の重要性を述べ、日本留学を勧めた。
⑬	第六号 祝共愛会之 前途	胡彬夏 江蘇省	1902年6月 (14歳)	実践女学校	女学を振興して男女同権を実現し、一人の国民として救国に携わるべきであると主張した。

人とも五四運動の時期（1919年）に、漢奸として糾弾された人物である。

ただし、憶琴については周一川の『中国人女性の日本留学史研究』（「1902年至1904年留日女生一覧表」）及び謝長法の「清末の留日女学生」の留学生名簿に、名前が見当たらない。

い。その文章は他の女性たちが書いたものより遥かに複雑、難解なので、男性が偽名を使って女性たちを鼓舞するために書いたのではないかと思われる。

第2節 中国人女子留学生の「女権」概念の受容と発展

表4でまとめたように、「女学論文／文叢」の内容を見ると女権獲得に関する文章が最も多い。これは、彼女たちが女権獲得の使命に目覚め始めたことを示している。それでは、「女権」という言葉はいつごろ生まれ、どのように西洋から明治の知識人たちを通して中国に普及したのだろうか。「女学論文／文叢」の内容を詳しく検討する前に、「女権」概念の受容のプロセスを概観しておきたい。

2.1 明治日本における「女権」の受容

須藤瑞代は、日本における「女権」という語は井上勤（1850～1928）の『女権真論』（思誠堂、1881年）が初出であると述べているが⁸⁷、筆者の調査によれば、実はその4年前に出版した尾崎行雄（1858～1954）の『権理提綱』（丸屋善七[ほか]、1877年）において「女権」という言葉が用いられている。また、「女権」という言葉は使っていないが、男女同権論はすでに文明開化の洗礼を受けた明治初期の啓蒙思想家、特に福沢諭吉（1835～1901）を始めとする明六社中の知識人たちによって早くから論じられていた。

1874年4月、福沢は『学問のすゝめ』八編「我心をもって他人の身を制すべからず」において、「男も人なり女も人なり」という男女同等論のもとに、女大学の三従、七去を批判し、また「一夫にて二、三の婦人を娶るは固より天理に背くこと明白なり」と説いていた⁸⁸。翌月から、森有礼（1847～1889）は5回にわたって『明六雑誌』に「妻妾論」（第8、11、15、20、27号）を掲載し、欧米的な権利・義務観念に基づいた一夫一婦制の婚姻観を唱え、夫婦関係の改革を主張した⁸⁹。これに対し、加藤弘之（1836～1916）が同誌第31号に「夫婦同権の流弊論（一、二）」を書き、森有礼や福沢諭吉による夫婦同権論は、男女同権の名目の下で婦権の強大化をもたらすという弊害をあげると⁹⁰、森は次の号で夫婦「同等」を論じたのであって「同権」を論じたのではないと弁駁し⁹¹、福沢は同号で「男女同数論」を書

⁸⁷ 須藤瑞代著『中国「女権」概念の変容：清末民初の人権とジェンダー』研文出版、2007年、22頁。

⁸⁸ 福沢諭吉著『学問のすゝめ』岩波書店、1978年、77～78頁を参照。

⁸⁹ 山室信一・中野目徹校注『明六雑誌』（上、中、下）岩波書店、1999年～2009年を参照されたい。

⁹⁰ 『明六雑誌』（下）、73～80頁。

⁹¹ 『明六雑誌』（下）、120頁。

いて、「世界中の男と女の数はたいてい同様なゆえ、男一人と女一人とあい対して夫婦になるべき勘定なり。もしさもなくして、此処に余計の女を引き込めば、彼処に不足なかるべからず。いろはかるたの娘ひとりに婿八人が不都合なれば、男一人に妾八人もまた不都合ならん。今日のところにては同権などむつかしき話は止めにして、男一人女数人の交際は、十露盤の勘定に合わぬゆえ宜しからずとのみ云て、これを同権の初段となし、その余の議論は学問の上達するまで延引と定べし」⁹²と、男女がほぼ同数である以上、一夫一婦制が自然であるが、男女同権を論ずることは時期尚早であると述べた。また、中村正直（1832～1891）も同誌 33 号に「善良なる母を造る説」を掲載し、そこで「絶好の母を得れば絶好の子を得、日本は絶好の国となる」と強く主張し、国側の立場から、子に対する母親の教育が、高尚な国民を育成するために是非とも必要であると論じたが、「同権か不同権かそれはさておき、男女の教養は同等」⁹³と、福沢の「同権などむつかしき話は止めにして」と同様の観点を示した。つまり、明治初期の啓蒙思想家たちは女性に男性と同等の政治的権利を与えるべきかどうかについては明言を避けたのである。

しかし、1877 年（明治 10 年）になると状況は一変する。1874 年、板垣退助（1837～1919）らが「民選議院設立の建白書」を提出してより自由民権運動が起こり、その活動の高揚に伴い、外国書の翻訳が急増するなか、男女同権（婦人参政権を含む）を説いた著書も数多く紹介されるようになった。たとえば、1877 年 12 月に尾崎行雄がハーバート・スペンサー（Herbert Spencer、1820～1903）の『社会静学』（Social Statics、1851 年）を抄訳した『権理提綱』が出版された。この訳書は「天」と「地」の二巻からなり、「天」巻に原著の第 16 章「The Rights of Women」が「女子之権理（一名男女同権論）」の標題で収録されている。1878 年には、深間内基がジョン・スチュアート・ミル（John Stuart Mill、1806～1873）の『女性の解放』（The Subjection of Women、1869 年）の前半、第一章と第二章を抄訳し、『男女同権論』と題して出版した。また、1881 年には井上勤がスペンサーの前掲書の第 16 章のみを翻訳して『女権真論』として出版し、同年全章を翻訳した松島剛（1853～1940）の『社会平権論』も出版された。外崎光広によれば、これらの著書を最大限に駆使して男女同権論を唱え、女性の政治参加を積極的に説いたのが植木枝盛（1857～1892）であったという⁹⁴。

⁹² 『明六雑誌』（下）、95～96 頁。

⁹³ 『明六雑誌』（下）、126 頁。

⁹⁴ 外崎光広著『明治前期婦人解放論史』高知市立市民図書館、1963 年、23 頁。外崎光広によれば、1879 年 2 月まで、植木は婦人の地位に関する文章を書くに至っていないが、同年 6 月上旬から中旬にかけて『権

植木の女子解放論は、すでに明治9年(1876年)ごろより書き始められていたが、時には廃娼論となり、時には婚姻論となって現れている。しかし、本格的に婦人問題と取り組んだのは、彼が『土陽新聞』補助員になって、連日のように社説を執筆し始めた1885年以降であり、1888年7月17日から8月26日にわたって南海桜里生の筆名で連載した「男女の同権」、特に第二章「婦女の参政権」は、最も系統的に論じられた男女同権論であった。そこで植木は、「国家の人民たる者に在つては唯だ其万機を政府の行政官に専任せしめず、自から其政治に参与するの権利を持し、或は歳計を予算し、或は法律を議定するの道を尽し、茲に始めて安寧の地に就くことを得べし。参政の権利も亦甚だ緊急須要なりと謂はざるべけんや」と議会政治の要を説いた上で、「夫れ参政の権利にして已に其の如くなれば、其は独り男子に必要なして、婦女には必要ならずと云ふは豈に条理の許す処ならんや」と婦人参政権の必要を説いている⁹⁵。しかし、植木の婦人解放の構想は、1889年2月の衆議院議員選挙法、選挙人は「日本臣民ノ男子ニシテ年令満二十五歳以上ノ者」であること、被選挙人は「日本臣民ノ男子満三十歳以上」の公布とともに挫折したのである。

その後、『世界婦人』(1907年)を創刊し、同誌で女性参政権請願運動を行った福田英子(1865~1927)のような女性もあるが、日本人女性たちによる、女性のための女権宣言は1911年9月に平塚らいてう(1886~1971)が創刊した『青鞥』(1911年)まで待たなくてはならなかった。

2.2 中国人男性知識による「女権」の受容

他方、中国における「女権」は清末に初めて登場した概念である。須藤瑞代によれば、「女権」という言葉の登場は、1900年2月、梁啓超(1873~1929)⁹⁶が主宰した『清議報』(横浜)に掲載された「男女交際論」の序に「(福沢)先生は女権を語るのが好きである」と書かれているのが最も早いようであるが⁹⁷、清末において梁啓超自身が「女権」を主張することはなかった。彼はしかし、早い段階から女子教育の重要性を説いている。

理提綱)を読んで、さっそく「男女同権ニ就キテノ事」と題する論文を執筆したという。

⁹⁵ 植木枝盛著『東洋之婦女：ほか』岩波書店、1990年、336頁。

⁹⁶ 梁啓超は中国の著名な啓蒙思想家、文学者、ジャーナリストで、広東省新会県の出身。日清戦争敗北後、梁は師康有為(1858~1927)と共に変法維新を主張、1896年に『時務報』を主宰し、戊戌変法を推進したが、その2年後の1898年光緒帝の失脚により日本に亡命した。日本において梁は、『清議報』(1898年)、『新民叢報』(1902年)、『新小説』(1902年)等の雑誌を創刊し、政治・経済・文学・教育など多くの近代思想を中国に紹介した。

⁹⁷ 須藤瑞代、前掲書、22頁。日本で創刊した『清議報』や『新民叢報』で梁啓超は積極的に東西の哲学思想を紹介した。日本の状況を説明する際に、福沢諭吉の思想を例として取り上げたことも少なくない。梁はまた、明治維新における福沢の啓蒙活動を高く評価している。

『時務報』に連載した「変法通義」の「女学を論ず」（1897年4月～5月）で梁啓超は、「分利の害」、「良妻の育成」、「家庭教育」、「胎教」という四つの方面において女性も国家のために役立つような教育を受けるべきであると主張している。つまり、女性たちは教育を受けることによって、男性に頼って生活するのではなく、経済的独立を実現し、男性を支える「良妻」や、健康な子供を生み、優秀に次世代の国民を教育する「賢母」になるべきなのである。梁は、従来の「女は才能がないことが徳」という儒教的女性観を強く批判しただけではなく、「纏足が変わらなければ、女学は立たず」と、纏足にも反対した⁹⁸。無教育で歩行すら困難である中国人女性の現状を変え、女子教育を振興することによって、最終的には国家を富強に導こうとする梁啓超の主張は、主として男性知識人に向けたものであった。というのも、当時の中国人女性たちの識字率は極めて低かったからである。梁が専ら女性たちの尽くすべき「義務」に注目し、女性の「権利」については何も言及しなかったのはこのような中国の現実に基づくものでもあっただろう⁹⁹。

さらに同年5月、『清議報』に西洋女性の状況を簡単に紹介した短文、石川半山の「女権の漸盛を論ず」が掲載された。発表直後の6月に『清議報』は清朝によって禁書とされたが、それにもかかわらず、石川の文章は中国の様々な出版物に何度も転載、発表されたという¹⁰⁰。これに対し、中国における女権思想普及に最も大きな役割を果たしたのは、馬君武（1881～1940）¹⁰¹と金天翮（1874～1947）¹⁰²である。二人は、「女権」思想をめぐり、多くの訳書や著書を出版した。

1902年11月、馬君武は「スベンサー^{スベンサー}女権篇」と「達爾^{ダーウィン}文物競篇（進化論）」を合わせて一冊とし、少年中国学会出版社から出版した。馬の「スベンサー女権篇」は、スベンサーの著書を

⁹⁸ 梁啓超著、沈鵬・范曾・李鋒・吳未淳主編『梁啓超全集』（第10冊）、北京出版社、1999年、30～33頁。

⁹⁹ 梁啓超のほかにも、国家的見地から女子教育の必要性を述べたものとして、1902年に発表された董寿の「興女学議」が挙げられる。彼は、女性たちを道理の分かるように教育し、職に就かせるべきである、女子教育は女性自身の発展、家庭の和睦、引いては国家の発展にも重要な意義を持っている、と述べている。注目すべきことに、董もまた梁と同じく女性たちの「権利」にではなく、「義務」のみに言及している。李華興編『民国教育史』上海教育出版社、1997年、712頁。

¹⁰⁰ 夏曉虹、前掲書、120～122頁。

¹⁰¹ 馬君武は中国の有名な革命家、翻訳家、教育家である。1901年彼は20歳という若さで、留学のため日本の土を踏んだ。友人の紹介により、彼は当時日本に亡命していた梁啓超に出会った。当時梁は『新民叢報』を創刊して、新国民を養成するには新知識を与えねばならないと、言論活動による啓蒙に力を注いでいた。1902年から馬は次々と翻訳著述を『新民叢報』に掲載した。馬君武著・莫世祥編『馬君武集：1900－1919』華東師範大学出版社、1991年を参照。

¹⁰² 金天翮は江蘇呉江の豊かな家庭で生まれた。原名は懋基、別名は天一、天翮である。小さい時から聡明で、早年著名な江陰南菁書院で学び、科挙試験も受けたことがある。1902年同川学堂を設立したが、翌年蔡元培の要請によって上海に行き、中国教育会と愛国学社に参加した。『江蘇』第五号に、社説として『国民新靈魂』を発表している。金天翮著・陳雁編『女界鐘』上海古籍出版社、2003年、15頁。

直接に翻訳したものではなく、1881年に松島剛によって翻訳された『社会平権論』の「婦人ノ権利」を重訳している。それはたとえば、馬が訳した第四節の一部分と松島訳を対照して見れば明らかである。

松島は「婦人ノ権利」の第四節において、「一國文明ノ進度ハ、其婦人ヲ待遇スルノ状態、如何ヲ以テ、之ヲ判定スルヲ得ベシトハ、殆ント世間ノ通説トナレリ、而シテ此説ノ範圍内ニ包括スベキ所ノ實事、極メテ多シ、眼ヲ開テ、宇内ノ情勢ヲ察スルニ、男子ト男子ノ關繫ヲ規スル法律、峻酷ナル國ニ於テハ、男子ト女子ノ關繫ヲ規スル法律モ、亦タ等シク峻酷ナリ」と翻訳したのに対して、馬は「欲知一國人民之文明程度如何、必以其國待遇女人之情形如何為斷、此不易之定例也。此説之範圍内所包括之實事極多、放眼觀宇内之情勢、其國之法律、苟規定男人与男人之關係極嚴酷也、其規定男人与女人之關係、亦必嚴酷」と松島の著書を忠実に訳している。しかし訳文中には、たびたび英語の単語（人名など）が挿入されており、馬が原著もあわせて読んだ可能性は高い¹⁰³。この訳書は、清末に刊行された女性に関する専門的翻訳書として最初期のものと考えられ、更に広く影響力をもったことが指摘されている¹⁰⁴。

続いて1903年、馬君武は『新民叢報』（横浜）の第29、30、35号に、「自由説」、「女権説」を掲載した。「女権説」において馬は、「ヨーロッパの君民間革命の原動力はルソーの『民約論 Contrat social』であり、男女間革命の原動力はジョン・スチュアート・ミルの『女性圧制論 The Subjection of Women』である」と述べたあと、ミルの著書は男女同権を力説しているとしてこの著書を要約している¹⁰⁵。馬は梁啓超が用いなかった「女権」という語を「The Rights of Women」と「Women's rights」の訳語として積極的に用い、女性を権利主体として明確に位置付けるスペンサーやミルの説を紹介しているが、中国人女性が女権獲得のためにどうすべきかなどの具体的方策については何も触れていない。

馬君武と同様に「女権」思想を広めた著書として金天翮の『女界鐘』が挙げられる。1903年、金天翮の『女界鐘』が上海で刊行された。百頁足らずの宣伝パンフレットであったが、女子の道德、品性、能力、教育方法、権利、政治参与、婚姻進化論という七つの方面で論を展開している。金はまず纏足のむごさを嘆き、白粉などによる化粧、耳に穴を開けるなど、女子の身体に対する侵害を批判した。生理学的知識をもとに男女平等問題を考察し、男女不平等の最大の原因は専制主義にあると述べて、女子解放と専制主義反対を結びつけ

¹⁰³ 「馬君武生平主要活動年表」（『馬君武集：1900—1919』、480頁）を見ると、馬は1901年に上海において友人の運営する「編訳社」で外国の著書の翻訳に携わり、広州で英語教師を勤めた経験がある。したがって、翻訳し難い人名などについては、原著通り英語を挿入した可能性が高い。

¹⁰⁴ 須藤瑞代、前掲書、64頁。

¹⁰⁵ 馬君武著・莫世祥編、前掲書、142～143頁。

て論じた。そして、女子の権利（進学 of 権利、交友の権利、営業の権利、財産掌握の権利、出入自由の権利、婚姻自由の権利）を回復するためには、女子教育が必要であるとして、その重要性を主張し、最後に婚姻自由思想及び女子参政を提唱している。

石川半山を介して中国に初めて紹介された「女権」思想は、馬君武の翻訳、紹介により定着し、また金天翮の著書によって広く普及したと言える。中国人女子留学生たちが来日したのは、まさに植木枝盛の男女同権論の挫折後日本人女性たちが自ら女権を宣言する前の「女権」議論の停滞期、つまり、良妻賢母主義の女子教育論が、女子教育界において大きな比重を占めるようになった明治 30 年代であった。日本において、日本の知識人から中国男性知識人（留学生）へ、また中国男性知識人（留学生）から中国人女性へと伝えられた「女権」論に大きな刺激を受けた中国人女子留学生たちは、ますます自ら「女権」という語を用いて男女同権を主張したばかりでなく、その後女性たちの参政権獲得をも主張するようになったのである。彼女たちの「女権」意識は、当時の日本人女性たちを遥かに凌駕していたと言える。

2.3 中国人女子留学生の女子解放思想

清末における中国人男性知識人の女性解放思想は、初期中国人女子留学生に大きな影響を与えた。彼女たちは、影響を受けるだけでなく自力でその女子解放思想を発展させた。ここでは、女子教育の提唱、女性の自力による女権獲得、「女国民」対「国民の母」という 3 つの方面から「女学論文／文叢」に見られた初期中国人女子留学生の女子解放思想の内容を明らかにしたい。

(1) 女子教育の提唱

当時、中国人女子留学生たちは様々な面において女子教育の重要性を主張していた。たとえば「勸女子留学説」（中国人女性に留学を勧める説）で陳彦安は、まず中国が衰弱している原因は二億の女子同胞が教育を受けていないからであると述べたあと、「中国人女性は外のことを一切聞かない、読書しない、男性に頼って生きているため、奴隷になり、男性に玩弄されても当然だと思っているが、このような女性が国内人口の半分を占めると、国家は滅びるに違いない。ここから分かるように、女子の学問の有無は、国家の存亡と大きな関連がある」と国家の存亡と結びつけ、女子教育の重要性を強調した。続けて論を一步進め「天地の衆生は強弱の分別がなく、男女の分別もない。皆一体のものである限り、女

性は男性と同じく国民としての責任がある」と主張した¹⁰⁶。

方君筭の「興女学以復女権説」（女子教育を振興することによって女権を回復する説）はまず、中国の女性は権利を失ってすでに数千年になるばかりでなく、様々な陋習（耳に穴を開けたり、纏足したり、外にも出かけず、読書もせず、見聞が浅い、ただ男子に媚びを売る、他人に頼るなど）があり、人格がまだ完成されていないのにどうやって権利を尽くすことができるのだろうかと問うている。また、「中国人女性に権利が無いのは学問が無いからであり、権利を回復するにはまず、教育を受けなければいけない。学問が無ければ、たとえ権利を得ても保つことができないし、学問を身につけ、品位を高めるならば権利は求めなくても手に入るだろう」として、女権を獲得する条件としてまず女性たちに教育を施さなければならないと女子教育の重要性を述べている¹⁰⁷。

方ばかりでなく、林宗素の「林女士宗素女界鐘叙」（林女士宗素の「女界鐘」叙）にも同じ主張が見える。林は「権利競争の二十世紀世界において、まず学問も重視せず民権、女権だけを提唱するのは適切でない」と述べ、「我が全国の国民が男女を問わず皆奴隷になり、同病相憐み、そこから抜け出せないのは学問がないためだ」と学問の重要性を強調している¹⁰⁸。

また、「共愛会同人勸留学啓」（共愛会同人の留学を勧める啓）では、「国家の興亡と衰弱は女子教育と大きな関係がある」と述べたあと、「我が国四億人民の中に、女性たちが半分を占めている。男性と同じ人であるにもかかわらず、女性たちは学問もなければ、権利もなく、自立できないため男性に頼って生活せざるを得ない。これは、どんなに悲しくまた悔しいことだろうか」と現状を慨嘆している¹⁰⁹。

初期中国人女子留学生たちは、「中国の衰弱」、「悪習の存続」、「男性への依存」などの観点から女性たちの無教育の弊害を述べ、女子教育の振興と国家の将来を一体化させて、女子教育の必要性を主張している。これらの主張は、梁啓超をはじめ当時の男性知識人の思想を引き継いだものであるが、彼女たちは女子が国に対して果たすべき「義務」とどまらず、男性と同等に、一人の国民として得るべき権利にまで発展させたのである。また、女権の獲得のためにはまず女子教育の普及が先であるという両者の関係を「先教育、後権利」として最初に主張したのはそもそも金天翮の『女界鐘』であった。金を高く評価する

106 『江蘇』第三号、156頁。

107 『江蘇』第三号、157頁。

108 『江蘇』第五号、131頁。

109 『江蘇』第六号、159頁。

林宗素が、女子の権利の回復を謀るにはまず学問をさせなければいけないという金の主張を繰り返していることは一目瞭然である。

(2) 女性の自力による女権獲得

中国人男性知識人からの女権思想の受容により、女子留学生たちは自らも女権獲得を主張し始めた。しかし、彼女たちは決して男性の主張を繰り返すことに甘んじていたわけではない。すでに当初から、自力で女権を獲得しようとする傾向が見られるからである。

馬君武訳「斯賓塞女権篇」を見ると、「男女の同権は自然の真理なり、これに基づいて、男女同権に背くような言い方ややり方を論駁し、とりわけ家庭内の不平等や、妻は夫に従えという物言いに対しては、力をこめてこれを糾す」という記述がある¹¹⁰。その糾する主体はあくまで男性であり、女子が自ら同権を求めて自身を解放すべきだという観点については少しも見当たらない。

林宗素は「林女士宗素女界鐘叙」（林女士宗素の「女界鐘」叙）で、女性のために力を尽くして弁護する金天翮を称賛しながら、「しかし、権利というのは譲るものではなく、自ら奪うものである。中国の二億の女性たちは、まず学問の競争を行い、更に進んで権利獲得の競争をしなければいけない。なぜなら資格を備え、奮起して獲得した権利こそが永久に享受できるからである」と述べ、女権は男性によって譲られるものではなく、獲得するものであると明言している¹¹¹。

同じく龔圓常も「男女平権説」（男女同権説）において「男子が女権を提唱するのは、女子がその権利を知らないためであり、他方また男子はその権利を女子に譲ろうとしている。しかし、自由な国民の資格を完全に失った女性たちが、その権利をもらい受けようとするならば、女権を提唱する者がまた恩人になり、女性はまたしても男性に付属する者になる」。したがって、中国の女子は必ず義務を尽くし、独立を実現することによって、自ら女権獲得を実現すべきだと訴えている¹¹²。

また、これらとは少し異なる視座から、憶琴は第五号の「論中国女子之前途（続）」（中国女性の前途を論ず）においてまず、女性たちに教育を施すのは男子の責任であると述べる一方で、女性たちに学問を施すならば「昔は男子に頼っていた女性たちは、他日男子に協力して、男子を救うことができるだろう」と、中国人男性に向けて女子教育の必要性を

¹¹⁰ 馬君武著・莫世祥編、前掲書、17頁。

¹¹¹ 『江蘇』第五号、132頁。

¹¹² 『江蘇』第四号、145頁。

訴えている。憶はこれら女子留学生たちの文章の読者が主として、男性知識人であることをはっきりと認識しているように見える。そして続けて、「女子はずっと以前から権利を失っているにもかかわらず、回復しようとしていない。血気ある男性が女子の代わりに権利を回復させようとしても、男性の精力には限界があるため、女子教育と女権獲得の両方を同時に考慮するのは難しい」と慨嘆し、女性たちは恥を知り、自らの力で女権を回復すべきであると主張するのである¹¹³。

これらの論は中国女性たちが自力で女権を回復すべきことを主張しているが、龔・林と憶の主張にはかなり大きなズレがある。龔と林は女性が自力で女権を獲得することを奨励し、女権を与えようとする男性に批判的な立場を示しているのに対して、憶は男性の立場に立ち、女性の無為と怠惰を批難しているように見えるからである。実際、憶の文章の内容とその文体が非常に難解であること、一人だけ偽名を用いていることなどから判断するならば、この人物が男性であることはほぼ明らかであり、当時の読者もそう推測してこの文章の意図を読み取ったに違いない。

それではなぜこのような文章が「女学論文／文叢」の中に挿入されたのか。この偽装は、そもそも男性知識人読者に向けて発行されていた『江蘇』に、女子留学生たちのまだ未熟な文章を掲載した男性編集者自身の意図と関わっていたと思われる。それは、彼女たちの文章が短期間の女子教育の成果を示すものであり、女性が将来的に男性の対等な協力者となりうることを、亡国を憂える男性たちにアピールするものであったはずである。憶の偽装はおそらく編集者のこのような仲介的な立場を示すものであり、彼は男性たちに対して女子教育の重要性に目覚めさせるとともに、女性たち対しても一層の奮起を促したのである。

(3) 「国民の母」対「女国民」

金天翮は『女界鐘』において、女性は「国民の母」となるべきだと主張していた。「女性の家庭に対する道徳」で金は、胎教及び幼児教育の重要性を述べ、女性の母としての役割を説き、子供に対する母親の影響力の大きさを強調した。そして、「自由を愛し、同権を尊び、男女の共同事業として、新しい国民を育成することを起点として、新しい政府を立てることを終局とする」と書いている¹¹⁴。ここでの女性は「国民の母」という立場から、高

¹¹³ 『江蘇』第五号、130頁。

¹¹⁴ 金天翮著・陳雁編、前掲書、82頁。

尚な国民を生み育てることによって、新しい国家の建設に参加すべきであると主張されている。

金天翮が『女界鐘』を著し、纏足など女子の身体に対する侵害を批判し、進学 of 権利、交友の権利、営業の権利、財産掌握の権利、出入自由の権利、婚姻自由の権利の回復や未来の女性たちの政治参加までをも主張した根本的な意図は、女性たちが立ち上がり、男性たちと共に専制主義、つまり当時の異民族政府であった清朝を打倒し、新しい国家建設に参加すべきことを訴えようとしたからである。しかし、新しい国家の建設はまず女性から着手しなければならない。なぜなら、女性は国民を産む「国民の母」だからである。優秀な次世代国民を生み育てる女性が必要であるという点においては、梁啓超も金天翮も同様である。両者の最も異なるところは、金の想定する近い将来の中国においては女性たちの政治参加が認められているのに対して、梁はそれについて沈黙して語らなかったことであろう。金の「国民の母」論は、その後の女性向け雑誌『女子世界』（1904年）にも広く受け入れられた。

このような「国民の母」論に対し、中国人女子留学生たちは男性と同じく一人の国民として国家の近代化に参画しようとする「女国民」論を展開した。「論中国之衰弱女子不得其罪」（中国の衰弱は女性もその罪を免れずを論ず）で胡彬夏は、「今日優勝劣敗の世界の中で、どの国でもその国民は愛国の思想及び独立の能力を持たなければ、国は建設できない」と述べた後、「中国の女性たちは国民全体の半分を占めているが、ほとんどが身体障害者であり、愚劣、無知であるのに、どうやって国民として権利を尽くし、国家のために義務を果たすことができるのだろうか」と慨嘆している¹¹⁵。彼女は「国民の母」ではなく、一人の独立した主体として、男性と同様に国民の権利と義務を全うしようとする意志を示したのである。

また同じ著者によるもう一つの文章「祝共愛会之前途」（共愛会の前途を祝す）には、中国人女性たちが達成すべきこととして、1. まず共愛会を通して女学を振興し、「女子は才無きことが徳」という古来の儒教思想から脱すること、2. その上で次に女権を取り戻し、男女平等、男女同権を実現し、男女ともに安楽を享受し、ともに患難を担うこと、そして3. 国家思想を発展させ、国民の一人となり、男性に依存する性質を捨て、独立精神を持つことによって、男性とともに大陸に並び立ち、亡国から国を、苦難から民を救いだすこと、

¹¹⁵ 『江蘇』第三号、156頁。

という三つの願いが述べられている¹¹⁶。この文章もまた、女性は「国民の母」ではなく、独立精神を持つ男性と対等の国民であることを強調しており、当時の共愛会の中国人女子留学生が抱いた女子解放思想の内実を代表するものと言える。

第3節 女子留学生の政治思想—救国か革命か

3.1 「拒俄運動」と雑誌『江蘇』

『江蘇』の「女学論文／文叢」に見られるように、中国人女子留学生の女子解放思想には小さな相違点は存在するものの、封建的悪習を批判し、女性たちの教育を提唱し、また一人の国民として、権利や義務を果たし、最終的に近代的国民国家を建設しようとする点で、その主張はほぼ一致している。しかし、どのような「近代国家」を目指すかについては明確な分岐が見られ、救国（扶清滅洋）か革命（滅満興漢）かに大きく分かれていた。

初期中国人女子留学生の文章に「反満」思想が現れるのは『江蘇』の第四号からであるが、実はその直前の第三号において、この雑誌は突然その主旨を変え、民族主義を鮮明に打ち出して、一般民衆に向けて「清朝打倒」を呼びかけ始めていた。

発刊当初の『江蘇』の「発刊詞」を見ると、「我が江蘇の人民は、我が支那の如く。世界に於いて我が支那の人民は薄弱だと言われる。また、支那に於いて我が江蘇の人民は薄弱だと言われる。（中略）我が江蘇人の性質はまた我が支那の如く。我が支那人の性質は虚しい、実質がない、実力がないといわれるが、我が江蘇人は支那に在るため、その性質も同じく虚しい、実質がない、実力がない。（中略）支那を愛する者は大声で言う、我が支那には何もない、持っているのは腐敗だけだ。我が江蘇を愛する者は更に涙を流しながら言う、我が江蘇にはもっと何もない、有るのは腐敗だけで、広範な討論を以て明らかにするならば、我が江蘇は我が支那の中の支那であり、ゆえに、腐敗は我が江蘇の特色である。腐敗の人民が腐敗を論じるなら、必ず腐敗の土地に立ち、腐敗の性質を備え、腐敗がその地方の特色でなければならない。従って腐敗を論じることが我が雑誌江蘇の任務である」と書かれている¹¹⁷。「民族主義」、「滅満興漢」など過激な言葉は一言も見当たらず、ただもっぱら「腐敗」について述べている。

そしてその社説では「一、列国の侵略、二、政府の施設、三、本省の官吏の経営、四、各租界の治外法権、五、故郷にいる紳士、六、外出する遊臣、七、教育家、八、通商外国

¹¹⁶ 『江蘇』第六号、162～163。

¹¹⁷ 『江蘇』第一号、1～2頁。

の工商家、九、内地の実業家、十、希望がある青年壮士、拾一、軍人、十二、労働社会、十三、宗教家、十四、一般の風俗」などに関する記事を中心に編集し、「古いものを除去し、新しいものを謀り、腐敗思想を捨て、不腐敗の近代思想を輸入することによって、常に江蘇の人々を灌漑する事を目的とする」という主旨を述べている¹¹⁸。「列国の侵略」が冒頭に位置することから見て、雑誌『江蘇』は帝国主義的侵略に対する重大な危機意識から誕生したことが明らかである。このように、創刊当時の『江蘇』は、主に腐敗思想を除去することを目的とし、政法、実業及び経済、哲理、教育、軍事、歴史地理、科学文化等の進歩的内容を掲載することによって、近代思想を輸入・啓蒙する、先進的ではあるが中立的な雑誌であった。

しかし、第三号（1903年6月25日）になると『江蘇』は急にその主旨を変え、民族主義を鮮明に打ち出し、「滅満興漢」を前面に押し出した。それは、冒頭に置かれた黄帝の肖像画、社説の内容及び黄帝紀年の採用などに明白に現れている。

『江蘇』に掲載された図版を見ると、第一号（4月27日）は「江蘇同郷会撮影」が、第二号（5月27日）は「焦山全景」と「大湖勝景」（太湖）が載せられているのに対して、第三号（6月25日）には「江蘇全図」、「中国民族始祖黄帝像」、「明太祖陵（一、二）」¹¹⁹が掲載されている。第三号から図版の内容が一転し、イデオロギー化したことが分かる。それらの図版の中で注目すべきものは黄帝像の掲載である。黄帝は中国史の起源をめぐる議論の中で必ず登場する人物で、『史記』を始めとして、いくつかの古典史書に中国文明の始祖として挙げられている。しかしながら、長く関心を払われることのなかった黄帝が、なぜ清末にまたクローズアップされたのだろうか。

前述したように1903年4月、留学生の間に「拒俄運動」が起き、4月29日、東京神田の錦輝館で留学生五百人が集まり全体集会が開かれた。協議の結果、まず義勇隊を組織し、北洋大臣袁世凱（1859～1916）及び上海の各団体に電報を打ち、その後義勇隊を北洋軍に編入してロシアと戦うことを決議した。しかし、このような「拒俄運動」は清朝政府とその要請を受けた日本政府に弾圧を受け、やむを得ず五月に義勇隊は「軍国民教育会」に改組された。「拒俄運動」と「軍国民教育会」の性質の最も異なるところは、前者は単純にロシアに対する抵抗運動であったのに対し、後者は革命排満の民族主義的組織となっており、

¹¹⁸ 『江蘇』第一号、2頁。

¹¹⁹ 明太祖朱元璋（1328～1398）は漢民族で、明朝の初代皇帝である。1368年応天府（現在の南京）で即位し、国号を大明とした。1381年には雲南を平定し中国の統一を実現した。

この運動をきっかけとして当時の思想が愛国主義から反満（革命）主義へと大きく展開したと見られている。その結果、黄帝も古代の帝王から中華民族の始祖へと意味づけが変わり、民族主義的な色彩を付与され、漢族の始祖として注目されるに至った。石川禎浩が指摘したように、黄帝は清末ナショナリズムを象徴する記号となり、ナショナリズムの装置の中に位置づけられ、他者或いは他の民族を攻撃するための利器となったのである¹²⁰。

一方社説を見ると、第一号は「江蘇改革之方針」（江蘇を改革する方針）、「理想之新黨」（理想としての新党）、「哀江南」（江南を嘆ずる）という三つの論文、第二号は、「國民之進歩歟」（国民の進歩を論ず）と「江蘇社會亦當改革否學說」（江蘇社会は改革すべきかを論ず）の二つの文章を掲載している。これに対し第三号は「中國民族之過去及未来」（中国民族の過去と将来）と「教育會爲民團之基礎」（教育会は全国大団体を作る基礎である）、第四号は、「中國民族之過去及未来（中国民族の過去と将来）（續第三号）」と「革命其可免乎」（革命は避けられるか）を掲載し、民族主義的な論文が格段に増えている。その後1904年4月の停刊まで、同誌の論調はこの方向が中心であった。

そのほか、反満ナショナリズムとの関係について見れば、『江蘇』は黄帝紀年、すなわち伝説上の黄帝の即位年（或いは生誕年）を基とする紀年法を最初に採用した雑誌でもある。創刊当時から第二号までは「光緒」年号を用いて「光緒二九年」としていたが、第三号からは発行日の記載を「黄帝紀元四千三百九十四年」へと変更した。黄帝紀年の採用は、清朝の正朔を否定するものであり、明確な排満革命の意思表示であった。『江蘇』が初めて黄帝像を掲載し、黄帝紀年法を使用したということは、当時の留学界で「排満」思想がほぼこの時期に生じ、中国人留学生が中国の新たな革命運動の主要な担い手として登場したことを示している。

『江蘇』は第三号から急に革命色を鮮明にしたばかりでなく、その勢いも圧倒的であった。「学説」の部分はもともと進歩的な科学文化などの知識を紹介するために設けられていたが、第三号からは政法、実業、軍事、歴史地理などほとんどの記事が、革命的イデオロギーと結びつけて展開されている。しかし、全ての記事が革命派一色になったわけでもなかった。ごく一部ではあるが、たとえば、「哲学概論」（第三号から第六号まで、四号にわ

¹²⁰ 黄帝像画を最初に掲載したのは『江蘇』で、その後『黄帝魂』（『黄帝魂』は黄帝紀元四千六百十四年（1903年）12月6日に上海で創刊されたもので、撰述者は「黄帝子孫之多数人」、編輯者は「黄帝子孫之一個人」となっている）や『国粹学報』（三号、1905年4月）に複写されたばかりでなく、中国同盟会の機関紙『民報』の創刊号（1905年11月）にもそのまま転用され、清末革命派公認の黄帝像になった。石川禎浩「20世紀初頭の中国における“黄帝”熱—排満・肖像・西方起源説」『二十世紀研究』(3)、二十世紀研究編集委員会、2002年、4～5頁。

たって掲載されている)や「動物分科一覧」(第三号と第五号に掲載されている)などの学説には「反満」思想を窺わせる言葉は一語も見当たらず、ひたすら進歩的な知識を紹介するに止まっている。

3.2 「女学論文／文叢」のイデオロギーの両面性

「女学論文／文叢」はまさにこのような排満的思想宣伝の旗手となった『江蘇』第三号から掲載が始まった。「反満」を主張する文章は第四号と第五号に現われており、主に何香凝の「敬告我同胞姐妹」、林宗素の「林女士宗素女界鐘叙」、憶琴の「論中国女子之前途(続)」に見られる。

何香凝は「敬告我同胞姐妹」(敬しんで我同胞姉妹に告ぐ)で、女性は男性と同じく国民である限り、国家の行く末に対して男性と同じ責任があるという。そして中国の女性たちは、自らを愛玩物のようにみなすことをやめ、数千年にわたる暗黒の地獄を自らの手で破り、男性と同じ責任を持ち、社会の幸福をはかり、我が古国の名声を「光復」しなければならないと述べている¹²¹。この「光復」という言葉には、国家や領土などを回復、奪還することを意味し、中国を清国政府の統治から解放し、独立するという思想が込められている。

また「林女士宗素女界鐘叙」(林女士宗素の「女界鐘」叙)で林宗素は「今日の中国は既に亡国の状態にあるが、これは異民族のせいではなく、我が四億の黄帝の子孫が女子を国民として育成しないからである」と述べて、黄帝を中華民族の始祖と見なし、異民族である清国政府の教育政策を批判して「滅満興漢」思想を鼓吹している¹²²。一方、憶琴は「論中国女子之前途(続)」(中国女性の前途を論ず)において、「女性たちはなぜ自力で女権を回復しようとししないのか。なぜ他人に頼らず、我が新中国のために力を尽くそうと考えないのか」と問い、「新中国」という言葉によって旧い清朝政府を倒そうとする意志を仄めかしている¹²³。

これに対し、陳彦安、胡彬夏、方君筭、曹汝錦の文章は控えめでおとなしく、主に愛国主義を主張している。たとえば、「愛国及自愛」(愛国及び自愛)で曹汝錦は、自愛出来ない人は国のために力を尽くすことが出来ないという前提から出発し、中国が他国によって

¹²¹ 『江蘇』第四号、144頁。

¹²² 『江蘇』第五号、132頁。

¹²³ 『江蘇』第五号、130頁。

蹂躪され、土地が分割される事態に至っている今日、我々同胞二億人の女性たちは、自分の家愛することによって自分の国を愛し、自分の身体を愛することによって自分の民族を愛さなければいけないと訴えている¹²⁴。

これらの論述はおそらく家族の影響を受けた可能性が高い。陳彦安の婚約者章宗祥と曹汝錦の兄曹汝霖は、帰国後二人とも清国政府の官吏を務めた。章の場合、留学時代にすでに清国の官吏たちと交流があり、二人とも留学を通して立身出世を目指していたに違いない。そのため、家族の中に革命派が出ることは許されなかった。また、胡彬夏の父胡壹修と叔父胡雨人は清末の有名な教育家で、1902年胡氏公学（小学校）を創設したが、それは政府の統制下に置かれていた。彼らの家族の一員が革命を主張しなかったのも、このような周囲の規制があったためであろう。

革命色が鮮明になった第三号以後の雑誌『江蘇』に、救国（扶滿滅洋）と革命（滅滿興漢）という二つの対立する主張に組する女性たちの文章が載せられたことは奇妙に思える。全面的に革命を主張する編集者側の男性知識人たちが、救国派（清朝派）の主張をも含むそれらの文章を掲載したのは、彼らが「女学論文／文叢」の必要性、つまり女学の必要性和その実践例を積極的に示そうとしたからであろう。初期女子留学生たちは自分自身が書いた文章を二億の女性同胞に向けて発信し、女学の必要性和近代女子解放思想を訴えようとした。それに対し、男性知識人たちは女学の成果である彼女たちの文筆活動を通して、中国人男性たちに女学の有用性を訴えようとした。このことが、『江蘇』の「雑録」に、すでにイデオロギー的対立が明白になっていた二つの立場に立つ女性たちの文章を載せた男性知識人たちの意図だったのではないか。

第4節 初期中国人女子留学生の理想的女性像

前述したように、初期中国人女子留学生たちは日本において良妻賢母主義的女子教育を受けていた。それにもかかわらず、彼女たちが求めた理想的女性像は、下田が求めた「家庭内での女子の教養と自覚を促す」良妻賢母ではなく、独立精神を持ち、国民と民族のために献身する西欧の女性たちであり、男性と共に中国を亡国から救う女性たちであった。

たとえば、陳彦安はフランスのローラン夫人（羅蘭夫人）、イギリスのドロセア（獨羅瑟）、アメリカのメアリー・ライオン（美利萊恩）を取り上げ¹²⁵、女子の行為が男性を超えてい

¹²⁴ 『江蘇』第三号、158頁。

¹²⁵ ローラン夫人を初めて中国に紹介したのは、梁啓超の「近世第一女傑羅蘭夫人傳」である。狭間直樹

ると高く評価している¹²⁶。胡彬夏は特定の人物については、「西洋の国の女性たちは皆品行が正しく、心が光明で、独立精神があり、服従する性質がない。己を捨て国に尽くし、国民のため血を流し、歴史に残ったその遺跡は数えきれない。男子が見ても尊敬に値し、怖の念を抱く」と述べている¹²⁷。

また、何香凝はローラン夫人、ルイ・ミセール（美世兒）、スタアル夫人（蘇太流夫人）を取り上げ¹²⁸、彼女たちは柔弱な女子ではなく、己を捨て国に尽くしたことにより、歴史上の偉人と言えるのであると称賛している¹²⁹。憶琴は「二億の女子の中には、革命を提唱するソフィア（萬菲亞）¹³⁰や民族のために血を流すローラン夫人のようなすぐれた人物が必ず現れるはずだ」とも書いている¹³¹。

ところで、初めて西洋婦人の伝記を中国に紹介したのは馮自由（1882～1958）¹³²である。彼は1900年『女子救国美談』を書き、フランスの国民的英雄であったジャンヌ・ダルク（聖女貞徳）の功績を中国に紹介した。その2年後の1902年、当時横浜で亡命生活を送っていた梁啓超が『新民叢報』17号、18号に「近世第一女傑羅蘭夫人傳」というタイトルでローラン夫人の事跡を連載した。これは徳富蘆花の『世界古今名婦鑑』（民友社、1898年）第一章「仏国革命の花」を全訳したものであった。

中国知識人たちが本格的に西洋の婦人伝を翻訳したのは1903年のことで、主に趙必振（1873～1956）¹³³が翻訳した『世界十二女杰』と『世界十女杰』（訳者、出版社不明）が

編『梁啓超：西洋近代思想受容と明治日本：共同研究』みすず書房、1999年、273頁を参照。一方、ドロセア、メーリー・ライオンの名前が初めて出たのは、1903年に出版された『世界十女杰』（中文）（訳者、出版社不明）である。

¹²⁶ 『江蘇』第三号、155頁。

¹²⁷ 『江蘇』第三号、156頁。

¹²⁸ ルイ・ミセールとスタアル夫人は、両方とも趙必振の『世界十二女杰』（1903年）及び『世界十女杰』（訳者、出版社不明）に翻訳されている。

¹²⁹ 『江蘇』第四号、144頁。

¹³⁰ ソフィアの名が初めて登場するのは、羅普（生没年不明／清末民初在世）が1902年11月から1903年7月に『新小説』（横浜で梁啓超が刊行）に連載した『東欧女豪傑』（董文成・李勤學主編『中國近代珍稀本小説』（13）春風文藝出版社、1997年、391頁）においてである。憶琴の「論中国女子之前途（続）」には、ソフィアが萬菲亞と書かれているが、おそらく蘇菲亞の間違いだと思われる。

¹³¹ 『江蘇』第五号、130頁。

¹³² 馮自由は横浜の華僑家庭で生まれた。1895年、孫文が日本において「華興会」（「中国革命同盟会」を構成する三派の一つ）の分会を設立すると、馮は父親、叔父と共に「華興会」に参加した。1903年、馮は「三合会」に加入し、孫文の指示により日本で活動する革命志士たちと接触し始めた。1905年「中国同盟会」が日本で設立され、馮は評議員に選ばれた。彼の代表的な著作としては『革命逸史』（1936年から書き始め、1948年に完成した回顧録）が挙げられる。

¹³³ 趙必振は湖南省常德の人。1900年趙は唐才常（1867～1900）の「自立軍起義」に参加し、起義失敗後日本に亡命した。日本において趙は、当時梁啓超が創刊した雑誌『清議報』、『新民叢報』の校正、編纂を担当、1903年に帰国した。

挙げられる。唐欣玉は、趙の『世界十二女傑』は岩崎徂堂・三上寄風が著した『世界十二女傑』の直訳であったため、その主旨が一貫せず、中国の知識人たちにはそれほど歓迎されなかったと指摘している¹³⁴。

『世界十二女傑』の序によれば、この本を翻訳した目的は日本人女性たちに西欧女傑の「堅忍不拔」の精神や、「剛情大膽」の品格を知らしめ激励するところにあるとしているが¹³⁵、中には無政府主義者や賢母、良妻、女皇、王后など多様な女性たちが含まれており、その主旨は一貫したものではなかった。趙はそれをそのまま翻訳したのである。

その結果、唐が指摘したとおり、『世界十二女傑』の主旨は統一できず中には、^{シヤールロットコルデイ}沙魯士格兒垚嬢 (Charlotte Corday, 1768～1793)、^{ガリバルディー}加釐波兒地夫人 (Anita Garibaldi, 1821～1849)、^{スタイル}蘇泰流夫人 (Anne Louise Germaine de Staël, 1766～1817)、^{ルイミセール}路易美世兒女史 (Louise Michel, 1830～1905)、^{ジョアングァーク}如安打克嬢 (Joan of Arc, 1412～1431)、^{ローラン}朗蘭夫人¹³⁶ (Madame Roland, 1754～1793)、女帝^{カザリン}伽陀釐 (Katharina II., 1762年から1796年まで在位)、^{ルーンハツチンソン}縷志發珍遜女、女王^{イサーベル}伊紗百兒 (Isabel I de Castilla, 1474年から1504年まで在位)、^{エリザベス}克路崎美蘇女王 (Elizabeth I, 1558年から1603年まで在位)、^{フランシス}扶蘭志斯 (Frances Willard, 1839～1898)、王妃^{ルイゼイ}流易設 (Luise von Mecklenburg-Strelitz, 1776～1810) の12人が紹介されている。

『世界十二女傑』に比して、当時の中国知識人たちの人気を得たのは『世界十女傑』のほうであった。『世界十女傑』は徳富蘆花の『世界古今名婦鑑』中から8人、『世界十二女傑』から2人を選んで重訳している。『世界古今名婦鑑』を翻訳するにあたり蘆花は、その目的を日本婦人に「志氣を振興」し、「見聞を廣める」ところに置いたという¹³⁷。そこには同じく金冠の皇后、文学者、美術家、社会改良家、賢母、良妻、烈婦、政治家、婦人新聞記者などが含まれているが、『世界十女傑』のほうは賢母や良妻、皇后などを全部削除し、民族のため、国民のために命をかけた英雄或いは救国活動に参加した女性たちを集めて翻

¹³⁴ 唐欣玉著『被建構的西方女杰－《世界十女杰》在晚清』、四川大学出版社、2013年、39頁。

¹³⁵ 岩崎徂堂・三上寄風著『世界十二女傑』広文堂、1902年、「序」を参照。

¹³⁶ 趙必振訳『世界十二女傑』を見ると、女傑の名前がほとんど直訳されているが、ローラン夫人のみ直訳ではなく「罗兰夫人」となっている。留学中、趙は梁啓超の『清議報』、『新民叢報』の校正、編纂に関わっていたため、この著作を翻訳する際に、梁の影響を受けたのではないと思われる。

¹³⁷ 徳富蘆花編『世界古今名婦鑑』民友社、1898年、「例言」を参照。日本において、欧米の女性を模範とした婦人伝、女傑などの文章が続々現れたのは明治20年代半ばのことで、主に「家庭」と名のつく雑誌、「婦人」や「女性」向けの雑誌においてであった。これはおそらく自由民権に関する外国書の翻訳が急増するのに伴い、女子解放に関する翻訳紹介も多くなった明治前期の西欧主義的女子教育論の系譜を継承したものである。1892年に日本婦人矯風雑誌の記者であった竹越竹代は、当時の徳富蘇峰が発行していた『国民新聞』や『家庭雑誌』に自ら寄稿した西洋婦人を紹介した文章を編纂して『婦人立志篇』を発刊した。同じく徳富蘆花も1898年、『家庭雑誌』や『国民の友』に掲載した婦人伝を編纂して『世界古今名婦鑑』を公刊した。

訳している。

まず、『世界古今名婦鑑』の中から (1) 修羅場裏の天使－イギリスの看護教育学者ナイチンゲール女史 (Florence Nightingale, 1820～1910)、(2) 夜叉面の女菩薩－フランスの革命家、無政府主義者ルイ・ミセール (Louise Michel, 1830～1905)、(3) ウィルズウィルスの詩神－イギリスの詩人、日記作家ドロセア嬢 (Dorothy Wordsworth, 1771～1855)、(4) 奈翁の勁敵－多くの政治評論を行い、ナポレオンと対立したマダム・ド・スタール (Anne Louise Germaine de Staël, 1766～1817)、(5) 無官の露國全權大使－欧州の政治界でその勢力を振ったノヴィコフ夫人 (Dorothea von Lieven, 1785～1857)、(6) 英國女權の勇將－イギリスの婦人参政権運動家フオセツト夫人 (Millicent Garrett Fawcett, 1847～1929)、(7) 英雄の妻－ガリ・バルヂー (Giuseppe Garibaldi, 1807～1882) 夫人で、夫とともに前線で戦ったアニタ・リヴェロ (Anita Garibaldi, 1821～1849)、(8) 北米の教育家－メアリー・ライオン女史 (Mary Mason Lyon, 1797～1849) を、そして『世界十二女傑』からは (9) 露國女帝カザリン、(10) シャーロット・コルディ嬢を選んで翻訳したのである。その構成を見ると、普救主奈経慨盧、无政府党女将军路易美世儿、诗界革命军独罗瑟女士、那破仑之劲敌苏泰流夫人、外交家络维恪扶夫人、英吉利提倡女权之勇将傳萼纱德夫人、红粉侠马尼他、北美大教育家美利莱恩、路西亚怪魔女帝伽陀厘、为自由流血者沙鲁士格尔埵嬢の 10 人で、「女学論文／文叢」の中に登場する西洋婦人も、そのほとんどが『世界十女杰』から選ばれていることが分かる。

徳富蘆花は、ナイチンゲール女史やルイ・ミセールを翻訳する際に「修羅場裏の天使」、「夜叉面の女菩薩」というどぎついタイトルを付けている。敢えて通俗的で劇的な効果を狙うタイトルを選んだのは、幅広い読者を引きつけて購買部数を伸ばそうとする意図からであったと思われる。これに対し、『世界十女杰』のほうはその内容に基づいて「普救主」(万人を救助する神)と「无政府党女将军」(無政府党の女将軍)とした。好奇心に訴える蘆花と異なり、ここには救国のためにどのようにして女性たちを立ちあがらせるかを真剣に考えた中国男性知識人の姿勢を窺うことができる。

前述したとおり、当初の初期中国人女子留学生たちは、看護婦に志願して男性とともに中国をロシアの侵略から守ろうとした。また、彼女たちの文章には女権獲得に関するものが圧倒的に多かった。にもかかわらず、意外にもこの時期の女子留学生たちはナイチンゲール女史や積極的に女権獲得を提唱したフオセツト夫人などの女性たちを挙げていない。これはおそらく、彼女たちがまだ系統的に『世界十女杰』など西洋の女性たちを紹介する

訳書について情報を得ておらず、したがって欧米人女性に対する認識が不足していたのではないかと思われる。しかし、西洋の女性たちから学び、男性と同等に救国或いは革命に参加したいと考えた中国人女子留学生たちの高い志は否定できない。

下田の「良妻賢母」式教育も、金天翮の「国民の母」も、ともに女性が家庭のなかで役割を果たすことによって国家に寄与すべき点では一致していた。家の中に閉じこもった従来の主婦とは異なり、新しい妻、新しい母として近代国民国家の建設に参加するという女性像は確かに一面において近代性をもっている。しかし、一人の独立した「女国民」として、男性と同等に救国或いは革命に参加したいと考えた当時の中国人女子留学生たちが注目したのは、そのような積極的行動モデルを示す西洋の女性たちであった。救国派、革命派を問わず、彼女たちの理想的女性像は独立心を持ち、男性と同等の立場に立ち献身的に救国／革命のために行動し活躍する西洋女性だったのである。

まとめ

本章は、『江蘇』に掲載された13篇の文章、「女学論文／文叢」を取り上げ、中国人女子留学生の女子解放思想やその中に見られた政治思想（救国か革命か）と彼女たちが求めた理想的女性像を検討した。「女学論文／文叢」において、初期中国人女子留学生たちは女子教育と女権獲得の必要性について論理的に説明するとともに、義務を尽くし、行動モデルである西洋女性たちを見習い、救国或いは革命に積極的に参加することを中国二億の女性同胞に呼びかけた。彼女たちの文章は、中国人男性知識人たちが日本を通じて再構築した女子解放思想の影響を受けながらも、自力でさらに大きな一歩を進めていた。それは主に「女国民」として男性と同等な立場を求め、自力で女権を獲得することなどに現れていたと言える。

革命一色とは言えないが、革命思想が鮮明であった第三号以後の『江蘇』に、救国（「扶清滅洋」）或いは革命（「滅清興漢」）という女子学生の両主張が共存することを許したのは、秦毓鎰をはじめ革命派の男性知識人たちであった。彼らが積極的に彼女たちの書いた文章を掲載したのは、救国／革命を問わず、まず女子教育を通してより多くの女性たちが立ち上がることが急務であると認識していたからであろう。

日本での留学及び社会活動は、初期中国人女子留学生たちを目覚めさせ、その視野を広げ、新たな世界への第一歩を踏み出させた。日本での留学を終えてそれぞれ帰国した中国人留学生の中には、革命運動に参加し、婦女運動の先駆者になった何香凝や林宗素のよう

な女性もいれば、売国奴の家族として歴史に残った陳彦安や曹汝錦のような女性もいた。このように後には全く異なる道を歩むことになったにもかかわらず、彼女たちはかつて日本において「共愛会」を組織し、男性たちが提供した場を借りて、「全中国の女性を救う」という目的を共有し、それを実現するための大きな一歩を踏み出したのである。

第三章 秋瑾の雑誌『白話』とその後

本章では、秋瑾（1875～1907）の日本留学直前までの経緯及び秋瑾が東京と上海で創刊した二つの雑誌『白話』（1904年）と『中国女報』（1907年）に焦点を当て、彼女の女子解放思想と革命思想が、日本留学期（1904年7月から1905年12月まで）を通して、どのように変化したのかを明らかにする。

これまで秋瑾に関しては様々な方面から研究されている。中国国内の場合、主に80年代を中心に年譜、伝記、資料集などの方面からいち早く着手され、豊富な研究成果が蓄積されてきている¹³⁸。日本での研究は、伝記は言うまでもなく、また秋瑾の詩文や日本留学など日本と関係の深い方面から研究が進んでいる¹³⁹。その中、秋瑾の日本留学をめぐる研究は、当時の留学先であった実践女学校での留学実態、下田歌子との関係、日本での活動（革命組織への参加）などに集中している。

秋瑾の女子解放思想と革命思想は、留学前と後を比較するときわめて大きな変化が見られる。これは、秋瑾が日本留学中に中国人男性知識人（男子留学生）や日本の知識人たちの影響のもとで、次第に政治的自覚を深めていったことを示唆している。本章では、日中の先行研究を踏まえて、秋瑾の思想的変化のプロセス及びその影響関係について検討したい。

第1節 秋瑾の日本留学前の生活と思想

秋瑾は浙江省紹興の出身で、官僚地主の家に生まれた。幼い時から経史の書を学び、詩文を巧みにした。また、剣侠伝を好んで読み、剣術を習うというなかなか勇ましい女性でもあった。父が官吏であったため、福建省や湖南省などに移り住み、その後父の命によっ

¹³⁸ 代表的なものとして、周芾棠[ほか]編『秋瑾史料』（湖南人民出版社、1981年）、陳象恭編著『秋瑾年譜及伝記資料』（中華書局、1983年）、郭延礼著『秋瑾年譜』（齊魯書社、1983年）、鄭雲山・陳徳禾著『秋瑾評伝』（河南教育出版社、1986年）、郭延礼編『秋瑾研究資料』（山東教育出版社、1987年）、上海古籍出版社編『秋瑾集』（上海古籍出版社、1991年）などが挙げられる。また近年、郭延礼編著『解読秋瑾』（山東教育出版社、2013年）も出版された。

¹³⁹ 伝記としては、武田泰淳著『秋風秋雨人を愁殺す：秋瑾女士伝』（筑摩書房、1976年）や藤森節子著『秋瑾嘯風』（武蔵野書房、2000年）がある。そのほかには主に、内田弘「啄木歌に潜む秋瑾詩」（『情況第三期』11（3）、情況出版、2010年）、岩沢正子「清国女子留学生と女性解放—秋瑾と下田歌子」（『ポリグロシア』2号、立命館大学言語教育センター、1999年）、崔淑芬「秋瑾と日本」（『筑紫女学園大学・短期大学部人間文化研究所年報』23号、筑紫女学園大学・短期大学部人間文化研究所、2012年）など。これ以外にも、二人の日本人（服部繁子、坂寄美都子）の回想を取り上げ、秋瑾に関する従来の史実とその人間像に再検討を加えた大里浩秋の研究「日本人の見た秋瑾：秋瑾史実の若干の再検討」（『中国研究月報』453号、一般社団法人中国研究所、1985年）が挙げられる。

て、湖南省湘潭県の豪商王猷臣の三男王廷鈞（1879～1909）と結婚し、男女ふたりの母親となった¹⁴⁰。

その後、秋瑾は夫が官職についたため共に北京に移ったが、北京での生活は次第に彼女の覚醒を促した。義和団事件後、清国は巨額の賠償金を課せられただけでなく、外国軍隊の北京駐留も認めさせられ、中国は植民地化がさらに強まった。北京において、国家の衰退する姿を目のあたりにした時期に、秋瑾は呉芝瑛（1867～1934、呉汝綸の姪）に出会い、彼女を通して革新的な書物であった章炳麟（1868～1936）の『康有為に反駁して革命を論ずる書』（1903年）などに接し、民族主義的意識を高めたという¹⁴¹。

さらに1904年2月、秋瑾は呉芝瑛の紹介で服部繁子（1872～1952）¹⁴²に出会った¹⁴³。1903年ごろから北京に女学堂設立の動きがあり、協力を依頼された服部の夫である宇之吉（1867～1939）はその準備を進めつつあった¹⁴⁴。それに賛同する北京在住の上流婦人が集まり、読書し知識を交換する目的で「婦人談話会」が設立されたが、服部はそこで指導的役割を担ったという¹⁴⁵。

初めて会った秋瑾は洋風の男装をしていたと服部は記している。

「スラリとした身長を少し前かがみにし、ふさふさした緑の黒髪にして洋風の男装。青色のハンチング帽を横さまにかぶって半ば耳をかくしている。藍色の中古の背広服、それが何と身の丈に合わないこと。袖のゆきが余り長くて袖口から白いきゃしゃな手がちょっと見えるだけなのに、細いステッキを握り、ダブダブした太いズボンの下からはふるぼけた茶色の靴がのぞいており、胸には緑色のネクタイがダラリと下がっている」¹⁴⁶。（図1を参照、75頁）

¹⁴⁰ 中山義弘、前掲書、115頁。

¹⁴¹ 岩沢正子、前掲論文、40頁。

¹⁴² 服部繁子が、夫服部宇之吉（1867～1939）とともに中国に登場するのは、1902年9月のことである。当時、清朝政府は近代学校制度を本格的に導入し、そのモデルとして京師大学堂（現在の北京大学）を再開するにあたり、師範館及び仕学館の開設から着手した。その師範館正教習として招いたのがほかならぬ服部宇之吉である。それから1909年まで、服部宇之吉は日本を代表する立場に立って、中国の教育近代化を指導した。阿部洋、前掲書、155頁。

¹⁴³ 服部繁子「秋瑾女士の思い出」『季刊東西交渉』3号、1982年、40頁。「秋瑾女士の思い出」は、服部繁子が、大正期に入ってから執筆したもので、秋瑾との出会い、秋瑾の東京における動静、その夫である王廷鈞の印象など興味深い内容が盛り込まれている。以下、服部繁子を服部と略する。

¹⁴⁴ 1903年、内務府大臣の誠章氏は、皇太后が女子の新教育に留意されている故に、まず自分がはじめたいと服部宇之吉に依頼した。北京大学学堂教習に任ぜられていた1902年から、服部も女子教育の必要を各方面に説いてまわっていたところだったので、計画を立て、準備を進めていた。しかし、誠章氏が他の人に代行されたり、日本から女教師を聘する必要があるなど、いろいろの問題があり、急には運ばなかったという。服部繁子、前掲書、39頁。

¹⁴⁵ 服部繁子、前掲書、38～39頁。

¹⁴⁶ 服部繁子、前掲書、40頁。

このような「洋風の男装」に対し、服部がその意味を尋ねると秋瑾は、「私の男装の趣旨！それは夫人も御存じの通り中国では男子が強く女子が弱かるべきものとして圧迫され通し。私はどうか男子の強い心になりたい。それには先ず形を男子にすれば、心までも男子になると思います。それに辮髪は夷族の風で中国人のすべきことではない。それで私は洋服を着るのです」¹⁴⁷と答えたという。

秋瑾は「洋風」の服を着る理由として、「辮髪は夷族の風で中国人のすべきことではない」と述べるだけでなく、「夷族を天子に戴いているのは卑屈だ」¹⁴⁸と答えている。辮髪は、当時清朝政権の統治権の表象であり、体制の象徴でもあった。桑原隲藏によれば、漢人は康熙(1661～1722)の末頃までは頗る辮髪を喜ばなかったが、雍正(1722～1735)・乾隆(1735～1795)・嘉慶(1796～1820)と年を経るうちに、次第に辮髪に慣れてきて、果ては辮髪の編み様、頭の剃り様に、追々流行を競う有り様となった。清の中期以後となると、漢人がその辮髪を大切にすることは一通りでなかったという¹⁴⁹。つまり辮髪は、始めは異民族に征服された漢民族の屈辱的象徴であったが、年を経るうちにこの屈辱感が消え去り、19世紀になると完全に普及して世間で普通に考えられる「中国的な風習」と見なされるようになったのである。

しかし、清末政府の腐敗と列強の侵略によって、中国国内に「排満」意識による断髮風潮が再び盛んになると、革命派は辮髪を漢民族の屈辱の記号と見なし、満族とともに排除すべきだと主張するようになっていた¹⁵⁰。「清朝時代の服装」を拒否し「洋風」の服を着た秋瑾は、異民族である清朝政府を「国」とは認めなかった。つまり、留学する以前に秋瑾はすでに「排満」思想の持ち主であったことが、ここに読み取れる。

一方、秋瑾の「男装」には、「男子のように強くなりたい」、「男子もできないことをやりたい」¹⁵¹という意志が込められており、男尊女卑の現状を乗り越えようとする強い願望と、専制主義体制の中に組み込まれ、苛酷な性的差別を生ずる家父長的家族制度に対する反発も見られる。

¹⁴⁷ 服部繁子、前掲書、41頁。

¹⁴⁸ 服部繁子、前掲書、42頁。

¹⁴⁹ 桑原隲藏著『東洋史説苑』弘文堂書房、1927年、330頁。

¹⁵⁰ 許時嘉「東アジアの近代における前近代的な服飾の変容と逸脱」『文化記号研究』創刊号、文化記号研究会、2012年、113～115頁。許によると、1900年に革命派の章炳麟は「辮髪を解く」の一文を著し、保皇派である康有為(1858～1927)の「満漢不分、君民同体」という主張を以って辮髪を擁護するのに対して、辮髪を漢族の屈辱の記号として満族と共に排除すべきだと主張したという。

¹⁵¹ 服部繁子、前掲書、43頁。

秋瑾は日本への留学を考える前に、アメリカに留学して法律を学びたいと服部に告白していた。アメリカは人権の発達している国だから、婦人問題をよく研究したらどうかという服部の勧めに対して、「家庭問題は沢山よ。そんなこと研究するのはつまらない。私の国では皺が尊敬される。白髪が崇拜される。それにはとても対抗ができない。そんな事に関係してはこっちまでかびが生える」¹⁵²と語ったという。

前述したように、当時の中国の社会では「君は臣の綱となす、父は子の綱となす、夫は妻の綱となす」（三綱）という倫理道徳のもとで政権、親権、夫権が強調されていた。その「三綱」の中でも、「夫為妻綱」が最も重視されており、夫と妻は支配、被支配の関係にあった。また、女性は経済的基盤がないため、男性に依存するしかないという状況下で、女性は男性に服従し、子を産み、家を継承するための道具にならざるをえなかった。

そればかりでなく、女性は男性と平等に教育を受ける権利さえも持たず、女子の教育は厳しく差別されていた。1300年間存続してきた立身出世の手段としての「科挙制」ももちろん男性のみが享受する特権で、女性は教育の現場から排除されていた。20世紀に入ると近代学校設立への動きが本格化していく中で、上海の務本女学堂や愛国女学校などが民間人有志によって設立され始めたが¹⁵³、保守的な清朝指導層には依然として女子教育の必要性を認識する者はいなかった。事実、女子教育が制度上の地位を認められるのは、漸く1907年に至ってのことである。これは、日本の「学制」頒布（1872年）に際しての「一般ノ女子、男子ト均シク教育ヲ被ラシムベキ事」¹⁵⁴という規定より35年も遅れていた。

秋瑾は従来の家父長的家族制度を批判しながらも、「家」という封建的な束縛の中で、奴隷的地位におかれた婦人問題に対して興味をもたなかった。これは、秋瑾が当時の中国の二億の女性に教育を施すことによって彼女たちを覚醒させ、自立させることこそが、「救国」に繋がることをまだ認識せず、女子同胞を解放する重要性に気づいていなかったことを示している。もっぱら、男性を装うという方法を用いて、異民族である清朝政府や男尊女卑という封建社会に対する反発を示すことや、「男性をしりへに瞞着させるような事」¹⁵⁵だけを求める秋瑾の未熟さを、ここに見ることができる。

¹⁵² 服部繁子、前掲書、42～43頁。

¹⁵³ 夏曉虹、前掲書、44頁。

¹⁵⁴ 日本において、女子に対して学校教育を施すことを公然と認めそれを奨励したのは1872年8月に出された「学制」である。実は学制頒布前の6月24日、文部省より「学制着手順序」が示されており、これには重要順に並べた九カ条の事項があるが、「一般ノ女子、男子ト均シク教育ヲ被ラシムベキ事」が三番目であったという。一方、一番目が「厚クカヲ小学校ニ用フベキ事」で、二番目が「速ニ師表学校ヲ興スベキ事」である。教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史（第一巻）』龍吟社、1938年～1939年、342頁。

¹⁵⁵ 服部繁子、前掲書、43頁。

ところが、しばらくすると気が変わったのか、「私は今まで日本婦人を知らず、何の興味も持たなかった。私は日本婦人どころか、日本を多少見くびっていたし。しかるに太太（服部）と交友してから日本に行ってみたいと思うようになった」¹⁵⁶という。大里浩秋の考察した通り、服部が日本の女子教育の現状を紹介し、秋瑾がそれに大いに触発され、日本留学に傾いたのかもしれないが¹⁵⁷、現実問題としても、中国の伝統的社会から脱け出したいと願う秋瑾にとって、中国への接近を強めていた当時の日本への留学は、アメリカよりもずっと容易に思えたのだろう。

第2節 『白話』に見られる秋瑾の女子解放思想と軍事援護思想

1904年7月、秋瑾は二児の母親であったにもかかわらず、一時帰国する服部繁子を頼って来日した。それから日本の文部省が発布した「清国留学生取締規則」に憤慨して帰国する1905年12月25日まで、彼女は下田歌子の経営する実践女学校で学びながら、積極的に社会活動に参加し、様々な文筆活動を行った。本節では、まず秋瑾の留学生活と彼女が中国人男子留学生たちとともに「演説練習会」を結成し、またその機関誌である『白話』を創刊するに至った経緯を概観したうえで、『白話』に見られる秋瑾の女子解放思想と軍事援護思想及びその影響関係を明らかにしたい。

2.1 秋瑾の留学生活

1904年7月に来日した秋瑾は、日本語学習所でしばらく日本語を学んだ。その後、8月に下田歌子の経営する実践女学校の「清国留学生部」に入った。服部の回想によると、秋瑾は自ら実践女学校に入りたいと頼んでおり、その学校で満足できるかと聞くと「あの学校には友人もいるし、それに下田女史は有名人だし、私は満足します」と答え、また「太太（服部）は下田女史とは特別の関係がおありだそうですから、ぜひ頼んでください」と言われたという¹⁵⁸。前述したように、当時の日本は、女学校は言うまでもなく、留学生にその門戸を開こうとする男子学校さえも極めて少なかった。それにもかかわらず、下田は中国人女子留学生を積極的に受け入れ、熱心に教育に当たっていたのである。

1893年、下田は皇女教育調査という天皇の内旨を受け、また先進国における女子教育情

¹⁵⁶ 服部繁子、前掲書、43頁。

¹⁵⁷ 大里浩秋、前掲論文、5～6頁。

¹⁵⁸ 服部繁子、前掲書、47～48頁。

況の視察のため欧州に渡った。2年間の欧州視察を終えて帰国した下田は、女子教育の大衆化を実現するために帝国婦人協会を発足させ、同会の創設に際して自ら「帝国婦人協会設立の主旨」を書いた。「帝国婦人協会設立の主旨」において下田は、「今や既に各種の職工、電話電信の技手、或る商店の賣子掛取、及び看護人等に至る迄、非常に女子を私益するの必要を感じ」ているが、「奮ひて其供給に應ずるの準備」ができていない現状を慨嘆しており、また「下層婦人の徳を高め、智を進め、其帮助によりて、以て自他の利益を謀らしめんが爲に、漸次其實力をも養はしめ、其自活の道をも立てしむる」者がいないことを痛感し、「一點の火を婦人社会に放つこと」を期して、帝国婦人協会を発足させたと述べている¹⁵⁹。

明治20年代の日本では、女性たちが農家や商家で家業に従事する姿はごく一般的であったが、紡績工場や町工場に働く女工の数はまだ少なかった。しかし明治30年代に入ると、日本の資本主義は急速な発展をとげ、製糸、紡績などの軽工業部門での企業の集中、拡大が起こり、それとともに低賃金の女子労働力に対する需要がますます増え始めた。そればかりでなく、看護婦・電話交換手・店員・銀行員などの職種に採用される女性たちも増加したが、これらの仕事に就くためには、一定の読み書き算術の能力が必要であった¹⁶⁰。このような国家的要請にこたえるため、下田は帝国婦人協会を設立し、その教育事業の一環として1899年に実践女学校と女子工芸学校を設立したのである。

下田の女子教育思想は、実践女学校の規則第一条「本邦固有の女徳を啓発し、日進の学理を応用し、勉めて現今の社会に適応すべき実学を教授し、賢母良妻を養成する所とす」と女子工芸学校規則第一条「女子に適當なる工芸を授け併せて修身齐家に必要な実業を修めしめ能く自營の道を立つるに足るべき教育を施す所とす」¹⁶¹によって簡潔に示されている。

実践女学校は儒教的道徳に基づいた「賢母良妻」を養成するため、普通学科以外にも裁縫（裁縫編物、裁縫刺繍など）や家政（家政簿記、家内衛生、割烹など）など主に家庭内で必要となる科目を中心に提供していた。一方、女子工芸学校も同じく「修身齐家」という儒教倫理に基づき、全体のカリキュラムの中で割合の低い普通学科のほかに、術科として裁縫・編物・刺繍・造花・插花・図画・押絵などの工芸を加えていた。当時、生徒の工

159 『下田歌子先生伝』、340～341頁。

160 深谷昌志著『良妻賢母主義の教育』黎明書房、1966年、162～163頁。

161 『実践女子学園八十年史』、82頁。

芸制作品が優秀なできばえを示したため、勸工場などから大量の注文が来たという¹⁶²。下田は、婦女たちが工芸術を身につけ、職業に従事することによって家計の補助や日本産業への貢献を期待し、最終的に国家を富強に導こうとしていた。しかし注目すべきことに、下田のいう「職業」は女子の職場進出をも視野に収めてはいたものの、主として家庭内において良妻賢母の任務を果たしつつ、家計補助や明治産業の発展のために安い労働力を提供する内職を念頭に置く傾向が強かったのである。

秋瑾の入学前に、実践女学校にはすでに 20 数人の中国人女子留学生がいた。1902 年 7 月、実践女学校は中国人女子留学生 4 名を迎え、特設課程「清国女子速成科」を置いた。前述した「清国女子速成科規定」によれば、この規定は「清国女性ニ授クル学科ハ修身、読書、会話、作文、算術、地理、歴史、理科、図画、唱歌、体操トシ、志望ニヨリテハ別ニ本校手芸科中ノ一ニヲ授クルコトアルベシ」とし、「実践女学校ノ程度ヲ斟酌シ速成ノ目的ヲ以テ教養」するものとされている¹⁶³。当初、実践女学校と女子工芸学校は一つの屋根の下で教室を分け合って使用していた。したがって、「清国留学生部」で勉強していた秋瑾は、この時期に、工芸術が女性たちの貴重な収入源になっているという現実を知った可能性が高い。

1904 年 11 月中旬、秋瑾は「実践女学校の不備」、「先生たちの浅学無能」を理由に、実践女学校を退学した¹⁶⁴。当時、実践女学校の教育対象は「高等小学第 2 学年を修了せるもの、若しくはそれに相当せる学力を有する者」¹⁶⁵であり、中国人女子留学生たちに対しては「速成」を目標としていた。中国ですでに男子が受けるのと同等の教育を受けていた秋瑾にとって、実践女学校の教育内容が満足のいくものではなかったことは、想像に難くない。

1905 年 3 月、秋瑾は学費調達のために一時帰国し、同年 7 月に再び日本に戻った。しかし、秋瑾は日本へ戻ると、再び実践女学校に入学した¹⁶⁶。一度離れた実践女学校に再度入学したのは、おそらく政治的活動をカムフラージュするためであっただろう。一時帰国する前の 1904 年 11 月、彼女はすでに革命派の人々と往来し、李自平（馮自由の妻）の招待により、馮自由らが横浜で組織した秘密の革命団体「三合会」に加入していただけでなく、

¹⁶² 『実践女子学園八十年史』、85 頁。

¹⁶³ 『実践女子学園八十年史』、99 頁。

¹⁶⁴ 服部繁子、前掲書、49 頁。

¹⁶⁵ 『実践女子学園八十年史』、75 頁。

¹⁶⁶ 『実践女子学園八十年史』、106 頁。「清国留学生部・分教場日誌」の一節には、「明治三十八年八月五日、本日学生秋瑾入校ス」と記録されている。

一時帰国後、郷里の紹興で徐錫麟（1873～1907）に出会い、浙江省人の革命団体であった「光復会」にも加入したのである。つまり、当時の東京は中国人の革命運動の中心地であり、革命運動に関わりはじめた彼女はおそらく、その中心地、東京に滞在する必要がある。したがって、実践女学校に籍を置くことは、そのための最も簡便で安全な手段であったに違いない。

因みに、秋瑾は実践女学校の教育水準には不満を持っていたものの、女子教育を通して家計の補助と国家の発展に貢献させようとする下田の教育思想に対しては大いに感銘していた。この点についてはまた「2.3『白話』から見る秋瑾の女子解放思想」で改めて検討を加えたい。

2.2 秋瑾と「演説練習会」

1904年7月下旬、「演説練習会」が中国留学生会館で組織された。秋瑾は留学生会館内で日本語を学びながら、積極的に演説会に参加した。「演説練習会簡章」によるとこの演説会は、中国語が地域によって大きく異なることを考慮し、主に進歩的な意味を持った「汎論」及び「実学」を、方言を使わず普通語を用いて演説することを目指す練習会だったという¹⁶⁷。

「演説練習会」での演説の内容を編纂、発行した刊行物が雑誌『白話』であった¹⁶⁸。この演説会は方言に分かれていた地域の異同をなくし、全国の言語を統一化しようとする力として現れた。言語を統一するためには標準語的役割を果たす口語が必要であり、口語の演説を文字にすると白話文になる。このような理由から、当時、白話と演説は常に密接に結びついていたのである。

林義強の考察によれば、鄒容（1885～1905）の『革命軍』（1903年）、陳天華（1875～1905）の『警世鐘』（1903年）など革命宣伝本の多くは白話で書かれており、古典漢語に最もこだわっていた章炳麟さえも、1903の時点で、排満論がなかなか広がらない当時の状況を見て、白話による排満宣伝を試みたという¹⁶⁹。つまり、白話が排満・革命宣伝にきわ

¹⁶⁷ 郭延礼、前掲書、690頁。

¹⁶⁸ 郭延礼によれば、雑誌『白話』は月刊誌であり、全部で第六号まで刊行されたが、現存するものはこれまでのところ第一、二、三号の目次（附録2を参照）および、秋瑾が当時書いた三つの文章「演説のよい処」（第一号、1904年9月）、「中国二億の女性同胞に敬告する」（第二号、1904年10月）、「わが同胞に警告する」（第三号、1904年11月）のみであるという。郭延礼、前掲書、692頁。

¹⁶⁹ 林義強「古音、方言、白話に託す言語ユートピア—章炳麟と劉師培の中国語再建論」『東洋文化研究所紀要』148号、東京大学東洋文化研究所、2005年、162頁。

めて効果的であるということは、早くから革命論者たちに認識されていたようである。

『白話』の「発刊詞」とも言える「演説の良い処」（1904年9月24日）において秋瑾はまず、「演説は世界の事と大きな関係がある。なぜなら、人を開化させる知識、人を感動させる心は、演説によらねばならない」¹⁷⁰と述べ、文明開化するには演説しかないと言明し、演説の重要性を強調した。次いで、演説の利点を五つ、1. 場所、時間に関係なく、自由に演説できる、2. 費用がかからないため、聴衆が多い、3. 読み書きできない婦女、子供をはじめ、誰でも聞いて理解できる、4. 演説は大量の人力も、資金の寄付も必要としない、5. 天下の事情が演説によって皆に分かる、を挙げ、演説の対象を明確に文盲である大衆に置き、その中に女性を含めて考えていたことが分かる。

この文章は、「皆さんは決してこの演説会を軽視してはいけない。なぜなら国民を呼び覚まし、知識を開花させる第一歩は、この演説会から始まるのだから」（傍点は引用者）¹⁷¹という言葉で結ばれている。演説の重要性を詳細に述べた後で、演説が目指すべき最終目標として「国民」の覚醒を据えていることは注目に値する。これは、国民を啓蒙することによって国家を近代に導こうとする国民国家思想の現れだからである。留学前から「排満」思想の持ち主であった秋瑾はもちろん、清朝を「国家」と認めていなかった。

秋瑾だけではなく、当時の留学生たちにも同じ「排満」思想が見られた。たとえば、第一号に強漢が書いた「中国歴史的撮影」では、金・元・清の封建統治を非難して、「胡人」・「野種」と蔑視し、第三号に苦口苦心生が書いた「説廉恥」では、満州人を駆逐して、彼らの奴隷とならないようにすべきだと主張されていたという¹⁷²。

秋瑾をはじめ当時の中国人留学生たちが「演説練習会」を開設し、その機関誌である『白話』を創刊したのは、演説／白話によって迅速に文盲の民衆たちを啓蒙するだけでなく、清朝への反抗精神をより多くの人々に伝え共有することを期待していたからに違いない。つまり、彼らの東京での活動は鄒容や章炳麟など革命派と連動した動きであったのである。

2.3 『白話』から見る秋瑾の女子解放思想

「演説練習会」に参加し続けた秋瑾は、一般民衆を啓蒙し、国民として団結させること

¹⁷⁰ 『秋瑾集』、3頁。

¹⁷¹ 『秋瑾集』、4頁。

¹⁷² 中山義弘は、「中国歴史的撮影」と「説廉恥」の内容は除双韻の回憶によるものであり、除が書いた「記秋瑾」は中国人民政治協商会議全国委員会文史資料研究委員会が編纂した『辛亥革命回憶録』（中華書局、1961～1963年）第四冊の209頁に収録されているという。中山義弘、前掲書、128頁。

こそが中国の近代化を実現し、亡国の危機から救う最も確実な道であると認識し始めた。その国民の中で、最も悲惨な状況におかれ、啓蒙の必要があるのが中国の女性たちであった。留学する以前は、婦人問題について関心のなかった秋瑾は、留学後何ヶ月も経たないうちに、雑誌『白話』に「中国二億女同胞に敬告する」（1904年10月23日）という文章を書き、女子が蒙昧な状態に陥っていることの弊害を熱心に中国人女性同胞たちに訴えようとするに至ったのである。

「中国二億女同胞に敬告する」において秋瑾は、まず女性の纏足と婚姻問題を挙げ、女性たちが苦しめられている状況を赤裸々に記述した。婚姻問題に関しては、「(前略) 中国では男性が死んだら、女性は3年間喪章をつけ、また嫁に行くことは禁じられている。一方、女性が死んだら、男性は3日も経たないうちに、外で遊び、7日も経たないうちに、新しい嫁をもらう」¹⁷³と男女の不平等に憤慨している。

この指摘は男女の不平等を示すごく一部の例にすぎず、当時の中国では、男性は一人以上の妻をもち、離婚も再婚もできるのに対して、女性には同様の権利は認められなかった。儒教道徳の下で、女性はどうな状況にあっても貞潔を守り、夫に忠誠を誓わなければならなかった。また「婦言」、「婦容」、「婦功」、「婦徳」という「四徳」が求められ、社会と家庭における女性の服従が厳格に規定されていた。

続けて秋瑾は、「男尊女卑」、「女は才ないことが徳」、「夫為妻綱」という儒教的女子道徳が形成されたのは、男性にも責任がある。しかし、最も許せないのは、女性が自ら目先の幸福にとらわれて、男性に依存する生き方を選ぶことである。このような生き方から脱したければ、学問をし、自立しなければならない」と説いている¹⁷⁴。秋瑾は、女性たちが教育を受けることによって、経済的独立を実現し、自ら男性への依存心を捨てることを望んでいた。この論説は、中国人女性たちが従来 of 封建的秩序体制から脱するには、必ず女子教育を前提としなければならないという女子教育の重要性を、彼女が明確に認識しはじめたことを示している。

また秋瑾は、「老年の婦女たちは、若し夫が学堂を開こうとし、息子が留学しようとしたら絶対止めてはいけない。中年の婦女たちは、決して夫の志をなえさせ、功成らず名をとげずという状況に導いてはならない。息子が生まれたら学校に入れ、娘が生まれても同様にし、絶対に纏足を施してはいけない。若い娘たちは学堂で勉強するのが一番良い。たと

¹⁷³ 『秋瑾集』、5頁。

¹⁷⁴ 『秋瑾集』、6頁。

え学堂に入れなくても、家で読書しなければいけない。夫が富裕で役人であるならば、その妻たちは、夫に学校を開かせ、工場を起こさせるように勧め、大衆に有益な仕事をさせるべきである。お金がなければ、夫を助けて自らも仕事につき、なまけてご飯だけ食べるものがあってはならない。これが私の望むところだ」¹⁷⁵と述べている。

秋瑾はここで各年代、各階層の婦女たちのあるべき姿を記述しているが、とりわけ男女を問わず教育を受け、職業に従事することによって経済的独立を実現することが重視されていることが分かる。秋瑾が専らこの二点を繰り返し主張し続けた理由は、「致湖南第一女学堂書」に窺うことができる。1904年11月、共愛会再建に当たり秋瑾は「実行共愛会」を作り、中国国内の女学校にも連絡して参加を呼びかけた。学問の必要を説き、日本留学を勧め、湖南第一女学堂へはその会則30部と「致湖南第一女学堂書」という手紙を同封した。

ここで秋瑾はまず、当時中国で婦女がおかれていた状況、その奴隷的地位を指摘し、「男性の支配から脱したければ、自立しなければならない。自立したければ、学芸を求めなければならないし、団結しなければならない」と述べた。そして、「日本の女学校は日々盛んであり、人々は皆一芸を修めて身を立て、上は両親を助け、下は夫を助け、子供を教えることができ、男女とも座食する人をなくそうとしている。このような国が強くなるいわげがない。もしわが諸姉妹にこの志があれば、日本に遊学すべきであり、こちらに来たいならば、一切の面倒を見る」と日本人女性を中国女性の目指すべきモデルとして提示している。

1904年8月から実践女学校で学び始めた秋瑾は、女学校教育を受け職業に従事（内職か職場進出かを問わず）することによって、家計を補助しようとする日本の女学生たちの姿を見て大きな衝撃を受けたに違いない。なぜなら、当時の中国人女性たちはまだ纏足から解放されておらず、識字教育もほとんどされていなかったからである。秋瑾は実業教育を通して家計の補助と国の発展に貢献する下田の教育思想に深く感銘しており、中国を亡国の危機から救い、「富国」「強国」に導くには、同じく中国の二億の女性たちに、職業教育を施し、それによって「身を立て」させるべきことを感得したと考えられる。

しかし、秋瑾は下田の教育思想をそのまま受け入れたわけではなかった。例えば、下田は儒教的道徳に基づいて女性たちを良妻賢母に育成しようとしたのに対し、秋瑾は女子教

¹⁷⁵ 『秋瑾集』、6頁。

育を通して中国人女性たちを儒教的道徳から解放しようとしていた。また、下田は女性の職場進出よりむしろ良妻賢母と両立しうる内職を勧めたのに対し、秋瑾は工場などに出かけて稼ぐ資金で家計を支えるべきだと考えた¹⁷⁶。

当時の中国においては、女性への職業教育は言うまでもなく、男性と平等に教育を受けることさえ許されていなかった。秋瑾が中国の女子学生たちに対して日本に留学することを呼びかけたのも、女性たちが教育の機会を得て、有用な実業教育を受け、経済的独立を実現し、中国を亡国の危機から救う力となることを期待したからである。そして、孤立した運動のみではその目的を達することができないと認識した秋瑾は、「二億の女性たちの団体の設立」¹⁷⁷を望み、「実行共愛会」を組織したのである。

2.4 秋瑾の軍人援護思想の萌芽

『白話』に掲載された三番目の文章、「わが同胞に警告する」（1904年11月21日）において秋瑾は、中国の東北三省の領有をロシアと争うため、日露戦争に出征する日本の兵士たちを見送る老若男女が、手に小旗をもって万歳万歳と叫ぶ情景を記述し、「わが中国はいつになったらこのような一日が来るのだろうか」と慨嘆した¹⁷⁸。

この文章にはまた、日本軍人の家族はみな救助金（卹金）があるばかりでなく、旅館、店など各店舗には「陸海軍御用品」、「軍人優待半額」などと書かれている、このように軍人を重視するからこそ、兵隊たちが戦争で命をかけて戦うことができるし、ロシアに勝つことができた理由もそこにある、と述べている¹⁷⁹。

日本では、国民皆兵制度としての徴兵制が（1873年）制定されて以来、国家による強制的徴集によって、徴集兵員とその家族の生活は困窮に陥った。日本政府はこの対策として、1904年4月2日になって初めて、「下士兵卒家族救助令」を發布した。しかしこの勅令は、主に救助対象とその範囲・救助資格停止（下士兵卒家族救助令）、救助願の届出・公的救護出願者の調査・救助方法（生業扶助、現品、現金給与、施療）・救助額の上限（「救助ノ額ハ戦死者ノ遺族ニ支給スヘキ扶助料ノ最低額ヲ超ユルコトヲ得ス」）（下士兵卒家族救助令施行規則）などから成る簡単なもので¹⁸⁰、兵士とその家族に対する保障については、その

¹⁷⁶ これは、その後秋瑾の書いた弾詞小説『精衛石』を見れば明らかである。

¹⁷⁷ 『秋瑾集』、32頁。

¹⁷⁸ 『秋瑾集』、7頁。

¹⁷⁹ 『秋瑾集』、8頁。

¹⁸⁰ 北泊謙太郎「日露戦争中の出征軍人家族援護に関する一考察—下士兵卒家族救助令との関わりにおい

施策はあったものの極めて消極的であった。

他方、1880年代初期から、徴集兵員とその家族の経済的犠牲に対する見返りの保障組織が地方自治体内の徴兵援護の外郭的事業団体として成立し、郡部を中心にほぼ全国的に展開されていた¹⁸¹。しかしこれらは国法的な政策と関係なく、私的・有志的事業としての「徴兵慰労（義）会」「尚武会」「軍人待遇規約」などの会称をもった団体や規約にすぎなかった。徴兵援護事業団体の活動内容は地域によって異なるが、主に出征軍隊の歓送、傷病兵慰問、出征軍人家族への保護金給付、授産事業などが挙げられる¹⁸²。

また日露戦争当時、日本に於いて婦人の戦争協力を要求する世論が高まり、その多くが婦人の恤兵活動展開を強く要求し、恤兵活動を直接の目的として新しく組織された婦人団体が多かった。その中で、全国的範囲で最も活躍したのが1901年に奥村五百子（1845～1907）が結成した「愛国婦人会」である。千野陽一によれば、全支部統計で「愛国婦人会」が日露戦争中に出征軍隊送迎を催した回数は17万9571回、出征軍隊向け寄贈品は555種、出征軍人家族慰問数は62万4917戸、傷病兵・廃兵慰問数は4万4784回、戦病死者会葬数は5万6227回、戦病死者遺族慰問数は5万6429戸に達したという¹⁸³。男性団体ばかりでなく、日本人女性たちも積極的に軍人援護活動に参加したのである。

秋瑾は当時の日本の状況を中国と比較し、清朝政府とその政府の封建統治の腐敗のもとで、兵隊を賤民としてしか扱わない自国の現状を憂えた。そして、清朝政府の昏迷腐敗を批判し、最後にこの状況の原因は、中日両国の教育の差にあることを指摘し、教育の重要性を主張したのである¹⁸⁴。

清王朝を支えた軍隊は満州の伝統的八旗と、征服された漢民族をもって組織した緑営であった。しかし、八旗は清王朝の優遇の下で、特権的生活により清末にはその戦闘力を失っており、経済的基盤として与えられた旗地を失って生活に困窮した緑営は、給与が清初以来変わらず、貨幣経済の発展による物価高騰で生活が困難になっていた。そのため、兵士たちは副業に精を出し、訓練もできない状態であった。また本来は文・武の区別がなかった八旗でも、漢民族の風に同化して文武が分かれ文官優位にかわる傾向が次第に強まる

て』『待兼山論叢』33号（史学）、大阪大学大学院文学研究科、1999年、55～56頁。

¹⁸¹ 遠藤芳信著『近代日本軍隊教育史研究』青木書店、1994年、517頁。

¹⁸² 北泊謙太郎、前掲書、66頁。

¹⁸³ 千野陽一著『近代日本婦人教育史：体制内婦人団体の形成過程を中心に』ドメス出版、1979年、134頁。

¹⁸⁴ 『秋瑾集』、8頁。

と、武の蔑視、軽視が進み、武力を真に国家の武力とする基礎をもたなかった¹⁸⁵。

1850年、広西に起こった太平天国は瞬く間に勢力を拡大し、1853年に南京を攻め落とした。八旗と緑営からなる清朝の正規軍は太平天国軍に有効に対処できず、半私属的非正規軍、曾国藩（1811～1872）と李鴻章（1823～1901）の湘軍、淮軍を結成してこれに対抗した。日清戦争において日本軍と戦ったのも李の淮軍であったが敗れてしまう。その後、袁世凱（1858～1916）の「新建陸軍」と張之洞の「自強軍」が創建され、両者とも軍内部の旧弊（人員、給与のごまかしなど）の除去に努力するとともに、ドイツ人教官の指導の下で軍の西洋化を図った。しかし、前近代的な国家体制をそのままにして、軍隊の装備・訓練だけを近代化しようとしたため、その軍隊は結局袁世凱の私兵と化した¹⁸⁶。清朝政府は、「制服を着た匪賊」、「よい人は兵にならない」¹⁸⁷と言われていた従来の兵士像を打ち破り、新しい軍人像を構築するよう試みてはいたものの、当時の清朝の兵隊は、秋瑾が述べているとおり、政治的、社会的地位はまだ非常に低かったと考えられる。

秋瑾は国家を構成する国民であるばかりなく、まさしく国家を守り国家の運命を直接担うべき国民として兵士たちを教育し、漸次社会的地位を向上させ、また軍人救助金や軍人優待政策などを設けることによって、日本の軍隊のように真に自国を守る軍隊を養成しなければならないと考えたのである。またこの当時、秋瑾は日本の「愛国婦人会」の活動を知っていた可能性も高い。なぜなら、彼女はこの留学時代からすでに軍人援護活動の必要性を認識し始めており、その後はこの課題を二億の女性たちの義務として、婦人による軍人援護のための軍事救護団体の組織化を目指すようになったのである。このような秋瑾の軍事援護思想は、当時において画期的な意義を持っていたと言えるだろう。

以上の『白話』に掲載された秋瑾の文章を見ると、「革命」、「滅満興漢」など過激な言葉は一度も出てこない。これはおそらく、秋瑾が来日したばかりで、また「日本留学中は過激な行動を控える」という服部との約束¹⁸⁸を念頭においていたからだろう。しかし、言葉がないからと言って「排満」という思想が隠れていなかったとは断定できない。なぜなら、その後秋瑾の東京での活動は主に「清朝打倒」をめぐる展開されたからである。

秋瑾の日本での社会活動は、一時帰国を境として前期と後期に分けることができる。前期の活動は主に「演説練習会」の参加及びその機関誌である『白話』の創刊と執筆、「実行

¹⁸⁵ 波多野善大著『中国近代軍閥の研究』河出書房新社、1973年、35～36頁。

¹⁸⁶ 波多野善大、前掲書、30頁

¹⁸⁷ 小野信爾「パウエル著 清末新軍の興起」『東洋学報』44（3）、東京文庫、1961年、133頁。

¹⁸⁸ 服部繁子、前掲書、44頁。

共愛会」の結成を中心に行われており、後期は実践女学校の「工芸速成科」で勉強するとともに「看護学教程」を抄訳し、弾詞小説『精衛石』の創作を始めただけでなく、「同盟会」に入会して、在日中国人女子留学生たちと積極的に革命活動に参加した。

1905年8月、孫文らによって「興中会」、「光復会」、「華興会」の三大革命団体を合体した「中国同盟会」が日本で結成された。「同盟会」は「韃虜を駆除し、中華を回復し、民国を創立し、地権を平均する」（駆除韃虜、恢復中華、創立民国、平均地権）という政治綱領を明確に打ち出し、多くの愛国者を引きつけた。秋瑾は「同盟会」が成立して半月後に黄興（1874～1916）の紹介で入会し、浙江省同盟会の責任者となった。武装蜂起の準備のため、「同盟会」は横浜に爆弾製造組織を設け、ロシアの無政府主義者を招いてその製法を教授していた。秋瑾は方君瑛、林宗素、唐群英、呉木蘭など、在日中国人女子留学生とともに、積極的にこの組織に参加したという¹⁸⁹。この活動は、その後の秋瑾が徐錫麟とともに突き進んだ武力革命闘争において大きな役割を果たしたと考えられる。

1905年11月、日本での革命勢力の結集に脅威を感じた清朝は、日本政府に要請して「清国留学生取締規則」¹⁹⁰を發布させ、校外活動の取締りや不良学生の排除などという名目で、中国人留学生の革命活動を規制しようとした。これに対し、中国人留学生の意思は「帰国設学」派と「忍辱求学」派の二派に分かれた¹⁹¹。秋瑾は前者に属し、「清国留学生取締規則」に憤慨して、同年12月25日に帰国した。

第3節 『中国女報』から見る秋瑾の諸思想の統合

帰国後の1907年1月、秋瑾は革命を宣伝し、女権を提唱するため、上海で『中国女報』を創刊した。すでに1906年6月から彼女は資金調達を行い、雑誌創刊の様々な準備活動を始めていたのである。第一号は1907年1月14日に、第二号は同年3月4日に発刊されたが、早くも第三号は経費不足のため刊行されず、やむを得ずそのまま廃刊となった。『中

¹⁸⁹ 小野和子、前掲書、108頁。

¹⁹⁰ 1905年11月2日、日本文部省は「清国人ヲ入学セシムル公私立学校ニ関スル規程」を發布した。この規程の中には、第9条「選定ヲ受ケタル公立又ハ私立ノ学校ニ於テハ清国人生徒ヲシテ寄宿舎又ハ学校ノ監督ニ属スル下宿等ニ宿泊セシメ校外ノ取締ヲナスヘシ」、第10条「選定ヲ受ケタル公立又ハ私立ノ学校ハ他ノ学校ニ於テ性行不良ナルカ為退校ヲ命セラレタル清国人ヲ入学セシムルコトヲ得ス」の二条が含まれている。11月26日、この規程に関する布告が中国人留学生受け入れの学校に貼り出され、「校外ノ取締」、「性行不良」の表現は、一気に中国人留学生を激怒させ、各学校の留学生たちは学校で討論、演説を行い、留学生会館に集まって対策を考えたとする。実藤恵秀、前掲書、473頁。

¹⁹¹ 小野和子によると、「帰国設学」を主張したのは私費留学生が多かったが、「忍辱求学」を希望したのは主に公費留学生で、彼らは学業の中断によって前途が断たれることを願わなかったという。小野和子、前掲書、88頁。

国女報』は「気風を開通し、女学を提唱し、感情を連ね、団体を結成し、それとともに将来中国婦人協会を創設する基礎とすること」¹⁹²を主旨としていた。

『中国女報』の「発刊詞」の白話版¹⁹³「姉妹たちに敬告する」（第一号、1907年1月）において秋瑾は、同時代に男性知識人の丁初我（1871～1930）によって上海で創刊された月刊誌『女子世界』を取りあげ、この雑誌は女性向けとはいえ「言葉が難しすぎる」ため、「我が姉妹」のほとんどが読めないことを指摘していた。また「内容が深すぎると完全には分からないので、『中国女報』を創刊するにあたり、姉妹たちが文章を読めるように、文字はみな文言と俗語を併用している。これも同胞たちに対する私の心遣いだ」¹⁹⁴と述べている。日本留学期に創刊した『白話』の経験を生かして、文言文を読めない女性たちに分かりやすい文体（白話文）を用い、短期間で中国の大衆婦人たちを啓蒙しようとする秋瑾の一貫した姿勢が明らかである。

また秋瑾は、「一人の人間として志がないことが一番怖い。志を持つならば、自立の基礎と自活の芸業を求めることができる。今日、女学生も多くあり、工芸業も盛んになってきている。工芸技術を学び、教習になり、工場を開くならば、どうして自立自活できないことがあるのか。座食することもないし、父兄や父子を巻き添えにしない。家業を興隆することもできるし、男子に尊敬され、無用の名を洗い、自由の福を得ることができる」¹⁹⁵と述べている。同じく女性たちの経済的独立の必要性を強調していることが分かる。ここには、学問を通して二億の女子同胞が無知蒙昧から解放され、一芸を身につけることによって、経済的独立を実現し、それによって「家」という封建的な束縛から脱出させ、自由の身になるという、秋瑾の女子解放思想の具体像が窺える。

秋瑾は女子教育によって獲得した女性の経済的独立を、中国の危機を救うための一つの重要な手段として認識していた。女性の生活状況を改善し、男性に依存せず、自立することを主張しているが、究極の目的は国家を存亡の危機から救うことにあったと考えられる。そして秋瑾が言う国家は、清朝政府を打倒して建設されるべき漢民族の国家であった。

秋瑾は『中国女報』に、「姉妹たちに敬告する」以外にも、自ら抄訳した「看護学教程」を連載した。秋瑾が一時帰国から日本へ戻って実践女学校に再入学した時期は、ちょうど

¹⁹² 郭延礼、前掲書、697頁。

¹⁹³ 郭長海によると、『中国女報』の「発刊詞」は1906年に秋瑾が経費を集めるため、上層階級の婦人向けに文言文で書いたという。郭長海輯注『秋瑾全集箋注』吉林文史出版社、2003年、374頁。

¹⁹⁴ 『秋瑾集』、15頁。

¹⁹⁵ 『秋瑾集』、15頁。

湖南省の官費女子留学生たちが実践女学校に入学した時期と重なっていたため、彼女たちと一緒に学び、眠る暇も惜しんで勉学した。この前後に入手した書物が看護に関する本で、秋瑾は日本ですでに「看護学教程」を訳し始めていたのである¹⁹⁶。

秋瑾は「看護学教程」を抄訳した目的を「将来、東大陸（中国）に何事かが起きれば扶恤（兵士とその家族に救助金を支給すること）創痍（負傷者の救護）にあたることは、我ら一般の姉妹の責務であり、それを逃れることはできない」¹⁹⁷と述べている。「東大陸に何事かが起きれば」の「何事か」とは清朝を打倒するための革命戦争であったに違いない¹⁹⁸。秋瑾は戦争中発生する「扶恤」、つまり日本留学中すでにその萌芽が見られた軍人援護思想を「婦人の任務」として受け止めたばかりでなく、看護婦として反清革命戦争に赴き、負傷した軍人を救護することも女性の任務として捉えていた。そのためには中国人女性たちの纏足を解き、職業教育を通して経済的独立を実現し、自由の身になるように啓蒙しなければならなかった。

篠崎守利は、秋瑾が訳した「看護学教程」の「緒言」と日本赤十字社が発行した『看護学教程』（1896年）¹⁹⁹の「序言」の共通性が少ないことから、『看護学教程』が原著ではないと判断しており、原著はその周辺にある可能性が高いと主張している²⁰⁰。看護学に関する著書は、当時、日本赤十字社が発行した『看護学教程』の他に、1902年に日本赤十字社篤志看護婦人会が発行した『日本赤十字社篤志看護婦人会教程』²⁰¹が存在していた。二つのテキストを比較して見ると、後者に掲載された「日本赤十字社篤志看護婦人会教程第一版序」と秋瑾訳の「緒言」は全く一致しており、また秋瑾が抄訳した「看護学教程」は主に後者に記された第二教「看護法」を抄訳したことが分かる。しかし、一部の内容について

¹⁹⁶ 郭長海によれば、秋瑾は1905年の7月から8月までの時期を利用して『看護学教程』を翻訳し始めたという。郭長海、前掲書、549頁。

¹⁹⁷ 『秋瑾集』、167頁。

¹⁹⁸ 篠崎守利は、当時すでに日露戦争も終結しており、秋瑾が想定した「東大陸の有事」とは革命軍と清軍との間に生ずる「有事」で、それは革命軍による革命戦争であったと述べている。篠崎守利「孫文とRed Cross：－『紅十字会救傷第一法』、訳出と再版の意味するもの－（下）」中国研究月報64（8）、一般社団法人中国研究所、2010年、19頁。

¹⁹⁹ 『日本赤十字社看護学教程』は「序言」以下、第一編「日本赤十字社主旨及組織」、第二編「解剖學及生理學大意」、第三編「看護法」、第四編「治療介輔」、第五編「手術介輔」、第六編「繃帯法」、第七編「外科器械」、第八編「救急處置」、第九編「患者運搬法」、第十編「術生法大意」の十編から成る。

²⁰⁰ 篠崎守利「清末中国の赤十字活動に関する一考察：中国紅十字会成立史の諸相」『学習院史学』34号、学習院大学史学会、1996年、104頁。

²⁰¹ 『日本赤十字社篤志看護婦人会教程』は「第一版序」以下、第一教「解剖生理概要」、第二教「看護法」、第三教「繃帯法」、第四教「傳染病及雜病」、第五教「救急法」の五教から成る。

ては日本赤十字社の『看護学教程』から補っているところもあり²⁰²、秋瑾がこの両著に基づいて「看護学教程」をまとめたと考えることができる。

『中国女報』との関連で秋瑾の著述活動を見るとき、彼女が残した唯一の弾詞（琵琶を弾きながら歌い語るための台本）小説『精衛石』にも触れておかなければならない。この未完の小説は、秋瑾の弟である秋宗章（1896～1955）が書いた回想録『六六私乗』（1934年）に掲載されており、秋宗章によると『中国女報』に掲載する予定であった²⁰³が、雑誌が廃刊となったため、結局公表されなかったのである。

『精衛石』は秋瑾が日本留学中の1905年ごろ、「知識が少しもなく、見聞も広くないことに苦しみ、各種の書籍があっても、文字に苦しみ理解できない女子が多いので、私は弾詞（かたりもの）を俗語で書いて、人々によく理解せしめ、暗黒より文明へ導き、（中略）尽く女子社会の悪習及び苦痛恥辱を書き記して（中略）吾が女界に光明をあまねく放たんとする」²⁰⁴ために書いた小説で、二億の女子同胞の境遇改善を提唱するとともに、革命精神を宣伝することを目的としていた。

『精衛石』は当初の構想では十章立てであるが、第五章までしか書かれていない。第一、二、三章は秋瑾が日本留学中に、第四、五章と標題は帰国後の1906年に執筆している²⁰⁵。五章までの内容は、女兒に生まれたばかりに父にも歓迎されなかった黄鞠瑞が、学ぶ事を知り、やがて中国の女たちが置かれた状況に目覚めて日本へ留学、そしてそこで革命運動に加わっていく、というもので、ここまでは自伝的要素が強いように思われる。

十章までの標題を頼りに粗筋を追うと、やがて黄は、参加した運動の中で責任ある仕事を担うようになり、黄競雄を名のる（秋瑾は競雄というペンネームを使ったことがある）。黄は自由権を唱え、工芸工場を開き、同胞たちを救う活動を始める。纏足を止めて天然足になった女性たちは、革命戦に備えて兵式体操で体を鍛え、看護婦として活躍する。また、姉妹たちは稼いだ資金で赤十字活動を援助する。こうして中国は民族としての主権を取り

²⁰² 秋瑾は看護法を「一般看護法」と「各種看護法」に分けて紹介している。『日本赤十字社看護学教程』の第三編「看護法」も「一般看護法」と「各種看護法」に分けているが、『日本赤十字社篤志看護婦人会教程』の第三教「看護法」は「各種看護法」はなく、「一般看護法」しか存在しない。したがって、秋瑾は前者に基づいて編纂していることが分かる。一方、秋瑾が訳した「一般看護法」の内容を見ると主に「病者之護法」、「診察時之心得」、「病室及臥床」、「就褥及換褥」、「病室温度及清氣法」、「病人之飲食」から成るが、これは主に『日本赤十字社篤志看護婦人会教程』の第三教「看護法」から抄訳している。また、「各種看護法」は「褥瘡及睡眠」、「體温之測定」（未完）まで訳しているが、「褥瘡及睡眠」の内容は『日本赤十字社看護学教程』の第三編「看護法」から補っている。

²⁰³ 『秋瑾集』、123頁。

²⁰⁴ 『秋瑾集』、122頁。

²⁰⁵ 『秋瑾集』、123頁。

戻し、小説の結末では共和制の新しい国を建てることになるのである²⁰⁶。つまり、『精衛石』という小説は、秋瑾が思い描いた中国の未来像そのものであったと言えるだろう。

秋瑾は『中国女報』を創刊して中国人女性たちに立ち上がるよう訴えると同時に、武器弾薬の製法を研究製造し、各地に分散していた光復会会員たちを組織して光復軍を創出し、清国政府に対する蜂起の準備をしていた。しかし、情報が漏れて逮捕され、1907年7月に処刑されたのである。

まとめ

本章では、秋瑾の日本留学に至る経緯、『白話』の創刊と執筆、また『中国女報』における秋瑾の文筆活動を通観することによって、日本留学期における秋瑾の思想的変化のプロセスを明らかにした。

秋瑾は日本へ留学する直前まで、婦人問題には関心を持たず、また「洋風の男装」という人目を驚かす方法を用いて、当時の異民族政府である清朝や封建社会の男尊女卑に対する反発を示した。この当時の彼女の言動を、約3年間の日本留学及び帰国後の活動と比較してみると、極めて大きな変化が見られる。中国二億の女性たちを啓蒙し、教育の機会を与え、女性たちの自立自活を実現し、また、赤十字会などに参加することによって男性たちとともに清朝政府を打倒しようとするその思想的変化は、まさしく画期的であったと言えるだろう。

1年2ヶ月という決して長いとは言えない日本留学であったが、彼女にとっては、「清朝打倒」の方法を模索した時期であり、女子教育及び団結の重要性を認識した時期でもあった。図1は服部繁子が描いた洋風男装の秋瑾で、図2は帰国直前に撮った、日本の着物²⁰⁷を着て、短刀を抜き手で手にしている秋瑾の写真で、いつでも直接行動に飛び出していこうとする秋瑾の気迫が伝わってくる。図1から図2への服装の変化は、何よりも日本滞在期における秋瑾の思想的変化を示唆するものではなかろうか。

²⁰⁶ 『精衛石』二十章までの標題の日本語翻訳は、藤森節子が著した『秋瑾嘯風』の80頁を参照している。藤森は「纏足を止めて天然足になった女性たちは、革命戦に備えて兵式体操で体を鍛え、赤十字として活躍する」と翻訳しているが、姉妹たちが赤十字に資金を援助する（第十八章 姉妹散家資義助赤十字）内容も含まれているため修正を加えた。

²⁰⁷ 西順蔵は、章炳麟や秋瑾が在日中和服を身に付けていることから、革命派は当時の中国服は夷狄の服制であり、和服は中国の唐の服制の系統を引くものである、と考えていたと推測している。西順蔵・島田虔次編『清末民国初政治評論集』平凡社、1971年、515頁。



図1 洋風男装の秋瑾
(服部 1982、40 頁より)



図2 和装の秋瑾
(郭延礼 1987、『秋瑾研究資料』より)

秋瑾の本来の名は閩瑾であったが、日本留学時代に、伝統的な女性の位置を示唆する「閩」の字を取って「秋瑾」とした。「秋瑾」として生き、活躍した時間は、日本留学の1904年7月から、徐錫麟らと光復軍を組織し、浙江・安徽両省での同時蜂起を企画しようとして失敗、刑死する1907年7月までのわずか3年あまりであった。この3年間、秋瑾は多様な活動を行ったが、みな同じ目標、すなわち「革命＝清朝打倒」による「国民国家」の建設、女子教育による女性の自立、そして新国家建設への女性の寄与という目標に向かって展開されていたことが分かる。

秋瑾の死は、清末社会に大きなインパクトを与えた。その死後、革命派は新聞や雑誌など様々のメディアを通じて、秋瑾の革命思想を大々的に宣伝した。その後、秋瑾は中国における女性革命家の伝説的なヒロインとなっただけでなく、女性たちを革命へ動員するもっとも効果的な宣伝媒体となったのである。

第四章 在日中国人女子留学生と『中国新女界雑誌』

1907年2月、女子留学生の燕斌を編輯兼発行人とする女性向けの雑誌『中国新女界雑誌』²⁰⁸（中文）が東京で創刊された。月刊誌であり、第六号まで刊行されているが、現存するものは第五号までで、第六号は残存していない。第六号には、「女子の革命実行には暗殺を手段とすべし」との過激な文章が載せられていたため、同年七月に東京警視庁から出版禁止命令を受けたという²⁰⁹。

『中国新女界雑誌』の販売に関しては、日本では主に東京を中心として代理販売店が置かれていた。一方、中国国内では上海、天津、北京、武昌、南京、煙臺、蘇州などの大都市をはじめ、江西省、廣東省、雲南省などの各省まで販売網が広がっていた。第六号までしか発行されていないが、その販売数は当時日本で発刊されていた中国語雑誌のうち最もよく売れたという『民報』に次ぐものであり、1万部に達している²¹⁰。ここに雑誌『中国新女界雑誌』の影響力を窺うことができる。

近年、若干の論文に、『中国新女界雑誌』に見られる日本からの影響及び中国人女子留学生の女性観を考察しようとする意図が見られるが²¹¹、その内容に踏み込んで系統的に検討したものは見当たらず、関根ふみの論文「中国の教育近代化と女性への影響—『中国新女界雑誌』にみえる女性観の考察を中心として—」は、「発刊詞」についての検討に止まっている。

雑誌『中国新女界雑誌』の第一号から第五号には、中国の女性同胞に自分たちが置かれている地位の低さに気づかせ、また彼女たちの奮起を促すため、欧米諸国の女性たちの立

²⁰⁸ 本章で一次資料として取り扱う『中国新女界雑誌』は、アメリカで入手した雑誌原本を、幼獅文化事業公司（1958年10月10日に台湾で設立した、中国青年救国団に属する出版社）が1977年に再発行したリプリント版である。雑誌本文は、中国線装書局が2007年に出版した復刻本とまったく同じであるが、同復刻本には賛助会員の名前が収録されている。

²⁰⁹ 『中国新女界雑誌』の重版にあたり、李又寧（セント・ジョンズ大学（St. John's University）教授）は66頁にわたる「中国新女界雑誌重刊序」を書いている。ここで李は、馮自由の『中国革命運動二十六年組織史』（中華民国開国五十年文献第十二冊、676頁）に「（中国新女界雑誌）出版至第六期，以論文有『婦女實行革命應以暗殺爲手段』等標題，被日警廳禁止出版」と記されているという。『中国新女界雑誌』第一号、29頁。

²¹⁰ 李又寧によれば、当時日本で創刊された雑誌の販売部数は、『民報』（1905年）が一万二千部、『中国新女界雑誌』が一万部、『雲南』（1906年）が五千部、『復報』（1906年）が八百部、『衛生世界』（創刊年不明）が六百部、『天義報』（1907年）が五百部であったという。李又寧「中国新女界雑誌重刊序」、『中国新女界雑誌』第一号、65頁。

²¹¹ 主に孫峰茗の「清末日本留学女子学生から見る明治良妻賢母主義教育の影—『中国新女界雑誌』を通して」（『言葉と文化』8号、名古屋大学国際言語文化研究科日本語文化専攻、2007年）と関根ふみの「中国の教育近代化と女性への影響—『中国新女界雑誌』にみえる女性観の考察を中心として—」（『慶応義塾外国語教育研究』9号、慶応義塾大学外国語教育研究センター、2012年）が挙げられる。

身伝や女子教育状況、世界各国における婦人たちの地位などに関する著述が数多く翻訳されていた。また、特に第四号からは、家政、女芸、通俗科学知識など翻訳内容が多様化する傾向が見られる。このように、翻訳記事が雑誌全体で重要な位置を占めているにもかかわらず、これまでの先行研究ではこの点について何も言及されてこなかった。

また、『中国新女界雑誌』に掲載された伝記や欧米諸国の女性たちに関する翻訳記事は、洋書から直接にはなく、日本の訳書からの重訳である。したがって、日本人によって再構築された西洋女性に関する論述を、国内外の中国の人々に宣伝しようとするとき、中国人女子留学生たちがこれらの思想をどのように認識し、どのように取捨選択して翻訳したのか、という問題についても究明したい。

本章では、翻訳記事を検討する前に、まず『中国新女界雑誌』を同時期に発行された女性向けの雑誌と比較し、『中国新女界雑誌』の発刊意図及びその性格を考察する。次に、大きく女子教育／女性論、伝記、実学教育に分けられるこの雑誌の翻訳記事に注目し、中国人女子留学生たちはどのような日本の著書・訳書を翻訳したのか、またどのような意図から翻訳を行ったのか、その際、日本の女子教育／女性論からどのような影響を受けたのか、などについて究明することによって、『中国新女界雑誌』に見られる中国人女子留学生たちの女子解放思想や理想的女性像などを明らかにする。

第1節 『中国新女界雑誌』の発刊意図及びその性格

1.1 燕斌と『中国新女界雑誌』

燕斌の生涯についてはあまり知られていない。『中国新女界雑誌』によれば、燕斌は河南省出身で、1905年に来日した。来日前に、京師女学衛生医院院長であった廖太夫人（邱彬忻）の下で、医学を勉強したという²¹²。1906年10月頃、邱彬忻（生没年不明）は北京で最も影響力をもつ婦人団体「中国婦人会」²¹³を組織し、その本部を北京に置き、上海では南洋分会を、天津では北洋分会を設立した。そして、当時「中国留日女学生会」²¹⁴の書記

²¹² 「中国婦人会章程」（附記略）『中国新女界雑誌』第三号、114頁。

²¹³ 「中国婦人会」は、邱彬忻が1905年秋に来日した時、「日本愛国婦人会」、「日本赤十字社篤志看護婦会」等の婦人団体が発達しているのを見て感心し、帰国後に組織した婦人団体である。「女界の公益を促進し、人としての独立を実現し、慈善博愛の美德を実行する」ことをその主旨としていた。サンフランシスコ地震が起きた時（1906年）に被災華人の救済を行い、また上海万国赤十字会と合同で、戦争の負傷者を救助するなど、赤十字会的性格をもつ慈善団体であった。「中国婦人会章程」（附記略）、『中国新女界雑誌』第三号、113頁。

²¹⁴ 煉石「留日女學界近事記（國內之部）」『中国新女界雑誌』第一号、73～74頁。1906年11月20日、「中国留日女学生会」が正式に結成された。発起人は当時女子第一高等学校在学中の李元（生没年不明）

を務めていた燕斌に、日本で東瀛分会を設立するように要請した²¹⁵。

『中国新女界雑誌』を創刊した当時、燕斌は早稲田同仁医院で勉強していた²¹⁶。この病院は1907年、同仁会²¹⁷によって建設された。同仁会は中国人医療関係者の育成を重視し、1906年2月、早稲田大学の校舎の一部を借りて、東京同仁医学学校を開設した。これは、中国人留学生のうち医学、薬学を志すものを教育する目的で開いたものである。同年、この学校の附属事業として神田に清韓語学研究会が設けられ、同仁会から中国、朝鮮方面への派遣を希望する医師、薬剤師、助産婦、看護婦に対して、中国語、朝鮮語を教えた。1907年、同学校と研究会は共に牛込に移転し、学校は規模を拡大し、附属早稲田同仁医院を新築して診療を開始した²¹⁸。

1906年6月、創立して4年目から同仁会は機関誌『同仁』を発行した。第一号の「発刊の辞」で、まず日本がロシアを「満州に掃討」したのは、ロシアの満州占領が「東洋永遠の平和に大害あり」と考えたからであると述べている。さらに「我が国（日本）が東洋に於ける今後の位置は東亜諸国、就中伶俐にして温順なる四億民庶を有し豊穰なる五百万方里の土地を有せる清国人民の現状を維持し之を開発し之を指導するにある」²¹⁹と説いている。

つまり、同仁会が学校を創立して中国人学生を育成する目的は、清国のための真の人材を養成することではなく、彼らを「指導」し、最終的には清国を開発することである。医術をもって、これを中国に普及することによって、中国における日本の主導権確立を目指したと思われるが、この同仁会及び同仁医学学校については、『中国新女界雑誌』ではほとんど触れられていない。したがって、この医院で勉強していた燕斌をはじめ中国人女子留学生たちが、同仁会のこの主旨をどう考えていたのかは不明である。しかし、時代的に見

である。当会は「情誼を通じ、知識を交換し、公益を推進する」ことを主旨とし、日本に留学する中国人女学生すべてをその会員としている。

²¹⁵ 「中國婦人會章程」（附記略）、『中国新女界雑誌』第三号、113頁。

²¹⁶ 篠塚「論女界醫學之關係」、『中国新女界雑誌』第一号、19頁。

²¹⁷ 同仁会は1902年6月に結成され、1945年の敗戦まで続いた日本医学界における一団体である。大里浩秋によれば、日清戦争に勝った日本は「英・米・仏・露の間に伍して一等国の地歩漸く固く、国民は東亜の先進国として爾他の諸国を誘掖啓発する義務を深く認識する」に至った。医学界でもその認識を實踐に移そうとする動きが興り、「公爵近衛篤磨氏等東亜同文公司（東亜同文会の前身）関係の人士を中心として」医学界の一部の人々によって「同文医会」が組織された。その後1901年末頃から「清韓諸国を医学的に啓発せんと企てる一団」があり、1902年に「亜細亜医会」を作ることになったが、それが実行されないうちに、「同文医会」と併合した組織を「同仁会」の名のもとに結成したという。大里浩秋「同仁会と『同仁』」『人文学研究所報』39号、神奈川大学人文学研究所、2006年、47頁。

²¹⁸ 大里浩秋、前掲論文、48～49頁。

²¹⁹ 大里浩秋、前掲論文、50頁。

て1907年という時期は、このような日本の動向にそれほど敏感ではなかったのだろう。

1.2 『中国新女界雑誌』の発刊意図及びその性格

雑誌『中国新女界雑誌』が在日中国人女子留学生たちによって創刊されたのは、日本への中国人女子留学がピークを迎えた1907年のことである。当時の女子留学生たちは中国ですでに教育を受け、一定の知識のある上層階級の女性がほとんどであった²²⁰。彼女たちは日本で科学的知識を学習したばかりでなく、雑誌を創刊して近代的女性解放思想を積極的に中国国内の女性たちに宣伝しようとしていた。

当時は『中国新女界雑誌』以外にも、中国国内では上海を、海外では東京を中心として『女子世界』（1904年～1907年）、『中国女報』（1907年）、『天義報』（1907年）などの婦人雑誌が創刊されていた。これらの雑誌は婦人向けとはいえ、女性だけで運営されていたわけでない。たとえば『女子世界』は、終始一貫して男性が編集長を務めていた。一方、『天義報』は何震、陸恢権など5人の女性を発起人として創刊されたが、実際に主導権を握っていたのは何震と劉師培の夫婦で、その記事の主な執筆者は夫の劉であった。したがって、女性によって創刊されただけでなく、国内外において最も人気を得た婦人雑誌は『中国新女界雑誌』が初めてであったと言える。

『中国新女界雑誌』の寄稿者はほとんどが女子留学生であった。彼女たちは熱心に勉強すると同時にペンネームを使って積極的に投稿していた。編輯兼発行人である燕斌も、煉石という筆名を使って「発刊詞」をはじめ、総計30余篇の文章を誌上に発表している。この雑誌の目次は第三号までは図画、論著、演説、訳述、伝記、記載（国内外で発生した事件などの記録）、文芸、談叢、時評（国内と国外）、小説から成っているが、第四号になると、図画、論著、演説、伝記（翻訳）、家庭（翻訳）、教育界（翻訳）、女芸界（翻訳）、通俗科学（翻訳）、衛生顧問（翻訳）、文芸、小説に変わり、翻訳記事が大幅に増えている。

「発刊詞」が述べているように、『中国新女界雑誌』は「新道德、新思想を活発にして女子を教育し、それによって国家に真の女国民を得さしめ、教育の範囲を広め、社会の魔害を解消して国民の精神を向上させる」²²¹ことを意図して発刊された。つまり、この雑誌の

²²⁰ 周一川によれば、明治期における中国人女性の日本留学は、中国上層階級を中心としたもので、多数の女性は教育を受ける場所がない時代であっても、上層階級の家庭で育てていた女性の状況は特別であり、家庭内で教育を受けていた女性が多かったという。周一川「中国人女性留学生のリテラシー：明治期を中心に」『歴史評論』696号、校倉書房、2008年、50頁。

²²¹ 煉石「発刊詞」『中国新女界雑誌』第一号、2～3頁。

最終目的は、女子教育を通して国家に役立つ女国民を育成することにあつたと考えられる。

「女国民」という言葉は、当時男性のみを表した「国民」に対して作り出された造語で、『江蘇』の「女学論文／文叢」ばかりでなく、男性知識人によって創刊した女性向けの雑誌『女子世界』にも登場していた。同誌の「発刊詞」において、金天翮（1874～1947）は、20世紀の中国人女性を「文明の花」と喩え、「20世紀の女国民」と称している。さらに「女性は国民の母なり。中国を新たにせんと欲すれば、女性を新たにすべく、中国を強くせんと欲すれば、必ず女性を強くすべし。中国を文明化せんと欲すれば、まず中国の女性を文明化すべく、中国を救済せんと欲すれば、必ず女性を救済すべし。これは疑いのないことである」²²²と述べている。彼は、中国を文明化するにせよ、救国の道を実現するにせよ、必ず女性から着手すべきであると主張しているが、その根拠は女性が国民を産む「母」だからである。

また、当時『女子世界』の編集長を務めていた丁初我²²³も、「女子世界頌詞」において「国民という者は国家の分子であり、女子という者は国家の公母である」と述べ、その末尾で「女世界万歳」、「女国民万歳」、「女中国万歳」と高唱している²²⁴。一方、第四号の「女子家庭革命説」において丁は、「女国民」という言葉は使わず、「国を創らんと欲すれば、まず家を造るべし。国民を生み出そうと欲すれば、まず女子を生み出すべし」²²⁵と「国民の母」の育成を繰り返して強調した。

丁初我のほかにも、亜特は第七号の「論鑄造国民母」で、女性を「国民の母」として「鑄造」すべきであると述べており²²⁶、時造は第一二号の「婦人之教育」で、次の国民の育成を担う婦人たちの教育を提唱していた²²⁷。つまり、『女子世界』の知識人たち（主に男性知識人たち）は当時の女性たちに、国民としての女性の主要な義務は、次世代国民を育成する「国民の母」になることであると説いていたのである。

『女子世界』とは異なり、『中国新女界雑誌』は高尚な国民を生み育てる「母」の役割を

²²² 金天翮「女子世界発刊詞」『女子世界』第一号、1904年、9頁。

²²³ 丁初我は江蘇常熟の出身。『女子世界』の初代編集長を務め、また『小説林』（1907年）の編集にも携わった人物である。

²²⁴ 丁初我「女子世界頌詞」『女子世界』第一号、1904年、13頁。

²²⁵ 丁初我「女子家庭革命説」『女子世界』第四号、1904年、276頁。

²²⁶ 亜特「論鑄造国民母」『女子世界』第七号、1904年、577頁。亜特（本名柳亜子）は江蘇呉江の出身。『女子世界』の主要な投稿者の一人である。16歳で秀才となり、その後、中国教育会、愛国学社、中国同盟会に参加した。新聞ジャーナリストとして活躍し、『20世紀大舞台』（1904年）、『復報』（1906年）などを創刊した。

²²⁷ 時造「婦人之教育」『女子世界』第十二号、1904年、1034頁。時造はペンネームで、実名は不明である。

強調するのではなく、男性と同じく一人の国民として国家の近代化に参画できる「女国民」の養成を目指した。煉石はこの目的を実現する手段として「本報五大主義」を提唱した。五大主義とは、第一に女界に関する新しい学説を發明する（發明關於女界新学説）、第二に各国の女界に関する新文明を輸入する（輸入各國女界新文明）、第三に道德を提唱し、教育を鼓吹する（提倡道德鼓吹教育）、第四に旧習慣を打破し、新社会を作る（破舊沉迷開新社会）、第五に情宜を結合し、幽遺を表彰する（結合感情表彰幽遺）ことである²²⁸。

第一条の「女界に関する新しい学説を發明する」において煉石は、「中国の女性が昔から暗黒状態に陥っているのは、旧学説が蔓延しているためである。新しい女界を作るには、不公平で不道德な旧学説を撲滅し、新知識、新理想から最新の学説を發明しなければならぬ」²²⁹と主張している。中国は長い間、儒教思想に支配され、「男尊女卑」、「女子は才無きことが徳」という封建思想が社会に根強く浸透していた。学問がない女性たちは常に「服従」を強いられ、悪習慣に束縛されていた。そのため、煉石をはじめ当時の女子留学生たちは、その批判の矛先をまず旧学説、すなわち儒教思想に向けたのである。

たとえば、第三号の「女子は才無きことが徳論を駁する」において趙之耀²³⁰は、まず「女子は才無きことが徳」という儒教の古臭い論調に反駁した。また「学問で競争する優勝劣敗の20世紀では、男子はもちろん女子も才がなければ独立できず、社会で通用しなくなる。西洋各国を見ると男女平等で、皆生計を立てている。男性に頼らず生活しているため、国も発展している」と述べている。つまり、趙が求めた新知識、新理想のモデルは西洋人女性であった。そして第四号の「男女並尊論」（著者不明）では、男尊女卑の弊害は家庭内、国内だけに止まらず、自国が列強諸国に侵略される羽目にもなる。これを改善するため、女性に学問を習得させ、独立した地位と権利を獲得させるべきであると主張している。

この「五大主義」において、煉石は女性に関する最新学説の發明を第一主旨としている。しかし、中国人女性たちの学問はまだ幼稚な段階にあり、専ら自力による發明に頼ることはできない。そのため、「翻訳、訳述などを通して、西洋各国および日本の女性に関する新文明、新道德を輸入し、各国の女性の責任、権利を学ぶしかない」²³¹として、煉石は第二条に「各国の女界に関する新文明を輸入する」を挙げたのである。

²²⁸ 煉石「本報五大主義演説」『中国新女界雑誌』第二号、13頁。

²²⁹ 煉石「本報五大主義演説」『中国新女界雑誌』第二号、13～20頁。

²³⁰ 周一川の「1906年至1911年留日女学生統計表」によると、趙之耀は浙江秀水の出身で、1906年に東洋女芸学校に入学し、刺繍兼図画を専攻として勉強したという。周一川、前掲書、417頁。

²³¹ 煉石「本報五大主義演説続第二期」『中国新女界雑誌』第三号、15頁。

『中国新女界雑誌』を見ると、「図画」欄²³²から「訳述」欄、「伝記」欄、「記載（国外で発生した事件などの記事）」欄、「時評（国外）」欄において、世界各国における女性に関する図版や論述が数多く掲載されている。特に第四号、第五号になると、翻訳の分量は全雑誌の半分を占めるようになる。これは、同時期に発行された雑誌『女子世界』、『中国女報』、『天義報』ではあまり見られない新傾向であった。

『女子世界』、『中国女報』、『天義報』に翻訳記事がまったくなかったわけではない。たとえば、『女子世界』では「看護婦南的爾（看護婦ナイチンゲール）」（1904年の第五号）、「女文豪海麗愛徳斐曲士（女性文学者ハリエット・ピーチャー・ストウ）」（1905年の第一号）、「女刺客沙魯土格児埵（女刺客シャーロット・コルディ）」（1905年の第二号）など、外国人女性たちの伝記が紹介されている。他方、『中国女報』には伝記の翻訳はなく、秋瑾が訳した「看護学教程」²³³が、『天義報』ではいくつかの女性のアナキストたちが紹介されていた²³⁴。

しかし『女子世界』では、外国人女性の伝記以外にも、花木蘭（1904年の第三号）や梁紅玉（1904年の第七号）²³⁵など中国史に見られる女英雄たちを数多く紹介しており、その数は外国人女性の伝記よりも圧倒的に多かった。これに対し、『中国新女界雑誌』の翻訳はそのほとんどが欧米諸国の女性たちの伝記である。そればかりでなく、女子教育／女性論、実学教育など、幅広い分野で大量に翻訳を行ったのは『中国新女界雑誌』だけである。これは同時期に発行された婦人雑誌と最も異なるところであった。

つまり、翻訳記事は『中国新女界雑誌』全体の中でも重要な地位を占めており、ここには、新知識、新思想に触れながら、近代的女子解放思想を吸収し、女子解放を実現するために努力していた当時の中国人女子留学生たちの姿勢が顕著に見られる。

第三条の「道德を提唱し、教育を鼓吹する」で、煉石は「今までの女性の道德は、男性

²³² 第一号では「米國大新聞家阿索里女士像」と「創設萬國紅十字看護婦隊者奈挺格爾夫人像」が、第二号では「米國大教育家梨痕女士像」が、第三号では「法國救亡女傑若安打克嬢征塵躍馬圖」が、第四号では「米國大演説家黎佛瑪女子之像」が掲載されている。

²³³ 第三章で述べたように、「看護学教程」を翻訳しはじめたのは、秋瑾が実践女学校で学んでいた1905年のことで、彼女は「将来、東大陸（中国）に何事かが起きれば扶恤（戦争で亡くなった兵隊の家族に救助金を支給すること）創痍（負傷者の救護）にあたることは、我ら一般の姉妹の責務であり、それを逃れることはできない」とその翻訳目的を述べている。その中の「何事か」とは清朝を打倒するための革命戦争であり、戦争で当然生じるはずの「扶恤」「創痍」を、秋瑾は「婦人の任務」と考えていた。

²³⁴ この部分については、本論文第五章の第二節を参照されたい。

²³⁵ 花木蘭（412～502）は、病床の父に代わり男装して従軍し、異族と戦った中国古代の民族的女英雄であり、梁紅玉（1102～1135）は軍人韓世忠（1088～1151）の妻で、夫とともによく戦場に出て戦った中国史上最も人気のある女將軍の一人である。

に対する絶対服従を意味している。その結果、中国人女性たちの人格は抑圧されてきた。女性は女国民ではなく、単なる男性の玩物にすぎなかった。そこで本雑誌は改良を求め、女性たちの新道徳を打ち立て、高尚な理想と独立的人格をもつ女性の育成を目的とする²³⁶と述べている。女子留学生たちは、中国人女性たちのために新道徳を打ち立てることが重要だと考えていた。たとえば、巾侠は第一号に「女徳論」を書き、女性の新道徳として「慈愛、高尚、俠烈、勇毅」の四項目を挙げている。

さらに、中国人女子留学生たちは女子教育をも重視していた。第二号の「女界と國家の關係」の中で、煉石は「人（男、女性）を積んで家となり、家を積んで国になるように、女性と国家は大きな関係がある。中国では纏足という旧習慣があるが、これは病を招き子孫にも影響を与え、結局は人種の健全を得ることができなくなる。少女期に必要なのは纏足ではなく、教育である」と述べている。また、清如²³⁷は第二号の「女学を論ずる」において、「女子教育の興廢は體質の強弱、徳性の賢否、家の盛衰、国の存亡、種族の勝敗にまで関わってくる」と女子教育の重要性を説いている。このように、まず旧い社会の道徳を批判し、「女界と国家」の関係を強調し、国を守るためには女子教育が必要であると説くのである。

『中国新女界雑誌』第五号までの記事には、第四条と第五条についての解説は見当たらない。第四条には「旧習慣を打破し、新社会を作る」が、第五条には「情宜を結合し、幽遺を表彰する」²³⁸が挙げられている。旧習慣に関しては、纏足に反対する文章以外にも、煉石の「中国の婚俗に関する五大弊説」（第三号、四号）と、フランス留学生陳籙の寄稿文「中国大恥の一斑」（第四号）が挙げられる。

「中国の婚俗に関する五大弊説」において煉石は中国の婚姻制度を取り上げ、中国婚俗上共通する弊害をとして「媒酌の弊」、「早聘早婚の弊」、「迷信術数の弊」、「聘儀奩贈の弊」

²³⁶ 煉石「本報五大主義演説」『中国新女界雑誌』第四号、19～28頁。

²³⁷ 同じく周一川の「1906年至1911年留日女学生統計表」によると、孫清如は1906年12月に成女学校（現在の成女学園）に入学し、師範科に入ったという。周一川、『中国人女性の日本留学史研究』、415頁を参照。一方、『中国新女界雑誌』によれば、成女学校が初めて中国人女子留学生たちを受け入れたのは1906年12月のことで、その際張漢英（1905年に湖南省が実践女学校に派遣した国費女子留学生の中の一人）が、この学校に女子速成師範科を設けることに尽力したという。速成師範科の修業年限は一年で、「正課」と「随意科」に分かれている。「正課」は修身、漢文、日本語、教育、心理大要、論理大要、世界地理、世界歴史、算術、代数初歩、幾何初歩、物理、化学、博物大意（動植礦物）、生理衛生、音楽、唱歌、家政学、体操で週に33時間、「随意科」は編物、造花、裁縫で週に3時間であった。煉石「留日女学界近事記」『中国新女界雑誌』第一号、76～77頁。

²³⁸ 第五条で言及されている「幽遺」はかつて国のために貢献した歴史上の女性たちの遺志を表彰する、の意と思われる。

を指摘している。一方、陳籙は初めて「納妾蓄婢」の問題に触れ、我が国民の大恥として妾を持つことと下女を置くこと²³⁹を挙げ、中国社会に残る旧慣習を批判した。

このように、『中国新女界雑誌』の執筆者たちは煉石の「五大主義」に基づいて、中国の女性たちに、まず「男尊女卑」、「女子は才無きことが徳」という古来の儒教思想や旧慣習から脱し、教育を受けることによって、男女平等、男女同権を実現するように促した。また国家思想を発展させ、新しい道徳や独立精神をもち、男性と対等な立場に立って、「国民」としての権利を享受すると同時に義務をも担う「女国民」を目指したのである。

当時、日本では中国の二大政党の機関誌（改革派の梁啓超が創刊した『新民叢報』と革命派が創刊した雑誌『民報』）が発行されていた。それにもかかわらず、両雑誌には女性解放論が全く見出せなかった。「五大主義」の第一条において煉石は、「現在最も有名な二大政党の機関誌には、女界という言葉すら出ていない」ことを批判し、われわれ自身が中国の女性問題の実情を踏まえて新しい女性学説を創設しよう、と呼びかけている²⁴⁰。つまり『中国新女界雑誌』は、改革派か革命派かという中国の政治的対立に距離をおき、女性による女性の解放を提唱し、女国民の養成を最終目的とする雑誌であった。そして、同時期に発行された婦人雑誌とは異なり、翻訳を主な啓蒙手段としていたと考えられる。

第2節 翻訳対象から排除された日本の女子教育／女性論

2.1 下田次郎の『女子教育』と媧魂抄訳の「欧米之女子教育」

媧魂²⁴¹は雑誌『中国新女界雑誌』の第二号から第五号にかけて、下田次郎の著書『女子教育』を抄訳し、タイトルを「欧米之女子教育」（傍点は引用者）とした。本節では主に、このタイトルの意図を探り、下田の女子教育論が媧魂の抄訳によって、どのように変容し、またそれは何を意味するのかを明らかにしたい。

下田次郎（1872～1938）は、明治時代の女子教育の振興に多大な貢献を果たした人物の一人で、女子高等師範学校教授として女子教育に携わった。1899年、海外の女子教育の研究を明治政府に命じられた下田は、ドイツ、フランス、イギリス、アメリカへ留学する。ドイツのイエナ大学で一年間、教育学、近世哲学史のほか、生理的心理学の講義を受講し、

²³⁹ 当時、下女は人身の自由がないため、売買することができ、また主人の妾にすることも多かった。

²⁴⁰ 煉石「本報五大主義演説」『中国新女界雑誌』第二号、16頁。

²⁴¹ 媧魂はペンネームで、女媧の魂という意味である。周知のように、女媧は中国の古代神話に登場する女神であり、人類を創造し、天地を補修して人世を救済したとされる。つまり、媧魂という名前には、女性として人々を救おうとする意志が込められている。

現地の女学校をも見学した。その後、ソルボンヌ大学（パリ）やロンドン大学にも転学して聴講し、1902年にアメリカの主な都市の学校を参観後、帰朝している²⁴²。

彼の著書『女子教育』は、欧米留学から帰国後の1903年に、文部省及び東京府の夏期講習会で行った講義に加筆修正したもので、1904年に金港堂から出版された。『女子教育』は帰朝後間もなくの著書であるため、欧米留学での女子教育についての見聞が多分に反映されていたと推測される。以下表5は、下田が著した『女子教育』の目次と項目を簡単にまとめたものである。

表5から分かるように、『女子教育』の構成は大きく第一編「女子の身体」、第二編「女子の心理」、第三編「女子の教育」から成っており、まず女性の身体と心理の特色を系統的に論述したうえで、その特徴に基づいて女子を対象とする教育論を説いている。下田は「殆ど同じことを違ふた言葉で繰り返して居る」当時の日本の女子教育の状況を批判し²⁴³、自分の著書は日本における女子の身体及び精神に関する最初の系統的論述であり、科学的根拠に基づいて論じたと言明している²⁴⁴。

下田の考えた日本の女子教育の目的は、第三編の第一「女子教育の目的」に窺うことができる。それは「婦徳」、「良妻」、「賢母」、「女子の職業」、「女子の生活を完全ならしむる他の準備」という五つの女子の本分を育成することを目的としている²⁴⁵。その中で下田は、江戸時代に求められた男尊女卑観を排除し、夫に絶対服従を強いた従来主張を批判して、国家の立場から「良妻」と「賢母」の育成を求めたばかりでなく、「良姑」という概念を加え、良い姑となるための心得を高等女学校で教えるべきであると主張する。また「女子の職業」では女子も独立して生活できるように職業の準備教育を施すべきであると述べて、適当な職業として、下女、売子、電話掛り、工女、看護婦、産婆、教師などを挙げる。そして最後に、女性たちの美的教育の必要性や社交性、健康な身体の育成を求めるのである²⁴⁶。

さらに、同著書の第三編第三で下田は、「外國の教育行政及び教育事情を纏めて書いたものが、我國（日本）には不思議にも甚だ少ない今日、其一部たる女子教育に就て、多少参

²⁴² 滝澤菜津美の博士論文「下田次郎の女子教育の理念に関する研究」（岡山大学大学院教育学研究科、2004年）の概要を参照した。

²⁴³ 下田次郎著『女子教育』金港堂、1904年、「序」2頁。

²⁴⁴ 下田次郎、前掲書、「序」4頁。

²⁴⁵ 下田次郎、前掲書、294頁。

²⁴⁶ 下田次郎、前掲書、295～315頁。

表5 下田次郎著『女子教育』の目次及び項目一覧表

緒論	女子教育の必要、男子及び女子の教育学
第一編：女子の身体	身体の成長、新陳代謝及び出産と死亡、男女の体力など
第二編：女子の心理	第一 知的作用：感覚及び直観、観念の進行、女子に於ける観念の進行、言語と言語の内容との関係、女子と美術、夢、思考など 第二 感情：形式的感情、智的感情、美的感情、道徳的感情、自我の感情及び同情、女子の感動性 第三 意志：欲望、選択、実行、品性陶冶
第三編：女子の教育	第一 女子教育本論：女子教育の目的、家庭、学校、境遇、教授の意義、教授の要件、教授の方法、教調 第二 女子教育と衛生：体育、食物及び衣服、精神の衛生、学科過重、時間割、試験、女子の機能的循環、睡眠 第三 欧米の女子教育： <u>古来教育の趨勢</u> （ <u>教育の起原、教育の趨勢</u> 、 <u>教育上男女の関係</u> 、 <u>女子の初等教育</u> 、 <u>女子の高等教育など</u> ）、 <u>独逸の女子教育</u> （ <u>ドイツ女子教育の歴史</u> 、 <u>19世紀の女学校</u> 、 <u>女子の中等教育</u> 、 <u>女子の高等教育など</u> ）、 <u>佛國の女子教育</u> （ <u>佛國女子教育の歴史</u> 、 <u>女子の中等教育</u> 、 <u>女子の高等教育など</u> ）、 <u>英國の女子教育</u> （ <u>英國女子教育の歴史</u> 、 <u>女子の中等教育</u> 、 <u>女子の高等教育</u> 、 <u>女教員の養成など</u> ）、 <u>米國の女子教育</u> （ <u>米國の女子教育</u> 、 <u>女子教育の中等教育</u> 、 <u>女子教育の高等教育</u> 、 <u>女教員の養成など</u> ）
付録	女性について、男女交際について

※下線実線は娚魂が翻訳した部分、点線は翻訳予定であった部分を示す。

考とならば幸である」²⁴⁷として、欧米諸国の女子教育の歴史や現況をまとめて記述している。しかし、下田の意図は日本の女子教育を欧米の水準に引き上げることにあり²⁴⁸、この著書はあくまでも日本向けのものであった。

²⁴⁷ 下田次郎、前掲書、「序」5頁。

²⁴⁸ 「欧米女子教育の結論」において下田は、「どうか英國や米國のように、生徒に今一層大なる自由を與へ、生徒に信頼し、生徒に責任を持たして、暢び暢びした教育を施したいものである」と述べている。下田次郎、前掲書、676頁。

媯魂が下田の著書『女子教育』を抄訳し、「欧米之女子教育」（傍点は引用者）というタイトルを付けた理由は、彼女が翻訳した部分を確認すれば明らかである。そのタイトルが示すように、媯魂は下田の緒論から第三編の第二部分までを全部省略し、第三編の第三部分、つまり欧米の女子教育についての記載のみを選んで翻訳した。実際に媯魂が翻訳したのは下線を引いた部分で、点線を引いた部分は翻訳する予定であったが、『中国新女界雑誌』の廃刊によって実現しなかった（表5を参照）。その翻訳内容を対照して見ると、原文を忠実に直訳しており、原著の内容とほぼ一致していることが分かる²⁴⁹。しかし、正しい理解とは言えないところも部分的に見られることは事実である。

下田は生理学、心理学に基づき、女子の本分である良妻や賢母の育成を目的とする女子教育論を主張したのに対して、媯魂をはじめ当時の中国人女子留学生たちは、教育を通して男性と平等な立場に立ち、同等な権利と義務を果たす女国民を目指していた。それ故に、まだ纏足から解放されておらず、識字教育もほとんどされなかった当時の中国人女性に対して、女性の身体及び精神についての系統的な知識を与えるよりも、どのようにして自身が置かれた地位を認識させ、女子教育へと導くかが急務だったのかも知れない。つまりこれがまさしく、媯魂が日本の女子教育論ではなく、欧米各国女子教育の状況のみを選択して、翻訳した理由である²⁵⁰。

媯魂が下田の『女子教育』を抄訳する以前から、中国知識人たちは日本の女子教育（論）を翻訳していた。黄湘金の論文「三部日記『女子教育（論）』在晚清中国」によると、成瀬仁蔵の『女子教育』（1896年）は1902年に訳書彙編社によって、永江正直の『女子教育論』（1892年）は1902年から1903年にかけて銭単士厘（浙江省出身、夫は清国の外交官）と

249 たとえば、「古来教育の趨勢」の「教育の起原」の部分について原文と媯魂訳を対照して見る。下田は「教育といふものは何時頃から始まったものであるか、チッテスのいふように、人類の如く古い、否或る意味に於ては人類よりも古いといふてもよい。動物に於ても生理的遺傳及び本能の外に、生れた後に親のすることを真似て覚えることは随分ある、併し動物には言語なく記録がないから、一代の経験は大概一代限りて消失する」と書いたのに対して媯魂は「今日之人皆知言教育矣抑知今之所謂教育者自何時始乎據基帖斯氏之説教育與人類以俱生若極言之即謂其存於人類之先亦可也何則雖在動物而以其遺傳與天賦至生以後於其親所謂者亦能記憶而倣之然動物者以無言語無記録則其所經驗者大抵一代而止無復以貽於後世」と訳している。翻訳する際に、原著に加筆している部分も見られる（点線部分）が、内容はほぼ一致していると言えるだろう。

250 黄湘金「三部日記『女子教育（論）』在晚清中国」によれば、女性の身体及び精神に基づいた女子教育論の重要性を認識し、原著の項目に従った下田の『女子教育』の翻訳が出るのは1911年のことで、賈豊臻（賈の履歴については不明）が「古来教育の趨勢」の節を除いて、中国語に翻訳したという。黄湘金「三部日記『女子教育（論）』在晚清中国」『河北師範大学学报』第9巻第4期、2007年7月、58頁を参照。おそらく『中国新女界雑誌』にすでにこの部分が翻訳されていることを踏まえて翻訳しなかったのではないかと思われる。

いう女性によって翻訳されたという²⁵¹。したがって、下田の『女子教育』の抄訳以前に、中国人女子留学生たちが日本の女子教育書を知っていた可能性は高い。にもかかわらず、媯魂が下田の著書から欧米の女子教育の記述を選んで翻訳したということは、成瀬や永江と異なり²⁵²、下田のみが欧米の女子教育の歴史や現況などに関する情報を系統的、直接的に提供していたからであろう。

2.2 大澤岳太郎の『日本婦人待遇論』と轉坤抄訳の「婦人待遇論」

他方、轉坤²⁵³は『中国新女界雑誌』の第一号から第五号に分けて、大澤岳太郎の『日本婦人待遇論』を抄訳し、タイトルを「婦人待遇論」とした。翻訳内容を比較する前に、まず大沢が『日本婦人待遇論』を著した目的を確認したい。

大澤岳太郎（1863～1920）は、日本における比較解剖学の開祖である²⁵⁴。大澤は生涯、解剖学や胎生学の著書を数多く出版しているが、そのうち婦人に関する著書は『日本婦人待遇論』が唯一のものである。この書は、彼がドイツ留学から帰国後の1899年に書いたもので、東京南江堂から出版された。

「自序」において大澤は「獨逸國に逗り専門學事を脩むるの傍ら親しく其國人と往来し其家内の調和せる其家の富める其人の健康なる殊に其婦人待遇の厚を見る毎に羨望に堪へず又之を故郷に顧み之を一身の經歷に比し却て痛嘆する者數矣竊に以爲く我國の隆盛を促し人生の至樂を謀るには先づ一家の平和を致すにあり婦人の待遇を改むるにあり」²⁵⁵と、この本を著した意図を述べている。そして、「外界の大勢を察し之を自心に顧み始めて處世

²⁵¹ 黄湘金、前掲論文、56～57頁。

²⁵² 成瀬が『女子教育』を著したのは、彼がアメリカ留学から帰朝後の1896年である。彼はアメリカ視察で得た知識に基づいて、智育・徳育・体育・実業教育という四つの方面において女子高等教育の重要性を述べている。『女子教育』第四章「体育」の第五節「欧米現行の体操法」においては、欧米諸国の体操種類、特質、目的などについて詳しく紹介されているものの、系統的に欧米諸国の女子教育を紹介する記述は見当たらない。一方、永江が『女子教育論』を著したのは、彼が東京府立第一高等女学校の教頭を務めていた1892年のことで、女子教育の目的、方法について大きく体育・智育・徳育・美育に分けて説明している。スペンサーなど西洋の教育学者たちの著作が紹介されていることから、永江の著書は欧米の教育理念に基づき、日本の情勢に合わせた教育論であったと考えられるが、成瀬と同様、系統的に欧米諸国の女子教育を紹介することはしていない。

²⁵³ 轉坤はペンネームである。この二文字は「旋乾轉坤」という四字熟語からとったもので、主に天地を回転する、社会の局面を一新する意味が込められている。

²⁵⁴ 西成甫「大澤岳太郎先生とその業績」『日本醫事新報』1353号、日本醫事新報社、1950年、21頁。西成によると、1887年に東大医科大学を卒業した大澤は、その4年後に自費でドイツに留学し、フライブルクのR・ヴイデルスハイム教授について比較解剖学を専攻し、1898年に帰朝した。1900年教授に昇任し、兼ねて慈恵・岡山・千葉等の医専で講師を歴任し、以後1920年まで、授業のかたわら研究と指導とに没頭したという。

²⁵⁵ 大澤岳太郎著『日本婦人待遇論』南江堂、1899年、「自序」2～3頁。

の方を得べき者なる」ため、本論ではまず世界各国古今の婦人待遇を略叙し、また外国人の日本婦人に関する評論を抄録し、最後に著者の意見を述べたという²⁵⁶。『日本婦人待遇論』（傍点は引用者）のタイトルからも分かるように、大澤の焦点は世界各国の婦人たちではなく、日本の婦人たちであった。

以下表 6 は、大澤の原著及び轉坤が抄訳した「婦人待遇論」の具体的な内容である。轉坤は、下線を引いた部分のみを翻訳している。大澤は『日本婦人待遇論』を大きく第一篇「女子一般の待遇」と第二篇「日本の女子」に分けて著しているが、その分量を比較してみると、前者が 80 頁で後者が 130 頁を超えている。ここからも、大澤の焦点が日本女性に置かれ、第一篇は日本の女子の参照すべき資料として提供されていたことが分かる。

一方、轉坤は表 6 に見られるように、大澤の第一編世界各国婦人の待遇（女性の地位）だけを選んで翻訳し、日本女性に関する部分は全部省略している。またこの抄訳の冒頭で「本書を抄訳した目的は、我が国の女性たちが世界各国の婦人の待遇を参考として、自分自身の位置を自覚することである」²⁵⁷と述べている。轉坤は、この翻訳を読んで古今東西、世界各国の婦人の待遇を知った中国の二億の女性同胞が、自分自身の置かれた位置を自覚して立ち上がることを強く願ったが、その際、日本の女性たちは参考とされなかったのである。

媧魂が抄訳した「欧米之女子教育」にしる、轉坤が抄訳した「婦人待遇論」にしる、彼女たちの理想的モデルは、西洋の女子教育に関する知見を日本の国情に合わせて再構成した日本人のための近代的女子教育／女性論ではなく、日本の書籍に紹介された西欧諸国の女子教育／女性論そのものであった。つまり、当時の日本の書籍は中国人留学生たちが欧米世界を見る覗き窓のような役割を果たしていたのである。

『中国新女界雑誌』は「翻訳」欄以外にも、「記載（国外の部）」欄と「時評（国外の部）」欄で欧米諸国婦人の政治活動を紹介している²⁵⁸。唯一日本婦人の政治活動を紹介しているのは煉石で、彼女は「日本婦人の政治運動」という論説で、日本は欧化主義を実施して 40

²⁵⁶ 大澤岳太郎、前掲書、「緒言」1～2頁を参照。

²⁵⁷ 轉坤「婦人待遇論」『中国新女界雑誌』第一号、51頁。

²⁵⁸ 『中国新女界雑誌』第一号の「記載（国外の部）」欄には、「美國女界之勢力」（煉石）、「請看俄羅斯二百年前之婦人界」（媧魂）が、「時評（国外の部）」欄には「英國婦人争選挙権」（蘭馨）が掲載されている。第二号の「記載（国外の部）」欄には、「美國女界之勢力（続第一号）」（煉石）、「澳洲婦女之勢力」（轉坤）、「英國婦人争選挙権彙記」（轉坤）、「日本婦人之政治運動」（煉石）が、第三号の「記載（国外の部）」欄には「英國慈善女王之逝去」（輝華）が載せられている。その中で、蘭馨の「英國婦人争選挙権」、轉坤の「澳洲婦女之勢力」、煉石の「日本婦人之政治運動」は、福田英子の『世界婦人』（1907年）第一号と第二号の「時事」欄を翻訳したものである。

表 6 大澤岳太郎著『日本婦人待遇論』の目次及び項目一覧

<p>第一篇：女子一般の待遇</p>	<p>第一章：<u>女兒としての待遇</u></p> <p>第二章：<u>婦人としての待遇/第一：未開人種に於ける婦人の位置、第二：昔時開化人民に於ける婦人の位置、第三：イスラヘルの昔時に於ける婦人の位置、第四：希臘の昔時に於ける婦人の位置、第五：羅馬の昔時に於ける婦人の位置、第六：女子と宗教との關係（モハメット宗、基督教、佛教、儒教、基督教を奉ぜざる歐羅巴に於ける婦人の位置）、第七：歐羅巴中古に於ける婦人の位置、第八：歐羅巴近世に於ける婦人の位置（獨國、英國、佛國、西班牙及伊太利、スラーウエン人種、露西亞）</u></p> <p>第三章：<u>母としての婦人</u></p> <p>第四章：<u>繼母としての婦人</u></p>
<p>第二篇：日本の女子</p>	<p>第五章：（日本の女子に対する）外国人の評論、第六章：女性に就いての非難、第七章：男女の區別、第八章：女子待遇の發達、第九章：男子の弊風、第十章：女子に向いての注告</p>

※下線部分は轉坤が翻訳した部分を示す。

年になるが、日本の女性たちはまだ政治上においては国民としての権利が獲得されていないと指摘した。その一方ですでに、福田英子（1865～1927）のように真剣に女子の権利を取り戻そうとする女性も現れていると、その萌芽的現象を認めている²⁵⁹。

当時の日本政府は女性の政治参加に反対し、女性による「政治上の集会・演説」は厳禁とされていた。その日本において、中国人女子留学生たちは、国家思想を發展させ、男性と同等に活動できる女国民に憧れており、彼女たちの理想的女性のモデルは、すでに独立した人格を持ち、男性と対等の「女国民」として社会活動を行いうる西洋の女性たちであった。つまり、政治上の「独立した人格」がまだ確立されていなかった日本女性に関する著述は、最初から中国人女子留学生たちの見做う対象から排除されていたのである。

²⁵⁹ 煉石「日本婦人之政治運動」『中国新女界雜誌』第二号、106頁。

第3節 欧米人女性の伝記を重訳した意図—日本語訳との比較を通して

雑誌『中国新女界雑誌』の第一号から第五号には、7人の欧米人女性の立身伝が紹介されている。それは、巾俠訳「ナイチンゲール夫人伝」（第一、二号）、靈希訳「ガレット・フラー・オソリー女史伝」（アメリカの有名な新聞記者、第一号）、「メアリー・リオン女史伝」（アメリカの教育家、第二号）、梅鑄訳「ジャンヌ・ダルク伝」（第三号）、灼華訳「リバモーア女史伝」（アメリカの演説家、第四号）、柴旃訳「エリオット女史伝」（英国の小説家、第四号）、訳者不明「モット女史伝」（アメリカの社会運動家、第五号）である。

梅鑄訳「ジャンヌ・ダルク伝」²⁶⁰を除いて、ほかの欧米人女性の伝記の原著と見られるのは Sarah Knowles Bolton²⁶¹（1841～1916）が1886年に書いた『Lives of Girls Who Became Famous』である。しかし、中国人女子留学生たちは洋書から直接に翻訳したのではなく、1906年に根本正によって翻訳された著書『欧米女子立身伝』を重訳している。それはたとえば、灼華が訳した「リバモーア女史伝」と根本訳を対照してみれば明らかである。

根本は「演説家：リバモーア Mary A Livermore」²⁶²において、「女史ボストン市に生れ市立小學にて修業せるが小學生徒時代の女史は常に貧弱なる生徒に同情を表し富豪の子弟を挫きたるを以て男性も女性も女史の義俠心に敬服し、儕輩の間に非常に重ぜられたりと云ふ」と翻訳したのに対し、灼華は「女史生於波士敦在市立小學校肄業當小學生時代就有扶弱抑強的義俠心見了貧困生徒深表同情見了富豪子弟反生厭棄所以同學中没有一个不敬服」となっている。原文の漢字をほぼそのまま訳文に取り入れていることから分かるように、灼華は根本の訳書を忠実に直訳している²⁶³。ほかの伝記もほぼ同様の逐語訳である。

ところで、中国人女子留学生たちはなぜ根本の著書からこの6人を選び、翻訳したのだろうか、その取捨選択の意図はどこにあったのだろうか。この理由を探るために、まず根本が『欧米女子立身伝』を翻訳した意図を考察したい。

²⁶⁰ 「ジャンヌ・ダルク伝」の原著及び原著者については不明であるが、ほかの伝記と同じく、日本語からの重訳の可能性が高い。

²⁶¹ Sarah Knowles Bolton はアメリカの有名な女性作家で、1866年に慈善家で商人の Charles E. Bolton と結婚する。また彼女は「女性禁酒同盟会」（Woman's national temperance union）にも参加し、活動していた。

²⁶² 根本は Mary A. Livermore と書くべきところを、Aの後のピリオドを省略している。

²⁶³ 日本語の著書・訳書を翻訳する際に、中国人女子留学生ばかりでなく、当時の在日男性知識人たちの翻訳もほとんどが意識ではなく同様の直訳であった。明治時代の日本語の著書・訳書は漢字の割合が非常に多く、一定の漢字の知識をもっている中国人にとって理解しやすく、従って翻訳もしやすかったためであろう。

根本正（1851～1933）は旧水戸藩士で、1879年に西洋の学問を学ぶために渡米し、1890年に帰国した。彼はアメリカ留学時に受けた影響から帰国後未成年者の禁煙、禁酒運動を推進する。1901年、根本は「未成年者飲酒禁止法案」を帝国議会議に提出するが、様々な立場から反論が出て、否決される。同法が成立するまでに22年もかかった。所信を堅持して未成年者飲酒禁止法案を提出し続けたのは、ほかならぬ根本である²⁶⁴。

1906年、根本は「少年少女座右の銘箴となし立身の律筏と爲し以て其成功に資する」²⁶⁵ことを望んで『欧米青年立身伝』とその姉妹篇である『欧米女子立身伝』を翻訳した。実はその4年前の1902年、彼はすでに『欧米貧児出世美談』²⁶⁶を翻訳して教文館から刊行していたが、その「序」や「緒言」は『欧米青年立身伝』とまったく一致しており、その内容も扱っている人物が最初の22人から24人に増えているだけでほとんど変わらない。

『欧米貧児出世美談』の「緒言」において根本は、「本書載する所の歐米數十の英傑孰れも皆貧困逆境に踏み付けられたる路芝にあらざるは無し而して彼等が勤勉忍耐百難を排して功業を成就せる跡を見る毎に余輩未だ曾て奮然として自ら勵まずんば非ず我有爲の青年幸に本書を以て其立志成業の資と為さば豈に獨り著者の榮のみならんや」²⁶⁷と翻訳の意図を述べている。その中には学者、発明家、政治家、経世家や商工業者などの英傑たちが紹介されており、貧困の中に志を立て、身を起して偉業を成就した各人物の経緯が語られている。

前述したように、『欧米青年立身伝』の初版と言える『欧米貧児出世美談』が翻訳されたのは1902年で、初めて未成年者飲酒禁止法案を国会に提出した翌年であった。したがってその翻訳の背景には、青少年時からの習慣づけを足掛かりに、より広範な禁酒運動を展開し実現したいという根本のもう一つの意図があったにちがいない。同じく「緒言」で彼は、「酒色を喜びて一生を遊惰放逸に消費する」、「富貴の家に生まれて酔生夢死する」青年たちを憂えている²⁶⁸。ちなみに、「序」を寄せた江原素六（1842～1922）も、根本とともに未成年者飲酒禁止法を提唱し続けた人物であった。

²⁶⁴ 元森絵里子「フィクションとしての「未成年」：未成年者飲酒禁止法制定過程に見る子ども／大人区分の複層性」『明治学院大学社会学・社会福祉学研究』138号、明治学院大学社会学会、2012年、24頁。元森によれば、「未成年者飲酒禁止法」に反対する意見はそれぞれに存在したが、最も根強い主張は、酒それ自体が消費財であるという点であったという。

²⁶⁵ 『欧米女子立身伝』の「緒言」を参照。根本正訳編『欧米女子立身伝』吉川弘文館、1906年。

²⁶⁶ 『欧米貧児出世美談』の原著と見られるのは、同じく Sarah Knowles Bolton が1885年に著した『Lives of Poor Boys Who Became Famous』である。

²⁶⁷ 根本正訳編『欧米貧児出世美談』教文館、1902年、「緒言」を参照。

²⁶⁸ 根本正『欧米貧児出世美談』、「緒言」を参照。

一方、『欧米女子立身伝』には 15 人の女性が紹介されている。それは①「文学者：スト
ーHarriet Beecher Stowe」、②「講演者：モット Lucretia Mott」、③「演説家：リバモー
ア Mary A Livermore」、④「新聞記者：オソリーMargaret Fuller Ossoli」、⑤「理学者：
ミッチル Maria Mitchell」、⑥「著述者：アルコット Louisa M. Alcott」、⑦「教育家：リ
オン Mary Lyon」、⑧「政治記者：スチール Madame de Stael」、⑨「慈善家：フライ Elizabeth
Fry」、⑩「看護婦：ナイチンゲール Florence Nightingale」、⑪「小説家：エリオット George
Eliot」、⑫「慈善家：トロセア、リント、ジキキ Dorothea Lynde Dix」、⑬「美教の母：ス
サンナ、ウェスレーSusanna Wesley」、⑭「慈善家：シウリア、バームリー、ビリングス
Julia Parmly Billings」、⑮「無冠の女帝：ウイラード Flancis E. Willard」である。その
中、①から⑪までの 11 人の女性の伝記は『Lives of Girls Who Became Famous』から選び
翻訳しているが、⑫から⑮までの四人の女性の伝記は、別の著書から補っている。

『欧米女子立身伝』の「緒言」で根本は、「忍耐刻苦は立身成功に於ける最大要素なり（中
略）而して余の観る所に依れば婦女子の立身成功には忍耐刻苦の外別に又一个の要素あり
何ぞや即ち仁恵慈善の徳性は是なり抑も女子たるもの假令如何に才智あり如何に學問あるも
仁慈の心なくんば其學問才智は啻に自他の利益とならざるのみならず或は却て己を傷けま
た人を害ふに至るなしとせざるなり」²⁶⁹と述べ、青年伝と共通する「忍耐刻苦」とは別に、
婦女子の立身成功にはとりわけ「仁恵慈善」が重要な要素であると指摘している。

そればかりでなく『欧米青年立身伝』と同じように、より広範な禁酒運動を展開し実現
したいという意図もそこには込められていた。たとえば、⑮「無冠の女帝：ウイラード
Flancis E. Willard」は合衆国婦人同盟会の総裁として、世界各国の政府に酒類売買禁止を
請願し、根本の言葉を借りるならば禁酒主義を「拔山倒海の勢」で広めた人物である。そ
のほか、②「講演者：モット Lucretia Mott」、③「演説家：リバモーア Mary A Livermore」、
⑥「著述者：アルコット Louisa M. Alcott」の女史たちも禁酒運動に参加している。

中国人女子留学生たちが根本の『欧米女子立身伝』を重訳した目的は、彼女たちが求め
た新しい中国人女性像、つまり職業を得ることによって自身の独立を実現し、社会的に男
性と同等に活躍するという女性像が、欧米の伝記に見られる女性像と一致していたからで
ある。根本は原著『Lives of Girls Who Became Famous』にない禁酒運動家のウイラード
女史を補って翻訳するほど、広く禁酒運動を推進することに力を入れたが、中国人女子留

²⁶⁹ 根本正『欧米女子立身伝』、「緒言」を参照。

学生たちは禁酒運動に参加した女史たちの伝記をそのまま翻訳しているものの、運動自体に注目した形跡はない。

そればかりでなく、中国人女子留学生によって取り上げられた6人の女性を見ると、三つの特徴をもっている。一つ目は、女子参政権／女権拡張を提唱した人物で、②「講演者：モット Lucretia Mott」と④「新聞記者：オソリー Margaret Fuller Ossoli」が挙げられる。たとえば、モット女史は奴隷問題ばかりでなく、女子参政権問題などに尽力奔走した。オソリー女史は、雑誌の編集長を務めていた期間に、世界における婦人の地位を論じ、女権拡張の必要を説いた。

二つ目は、女子教育を提唱した人物で、⑦「教育家：リオン Mary Lyon」が挙げられる。リオンは女子高等教育の必要を熱心に説いた先駆者の一人で、無私無欲の精神から自身が得た報酬は生活費を除いてすべて貧困な生徒に附与し、その学費を補助している。また、国家文明の原動力は婦人であり、男子の智徳がいかに発達しても、婦人が不学無識でその地位が低劣ならば、社会の新文明は望めないと常に述べていた。一方、⑪「小説家：エリオット George Eliot」女史は直接に女子教育とは関わりがないが、小説を著して得た原稿収入を慈善に費し、貧民や困窮した学者あるいは女学校などへ寄附した。

三つ目の特徴は、軍人兵士の救援に従事した人物で、⑩「看護婦：ナイチンゲール Florence Nightingale」と③「演説家：リバモーア Mary A Livermore」が挙げられる。ナイチンゲールは看護婦学校を設立したばかりでなく、クリミア戦争の時に自ら看護婦隊を率いて患者の救護に従事した。リバモーア女史は同志婦人と協力して婦人後援会という団体を組織し、軍隊に助力し、軍人の遺族を保護した。また、女史は野戦衛生婦人隊を組織し、傷病軍人を看護した。

中国人女子留学生たちによって紹介されたこれらの女史たちの職業は、一定の識字教育を施せば当時の中国でも登場し得る、現実に即したモデルであった。他方、『中国新女界雑誌』に翻訳されなかった女性のなかには、新慧星を発見して天文学に大きな貢献をした⑤「理学者：ミッチル Maria Mitchell」の他に、貧民の救済など慈善事業に尽瘁するとともに宣教師として布教に尽力した⑨「慈善家：フライ Elizabeth Fry」や⑭「慈善家：シウリア、バームリー、ビルングス Julia Parmlly Billings」、またメソジストの指導者となる息子（ジョン・ウェスレーとチャールズ・ウェスレー）に大きな影響を与えた⑬「美教の母：スサンナ、ウェスレー Susanna Wesley」などキリスト教的慈善活動に貢献した女性たちが多い。しかし、中国では北京条約（1860年）以後、一連の反キリスト教・排外運動が起こ

り、特に1900年の義和団事件の時には、プロテスタント宣教師が多数殺害された²⁷⁰。そのため、キリスト教的慈善活動や高度な専目的知識を必要とする職業は、中国人女性にとって無縁の存在であり、目ざすべきモデルとは成り得なかったのだと思われる。

『欧米女子立身伝』には演説家、教育家、小説家など数多くの職業婦人が紹介されているが、雑誌『中国新女界雑誌』では根本の著書の記載順序を無視して、十番目に位置する「看護婦：ナイチンゲール Florence Nightingale」を最初に紹介している。看護婦として戦場に赴き、負傷した軍人を看護することは、国家を支える女国民として責任を果たしうる恰好の職務であり、高い教育レベルを必要とせず、一定の看護術を身につければ活躍できるという点でも極めて現実的であった。そしてそれは「慈恵博愛を第一主旨」²⁷¹とする女性の新道徳にも大いに適っていたのである。つまり、看護婦は中国の女性に最も相応しい職業の一つとして宣伝されたと言えるだろう²⁷²。

これらとは別に、梅鑄も「法國救亡女傑若安傳」を訳し、女性も男性と同様に軍人として、国のために自分の役目を果たすべきであると主張している²⁷³。ここで紹介されているジャン・ダルク（1412～1431）は周知のように英仏百年戦争（1337～1453）で英国軍に抵抗し、捕虜となって処刑されたフランスの農民出身の少女である。少女の身でありながら、馬に飛び乗って戦場に赴き、国難を救い、毅然として命を捧げたその情熱が、同様に国難に瀕していた中国の女性たちの共感を呼び、称賛された点であろう。

第4節 翻訳内容の多様化—実学を中心とした翻訳

このように『中国新女界雑誌』の第三号までの翻訳は、開明的な欧米諸国の女性の伝記や女性教育／女性論を中心としていたが、第四号からはその翻訳記事の内容が大きく変化

²⁷⁰ 山本澄子著『中国キリスト教史研究』（増補改訂版）山川出版社、2006年、18頁。山本によれば、これら一連の反キリスト教・排外運動には、アヘン戦争以来の外国勢力の圧迫や外国宣教師の条約上の特権などに対する中国民衆の反感、北京条約以後の教会用地問題、その他教会や信徒と一般民衆との間に生じた紛争、儒教道徳によるキリスト教会習俗批判、民間信仰・迷信や民衆の無知による誤解等、種々の問題が背景となっていたという。

²⁷¹ 「本報五大主義」第三条の「道徳を提唱し、教育を鼓吹する」で煉石は、女国民としての新道徳は必ず「慈恵博愛」を第一要旨とすべきであると主張していた。『中国新女界雑誌』第四号、21頁。

²⁷² 中国人女性たちが初めて看護技術を学んだのは、1903年のことである。当時、中国人留学生の間に満州の軍事占領を続けるロシアに抵抗する運動が起こり、女子留学生たちも看護婦として志願することによってこの運動に参加しようとした。その後、秋瑾により『中国女報』に「看護学教程」が翻訳されたばかりでなく、1911年の武昌蜂起の際には、張竹君（1876～1964）が自ら看護婦隊を率いて負傷者を介護した。また、前述した『女子世界』（1904年、第五号）のなかでも、ナイチンゲールの挿絵、伝記が軍隊付き看護婦のモデルとして紹介されていた。

²⁷³ 梅鑄「法國救亡女傑若安傳」『中国新女界雑誌』第三号、53頁。

する。「家庭」(家政)、「女芸界」(手芸、美術、音楽歌、遊戯など)、「通俗科学」(家事と関係する理化及びその他の科学)、「衛生顧問」(女界と関係ある生理、衛生や体育の諸学説)などの新たな欄が設けられ、それらの翻訳記事に大きな紙幅が割かれるようになった。それは第三号に煉石が書いたように、「すべて空論に頼むべきではなく、家政、生理、衛生、教育、手芸、科学などの分野を同じように重んじれば、中国国内の女性に真に有益となる」²⁷⁴という国内各省の読者の意見を取り入れた結果であり、この雑誌の編纂方針は実学の新文明にも同様に力を入れることになったのである。

とはいえこのような変化は、清朝政府が光緒 33 年 1 月 2 日 (1907 年 3 月 8 日) に発布した「奏定女学堂章程」とも深く関わっていたと考えられる。「奏定女学堂章程」は、「女子小学堂章程」・「女子師範学堂章程」という二つの章程から構成されている。それまで女子の教育を家庭内に限定していた清朝政府は、男子向けの「奏定学堂章程」(1904 年)の発布から 3 年経って、ようやく女子の学校教育を認めることになったのである。杉本史子の考察によると、この章程の発布により初めて女子教育は学校教育の中に正式に位置づけられ、日本に倣った「良妻賢母」主義が国家公認の教育理念としてその地位を確立したという²⁷⁵。発布されて間もなく、「女子小学堂章程」は『中国新女界雑誌』第三号 (1907 年 4 月 5 日) の「専件」欄において詳細に紹介された。

この「女子小学堂章程」・「女子師範学堂章程」は、教育の目的から教科科目まで、日本の女子教育制度を大幅に参照している。「女子小学堂章程」の教科科目は、日本の文部省が 1900 年に公布した「小学校令改正」に倣って制定したものであるが、その中の、日本の手芸科目は「女子ノ為ニ裁縫ヲ加フ」としているのに対し、「女子小学堂章程」では日本の「小学校令改正」にない女紅科目 (編物、組糸、囊物、刺繡、造花など) を追加していた²⁷⁶。

「女子師範学堂章程」の教科科目は、1901 年に公布された日本の「高等女学校令施行規則」をベースとしており、「修身、教育、国文、中国歴史、地理、算術、格致、図画、家事 (衣食住、看病、育児、家計簿記及び家政整理に関する諸事項)、裁縫、手芸 (編物、組糸、囊物、刺繡、造花など)、音楽、体操」となっている²⁷⁷。日本では随意科目だった手芸科目が、「女子師範学堂章程」では一般科目として導入されたことがやはり注意を引く。

²⁷⁴ 煉石「本報五大主義演説」『中国新女界雑誌』第三号、19～20 頁。

²⁷⁵ 杉本史子「民国初期における女子家事科教育—その『近代』性と限界について」『立命館言語文化研究』13 (4)、立命館大学国際言語文化研究所、2002 年、4 頁。

²⁷⁶ この部分については、韓韓の博士論文「近代中国女子教育の成立期における日本受容」(名古屋大学、2013 年)の 14～18 頁を参照。

²⁷⁷ 韓韓、前掲論文、19～22 頁を参照。

日本の女子小学校教育にない手芸科目を追加し、また高等女学校教育では随意科目だった手芸科目を一般科目として導入したことから、同科目を重視する清朝政府の姿勢が窺える。その背景にはおそらく、呉汝綸（1840～1903）²⁷⁸など清末の官僚たちが日本の女子教育の状況を視察し、手芸が女性たちの収入源になっていることに注目した結果だと思われる。

当時、中国国内ではこのような教科科目に関する知識が極めて少なかったため、国内各省の読者たちは家政、手芸、生理、衛生、教育、科学の教科書となりうるような翻訳書が一日も早く紹介されることを期待していた。以下表 7 は、その期待に応えるかたちで『中国新女界雑誌』に掲載された家政、手芸、科学、生理、衛生に関する知識の翻訳をまとめたものである。

煉石（燕斌）によって翻訳された、医学と関係ある文章としては、表 7 でまとめた第四号の「伝染病之部」、第五号の「公衆衛生」のほか、第三号の「黴菌學原論」²⁷⁹が挙げられる。これは、訳者が医学を専門として勉強していたことと深く関わっているばかりでなく、このような医学・衛生方面の実用的知識が、中国において極めて有益であることを認識していたためでもあっただろう。

ところで、清朝政府が手芸科目と家事科目を重視したのは、日本政府が求めた女子教育と同じく、良妻賢母の育成をめざしたからである。これに対し、『中国新女界雑誌』は第一号から「女国民」の育成を目指し、それを主張し続けた。したがって、ここには一見したところ大きな矛盾が見出せる。この雑誌に参加した中国人女子留学生たちは、一体どのような意図を持って、日本の家政学と手芸学を翻訳したのだろうか。これを探るために、塚本はま子の『実践家政學講義』と梶山彬の『造花術新書：女子技芸』が、中国人女子留学生によって翻訳された経緯を考察する。

1906年、塚本はま子（1866～1941）は『実践家政學講義』を参文舎〔ほか〕から出版するが、それは1900年に彼女が著した『家事教本』を基にして書かれたものであった²⁸⁰。

²⁷⁸ 1902年、呉汝綸は日本の学校教育制度視察のため来日した。韓韓によれば、日本教育視察報告書『東遊叢録』の「摘鈔日記第二」で呉は東京共立女子職業学校を紹介し、「(日本の女子学生はこの学校に)入学して技能を学び、その技能が商品になり、商品を売って得た利益は学校と折半になっている。(中略)課程は主に裁縫、刺繍、編物、絵画、造花であり、わが国でもこの種の学校をつくるよう進めたい」と手芸科目が収益を上げられることに注目していたという。韓韓、前掲論文、86頁。

²⁷⁹ 「黴菌學原論」の原著と見られるのは、井上正賀が1904年に著した『黴菌學』である。井上は「総論」から始め、十七編に分けて黴菌の分類、検査法などについて詳細に述べているのに対し、煉石は『黴菌學』の「総論」部分だけを翻訳し、タイトルを「原論」に変えた。

²⁸⁰ 塚本はま子著『実践家政學講義』参文舎〔ほか〕、1906年、「はしがき」1頁。

表7 『中国新女界雑誌』に掲載された実学記事と日本語原著との対照

中国新女界雑誌 訳者/タイトル/掲載号/掲載内容	日本語原著 著者/タイトル/出版社/時間
<p>「家庭」欄：劔雲「家政學講義」（第四号、第五号）。劔雲は、塚本が著した『實踐家政學講義』の第壹講「総論」の部分訳²⁸¹と第貳講「一家の平和」を全訳している。また、同じ「家庭」欄に訳者不明の「新産之兒童論」（第五号）も掲載されているが、今までのところ原著は不明である。</p>	<p>塚本はま子『實踐家政學講義』（参文舎[ほか]、1906年）。塚本は、第壹講「総論」、第貳講「一家の平和」、第三講「生活」、第四講「一家の財政」、第五講「交際の圓滿」、第六講「育児に就いて」に分けて、家政学を講じている。</p>
<p>「女芸界」欄：灼華「造花術」（第四号、第五号）。灼華は原著通り、緒言、第一篇「総論」、第二篇「材料編」、第三編「染料編」、第四編「器具編」を翻訳している。一方、第五編「實習法」を翻訳したかどうかは不明である。</p>	<p>梶山彬『造花術新書：女子技芸』（廣文堂、1907年）。梶山は、第一篇「総論」、第二篇「材料編」、第三編「染料編」、第四編「器具編」、第五編「實習法」に分けて、造花術について紹介している。</p>
<p>「通俗科学」欄：帛月「日用化學」（第四号、第五号）。帛月は、井上が著した『日用化學』の「総論」と第一章「空氣」を翻訳している。また、「通俗科学」欄に、訳者不明の「夏日四厭蟲之研究及退治」（第四号）の記事もあるが、今までのところ原著は不明である。</p>	<p>井上正賀『日用化學』（東京博文館、1899年）。井上は「総論」、第一編「空氣」、第二編「水」、第三編「食物論」、第四編「植物質食品」、第五編「動物質食品」、第六編「嗜好品」、第七編「日用品」、第八編「燃料」、第九編「腐敗及ヒ醱酵」、第十編「物質ノ循環」に分けて紹介している。</p>
<p>「衛生顧問」欄：煉石「伝染病之部」（第四号）、煉石「公衆衛生」（第五号）。 「伝染病之部」では、法律上で規定されている八種の伝染病（コレラ、赤痢、腸窒扶</p>	<p>今までのところ、両方とも原著は不明である。当時、煉石（燕斌）は早稲田同仁医院で医学を勉強していたので、医学書で見た伝染病に関する知識を重視して、自分の言</p>

²⁸¹ 劔雲は「家政學講義」の「総論」を翻訳するに当たり、塚本の「総論」の内容を大幅に削除した。削除された内容及びその理由については、99頁を参照されたい。

<p>斯、痘瘡、發疹窒扶斯、猩紅熱、實布的里亞、黒死病)の予防法及び救急法などが紹介されている。一方、「公衆衛生」では、伝染病予防規則が翻訳されている。</p>	<p>葉で纏めた可能性もある。</p>
--	---------------------

『家事教本』は「高等女学校、女子師範学校及びこれと同じ程度の女学校に於ける家事の教科書に充てる為に」²⁸²出版したと塚本は述べている。

『実践家政學講義』の「総論」において塚本は、「今の時代は、舊家庭破れて、將に新家庭を作る必要を生じ、将来一家の主婦となるべき諸嬢は、此學問を應用して、花笑ひ、鳥歌ふやうな趣ある平和の新家庭を形作るやうに、心掛けられ度いものである」と、本書を著した意図を述べている²⁸³。また、新家庭を作るには「分業の法に基いて、男は外に在つてその職務に盡し、女は内にあつて家政一切を引き受け」て、「家内の静平を測つて行くことが何より肝心で、次には一家の經濟機關を整頓して可成家内から病人を出さぬやうにして、能く子を育てて、厚く老人に事へて、自他の交際を圓滑にして行くべきである」²⁸⁴として、女子の責任と役目を説いている。塚本は「男は外、女は内」という性役割分業観に基づいて、家政能力をもっぱら女性に求めた。これは、女性に家庭を經營管理する（夫を助け、子供を教育する）役目を割り当てる、良妻賢母主義教育を代表する考え方である。

劔雲が抄訳した「家政學講義」の「総論」と塚本の書いた「総論」を比べてみると、劔雲は塚本の国家と密接に関係する家政學の重要性や理想的で円満な家庭を営む女性の役割論については認め、その部分を選んで訳出している。しかし、塚本の性役割分業論、特に「男は外、女は内」というような論述はすべて訳文から削除している。このことも、中国人女子留学生たちが求めた理想的な女性像が、家庭内での奉仕を通じて国家に貢献するという塚本が求めた良妻賢母像ではなかったことを示唆するものである。

次に、梶山彬と彼が著した『造花術新書：女子技芸』（1907年4月）を見てみよう。梶山についての資料は極めて少ないが、『造花術新書』の創刊当時、彼は美術技芸研究会長を務めていた。梶山の女子技芸書シリーズとしては、本書以外にも『刺繡術新書』（1907年7月）、『摘み製作新書』（1907年9月）、『袋物製作新書』（1908年1月）、『編物新書』（1908

²⁸² 塚本はま子著『家事教本』金港堂、1900年、「凡例」1頁。

²⁸³ 塚本はま子『実践家政學講義』、8～9頁。

²⁸⁴ 塚本はま子『実践家政學講義』、3～4頁。

年5月)、『裁縫新書』(1909年)などが出版されている。

明治末には、婦人の職業教育に関する書物が次々と出版されるようになる。これらの著書では、造花、裁縫、編物、刺繍などの手芸が家事の合間に出来る、中流階級の婦人たちの高尚かつ優美な内職として推奨されており、事務的職業(会社事務員など)や専門的職業(女医、看護婦など)と並んで、女子職業の一つとして位置づけられている²⁸⁵。当時、手芸的内職は積極的に奨励されていたが、それは主に女性たちが家庭内において良妻賢母の任務を果たしつつ、家計補助ができるばかりでなく、明治産業の発展のために広範な安い労働力を提供することができたからである²⁸⁶。

梶山が女子技芸書シリーズを著したのも、手芸的内職を推奨しようとしたからであった。たとえば、「造花術新書序」で梶山は、本書を刊行した目的は「造花の技たる之を小にしては一家の經濟を利し、之を大にしては帝國の財富を饒にするの基たり」²⁸⁷と述べており、また「刺繍術新書序」では「内は以て家庭の慰樂に供すると同時に生産力を増殖するの一助に具へ、外は以て斯の術の發達を促がすと共に國光の万一に裨補するあらんを期す」²⁸⁸(傍点は引用者)と、『刺繍術新書』を刊行した目的を述べている。つまり、梶山が『造花術新書』をはじめ女子技芸書を著した主な動機は、女性自身の経済的独立の実現ではなく、内職を通しての家計の補助(内助)と帝国日本の産業発展のためだったのである。そればかりでなく、造花が国内の需要にとどまらず、刺繍と同様に海外に輸出できるようになることを期待する梶山の姿勢もここに窺うことができる²⁸⁹。

²⁸⁵ たとえば中村千代松(木公)編の『女子遊学便覧：実地精査』(女子文壇社、1906年)や木下祥真編の『女子の新職業』(内外出版協会、1905年)などが挙げられる。『女子遊学便覧：実地精査』で中村は、婦人職業を学校教師、専門的職業、内職的職業と三分野に分け、造花、裁縫、編物、刺繍は高尚優美な内職的職業として紹介している。一方、『女子の新職業』で木下は女子の職業を技芸的職業、事務的職業、社会的職業に分類している。造花、刺繍、編物、裁縫は写真、理髪と並んで技芸的職業に含まれ、ここでもこのような職業は中等社会に適応する品位のあるもの、すなわち中等社会の主婦向きの内職として紹介されている。

²⁸⁶ 村上信彦は、日本が産業立国を実現して見せた原動力は安い労働力にあり、その安い労働力の根源は独立していない、することを許されない女の働き、つまり内職であったという。したがって、内職は明治の産業の發達に欠かすことのできないものであったと述べている。村上信彦著『明治女性史(三)女の職業』講談社、1977年、26頁。

²⁸⁷ 梶山彬著『造花術新書：女子技芸』広文堂、1907年、「造花術新書序」2頁。梶山の『刺繍術新書』には、既刊の『造花術新書』の広告が載せられており、「各女學校手藝科教員及び生徒諸媛の参考用に頗る適當す、且つ之を一般の家庭に備ふるときは健全なる趣味と實益とを併せ得るの珍書なれば一日も座右を離すべからざる良指南車たり」と、この著書を紹介していた。

²⁸⁸ 梶山彬著『刺繍術新書：女子技芸』広文堂、1907年、「刺繍術新書序」3頁。

²⁸⁹ 当時、日本の刺繍は盛んに海外に輸出されていた(『女子の新職業』38頁)のに対し、造花はまだ品質の稚拙さなどの原因で輸出の対象になってはいなかった(「露国本邦製造花需要状況」『官報』第37号、199頁)。したがって、梶山は造花が刺繍と同様に海外に輸出され、外貨を獲得できるようになることを期待していた。

これに対し、灼華をはじめ当時の中国人女子留学生たちは、男性と同じように社会の表舞台に立ち、直接国家に貢献できる、独立した人格を有する女国民を理想としていた。したがって、中国人女子留学生たちが求めた理想的女性像と、梶山の『造花術新書』に見られる内職的な家庭内労働を通して間接的に国家に貢献する女性像との間には大きな矛盾が生じる。にもかかわらず、灼華が梶山の『造花術新書』を翻訳したのは、当時の日本で造花が他の手芸に抜きんで一つの産業として成立しつつあったばかりでなく、女性たちの貴重な収入源になっているという現実を知っていたからであろう²⁹⁰。しかしもう一つの理由として、当時の中国人女子留学生たちは、梶山の言う「一家の經濟を利」する仕事が内職的家庭内労働を通して実現されるという現実を認識していなかった可能性が高い²⁹¹。ここに、中国人女子留学生たちの情報収集能力の限界も窺うことができる。

清末の女子教育章程が手芸科目を重視したことは前述したが、灼華が欧米から輸入された編物や中国でも伝統的に行われてきた刺繍などの手芸ではなく、なによりもまず造花術を選んで翻訳したのは、中国でも日本のように造花が女性の収入と結びついた実業として発展することを期待したからだと考えられる。つまり、女国民の育成に不可欠の女性たちの経済的独立を、造花術の技芸書の翻訳によって実現したいという強い願望があったのであろう。中国の当時の状況は造花を実業として発展させる産業的基盤を欠いており、この翻訳は実際には役に立たなかった²⁹²が、手芸によって女性が「割のよい」収入源を獲得するという可能性は、中国人女子留学生たちに大きな希望を与えたにちがいない。

まとめ

²⁹⁰ 児童文学者である巖谷小波（1870～1933）編集で1907年に出版された『明治少女節用』（当時の女子向け百科事典とも言える）には、「造花は他の手藝よりも遥かに利益がある。近頃造花の需要は實に盛んなもので、第一客室食堂の装飾として用ひ、第二音物として用ひ、第三女子の髪飾りとして用ひられ、其他種々の方面に需要が多いので、従つて供給が間に合はず、故に職業としては随分割のよい仕事なのである」と、造花の実益について記されている。巖谷小波[ほか]編『明治少女節用』博文館、1907年、358頁。これは、当時日本において造花が他の手芸より賃金が高かったばかりでなく、一つの国内産業として成り立っていたことを示している。

²⁹¹ 「造花術緒言」において灼華は『造花術新書』を翻訳した目的を「小にしては一家の經濟を補助し、大にしては國の富源を増進する」と述べている。灼華「造花術」『中国新女界雑誌』第四号、91頁。しかし、灼華の言う「一家の經濟を補助し」は梶山の「一家の經濟を利し」という言葉の意図を正確に理解しているようには見えない。なぜなら、灼華をはじめ当時の中国人女子留学生たちは男性と対等の立場に立つ「女国民」の育成を目指しており、したがって灼華の「一家の經濟を補助し」は、内職ではなく男性と同様に社会に出て稼ぐ金で家計を補助するように読み取れるからである。

²⁹² 韓韓によれば、女子教育制度とともに導入された造花術は、民国成立後になると、実用性がないとして教育関係者たちから批判を受け、日本のように実業として発展を遂げることはなかった。その最大の理由として、原材料などを日本からの輸入に頼らなければならないために普及が困難で、奢侈品として認識されるに止まったという。韓韓、前掲論文、101頁。

本章では、雑誌『中国新女界雑誌』の発刊意図とそこに掲載された翻訳記事を中心に分析し、中国人女子留学生たちが求めた理想的女性像について考察した。「発刊詞」から分かるように、編輯兼発行人である燕斌をはじめ当時の中国人女子留学生たちが、雑誌『中国新女界雑誌』を創刊した主な目的は、中国人女性たちを「女国民」に育成することであったのは、もはや言うまでもない。

在日女子留学生たちが求めた女国民像は、花木蘭、梁紅玉のように中国の史書に登場する女傑でもなければ、政治上においてまだ独立した人格を持たず、女性解放の萌芽的段階にある日本人女性でもなかった。彼女たちの目に映った理想的女性のモデルは、職業を得ることによって自身の独立を実現し、男性と同等に社会の表舞台に出て、直接国家に貢献できる女性、つまり女性解放の先頭に立って活躍するごく一部の欧米女性たちであった。

そのため在日中国人女子留学生たちは、西洋の女子教育を日本の国情に合わせて再構成した日本の女子教育／女性論ではなく、西欧諸国の最新の女子教育／女性論を中国の女性たちに紹介しようとした。さらに、清朝政府の改革に対応して、日本の女子教育に関する数多くの教科科目を翻訳する際にも、その中に顕著であった「女は内」という性役割分業思想、家庭内での奉仕を通じて間接的に国家に貢献する「良妻賢母」思想についての内容をすべて削除した。欧米人女性に関する最新情報は、中国人女性たちの見聞を広げたばかりでなく、自分自身が置かれている地位を認識させるなど大きな刺激を与えたにちがいない。

1907年7月、『女子世界』の編集長であった陳志群²⁹³は『女子世界』第十八号の「特別記事」欄に、「女界二大雑誌出現」という文章を書き、中国人女性によって創刊された二つの雑誌、秋瑾の『中国女報』と燕斌の『中国新女界雑誌』を高く評価したが、雑誌内容から見ると『中国女報』が『中国新女界雑誌』を越えていると述べた²⁹⁴。当時、陳と秋瑾は『女子世界』と『中国女報』を合併して『神州女報』を創刊することを計画しており、これら二つの雑誌は多かれ少なかれ革命的イデオロギーの色彩を帯びていた。これに対し、『中国新女界雑誌』は純粹に女性解放、「女国民」の育成を提唱しており、第五号まで革命

²⁹³ 陳志群は江蘇無錫の出身。『女子世界』続編（第十八号）の編集長を務める他、『神州女報』と『女報』（1909年）を創刊している。『神州女報』は秋瑾とともに創刊する計画であったが、秋瑾が安徽省巡撫を暗殺しようとして失敗した事件に連累し、処刑されたため、その計画は実現できなかった。1907年12月、陳は単独で『神州女報』を創刊し、その「発刊詞」に「為鑑湖秋女士流血之大紀念而作」と秋瑾を記念するため発刊したと述べている。この創刊号には、秋瑾の文章や伝記などが数多く掲載されている。『神州女報』は経費不足のため、第三号までしか刊行されていなかった。

²⁹⁴ 「女界二大雑誌出現」『女子世界』第十八号、1907年、1725頁。

について直接言及する文章は見当たらない。陳が『中国女報』をより高く評価した理由はここにあったと考えられる。一方、『中国新女界雑誌』は革命という政治的目標をもたなかったがゆえに、かえってより多くの読者を引き寄せ、購読部数を伸ばしたのでないかと思われる。

第五章 何震の『天義報』と唐群英の『留日女学会雑誌』

本章では、1907年に何震が創刊した雑誌『天義報』と、その後、1911年に唐群英が創刊した雑誌『留日女学会雑誌』について考察する。

中国に初めてアナキズム思想についての情報をもたらされたのは19世紀末のことで、それは『万国公報』（1868年）や『西国近事匯編』（1873年）といった、キリスト教関係者が出版した雑誌に掲載された国際政治の報道を通じてのことであった²⁹⁵。20世紀に入ってから、革命派の台頭の中、日本で創刊した雑誌『江蘇』（1903年）、『浙江潮』（1903年）などの雑誌にロシアの虚無党についての紹介記事が掲載されるようになったが、当時の革命派の関心は、無政府主義より主としてテロリズムといった手段の側面に向けられており、1907年6月に至って初めて東京とパリにおいて系統的に無政府主義を提唱する雑誌『天義報』と『新世紀』²⁹⁶が創刊された。

1907年6月、『天義報』が何震（渡日の際に何班から改名）²⁹⁷によって東京で創刊された。はじめは、月三回発刊する予定であったが、印刷延期などの事情で月二回発行に変更されただけでなく、第七号以後からは合併号が連続して現れた。こうして発足から9ヶ月後の1908年3月、『天義報』は第十六・十七・十八・十九号をもって廃刊した。純粋にアナキズムを宣伝する『新世紀』と異なり、『天義報』は女性解放論を展開するとともに、無政府主義論を主張した中国初の雑誌である。

『天義報』は、何震、陸恢権、張旭、周大鴻、徐垂尊の五人の女性を発起人として創刊されたが、実際に主導権を握っていたのは、何震と劉師培（1884～1919）²⁹⁸の夫婦であっ

²⁹⁵ 嵯峨隆著『近代中国の革命幻影—劉師培の思想と生涯』研文出版、1996年、239頁。

²⁹⁶ 『天義報』の創刊から数日後、李石曾・張静江・褚民誼・呉稚暉の四人がパリにおいて週刊誌『新世紀』を発行した。玉川信明によれば、『新世紀』が主張するアナキズムは根本原理において『天義報』と各別変わらないが、彼らは民族や家や伝統といった、類概念の激しい反抗者であったという。玉川信明著『中国アナキズムの影』三一書房、1974年を参照。

²⁹⁷ 何震の生涯についてはあまり知られていない。吉川榮一によれば、何震は夫の劉師培と同じく江蘇省儀徴の出身、生没年は不明である。彼女が歴史の舞台に登場するのは、1904年6月に劉と結婚したのち、1907年に夫とともに来日したあとの数年間にすぎない。彼女の社会活動の舞台は明治末の東京であったという。吉川榮一「何震と幸徳秋水」『文学部論叢』79号、熊本大学文学会、2003年、9頁。

²⁹⁸ 劉師培は江蘇省儀徴の出身。1903年、彼は上海で章太炎、蔡元培（1868～1940）ら愛国学社のメンバーと出会い、革命に賛意を示すようになる。民族革命に志をたて、漢民族を光復するという願いをこめて、名を光漢と改める。1907年、章の要請により、妻何震とともに日本に渡り、急速に思想転換を成し遂げてアナキストとなる。彼はわずか一年余りの活動の後に清朝政府のスパイとなる。そして、辛亥革命による中華民国成立後は山西軍閥である閻錫山（1883～1960）の顧問となり、更には閻の紹介で袁世凱（1859～1916）に接近し、袁の帝政復活のお先棒かつぎとなった。1916年帝政復活の失敗後、彼は民国の罪人として社会の非難を浴びるが、その学問的才能を惜しんだ蔡の薦めによって、北京大学教授となる。以後、彼は守旧の立場を取り続け、1919年11月に35歳の若さで病没した。嵯峨隆、前掲書、14頁。

た。その目次を見ると、図画（図版）、社説、学理、時評、訳叢、来稿（寄稿）、雑録という順で構成されている。

創刊当初の『天義報』には、何震のアナーキストとしての傾向が現れているが、この雑誌の主旨にはその意図が含まれておらず、主に「強権の否定」が主張されている。しかし、第八・九・十号から同誌は急にその主旨を変え、明確にアナーキズムを掲げたばかりでなく、「強権の否定」から「世界主義」を主張するようになった。したがって、このような変化が、何震の女子解放思想にどのような変化をもたらしたのか、という問題について究明する必要がある。

また『天義報』は、当初日本に滞在していた多くの中国人からの賛助金を得て刊行されていた。もちろん、そこには女子留学生たちも含まれている。しかし、第八・九・十号になると、女性の賛助者はほとんど消えてしまった。その原因はどこにあり、またそれは何を意味するのかについても検討を加えたい。

さらに、本章の第3節では、かつて『天義報』の賛助者でもあった唐群英が創刊した日本における清末最後の女性向け雑誌—『留日女学会雑誌』の創刊過程、意図及びそこに見られる女子解放思想などを明らかにしたい。

第1節 「女子復権会」と『天義報』

1907年6月、何震は東京で「女子復権会」を組織し、その機関誌として『天義報』を創刊した。同誌の第一号に「女子復権会簡章」²⁹⁹が紹介されているが、それによれば会則の主な内容は次のようである。

一、主旨：世界に対して女性の天職を尽くし、数千年来における男尊女卑の風習の挽回に尽力する。

二、辦法（方法）：辦法（方法）は、女性に対する辦法（方法）と世界に対する辦法（方法）に分けられる。女性に対する辦法（方法）は「暴力によって男性に強制する」と「抑圧を甘受する女性に干渉する」で、世界に対する辦法（方法）は「暴力によって社会を破壊する」と「统治者・資本家に反抗する」であった。

三、規律：政府を信奉してはいけない。男子に服従してはいけない。妾となつてはい

²⁹⁹ 『天義報』第一号、41頁。

けない（以下、すべて未婚の女性に向けて）。数人の女性が一人の男性に仕えるようなことがあってはいけない。初婚の女性が男性の継室（後妻）になってはいけない。

四、道德：耐苦、冒険、知恥、貴公、正身。

五、権理：凡そすでに嫁してのち、男性の圧制を受けている者はそれを本会に告げて、この復讐をなすことができる。凡そ男権への抵抗及び社会のため亡くなった者は、本会が表彰する。凡そ男権への抵抗及び社会に尽力して危険に陥った者は、本会の救済と保護を受ける権利がある。（以下、六、義務、七、会員の資格、八、総会所は略す）

「女子復権会」は、暴力による社会の破壊と支配者・資本家に対する反抗も掲げているが、この会の具体的な活動方針は、女性を支配する男性に対して暴力によって抵抗することにあつたのである。政府を信奉しないという姿勢にアナーキズムの傾向は見られるが、中心点は言うまでもなく当時の現実の強権、主に男権への抵抗にあつた。実際に、婦人たちを組織して男性支配に苦しむ婦人たちの救済活動を行ったかどうかは不明であるが、これまでのところ「女子復権会」の活動は、機関誌を発刊したこと以外は明らかではない。

『天義報』の「発刊辞」とも見られる「女子宣布書」で何震は、中国は古代から今まで婚姻上（一夫多妻）、名分上（夫の姓を使う）、職務上（男は外、女は内）、そして礼制上（夫が死んだら、女性は3年間喪章をつけ、嫁に行くことは禁じられている）において男女は不平等であると述べている。そして、このような不平等を解決するにはまず、一夫一婦制を実施する、女性は結婚後夫の姓に変えない³⁰⁰、父母は男児女児を問わず共に重視し、同等の教育を施すこと、離婚前に結婚してはいけない、初婚の女性は初婚の男性と、再婚の女性は再婚の男性と結婚する、売春宿と娼婦を無くし、淫風を一掃することを挙げている³⁰¹。つまり、『天義報』の出発点における活動理念は、婚姻を中心とする男女関係の平等の実現であつたことが分かる。

続けて何は、不公平不平等を根絶するためには、女性を支配する男性に対して暴力による抵抗は不可欠であるが、同時に種族、政治、経済の諸革命を行わなければ、真の公平は得られないと説いている³⁰²。これは、「固有の社会を破壊し、人類の平等を実行するを以て

³⁰⁰ 何震は、父母姓並記の説を提唱し、自らその姓名を「何殷震」と号した。『天義報』の第八・九・十号までは、発起人のところに「何殷震」の姓名を使っていたが、第十一・十二号からは「何震」に変えている。

³⁰¹ 震述「女子宣布書」『天義報』第一号、1～5頁。

³⁰² 震述「女子宣布書」『天義報』第一号、6頁。

趣旨と為す。女界革命を提唱する外に、種族、政治、経済、諸革命を兼ねて提唱する」という創刊当初の主旨と一致していた。

しかし、第八・九・十号になると、『天義報』は女性解放を唱える雑誌というよりも、無政府主義の宣伝誌としての性格を強めていった。その主旨も「国界種界を破除し世界主義を実施する」、「世界の一切の強権に抵抗する」、「現在の人治を顛覆する」、「共産制度を実施する」、「男女の絶対的平等を実施する」とその列挙の順序が完全に逆転する。強権に対する抵抗や政府の転覆といった無政府主義思想に焦点が移り、男女平等は5番目によく言及されるに至ったのである。これは、夫劉師培や当時日本で出会った幸徳秋水（1871～1911）³⁰³ら日本の知識人の影響力が強まるに従って、何震が急速に無政府主義思想に傾倒したためであると思われる。

第2節 何震の女子解放思想と女子留学生

2.1 何震の思想的変化とその影響

『天義報』の「社説」は、ほとんどが劉師培と何震によって書かれており、なかでも、何震は主に女性問題をめぐって論を展開している。同誌に掲載された何震の文章は、表8のとおりである。

表8に見られるように、何震は5回にわたって「女子復仇論」を書いている。その①（第二号、1907年6月25）において、何はまず「男性は女性の大敵であり、女性は男性によって数千年も抑圧されてきたことを我が女性同胞は知るべきである」³⁰⁴と述べている。ここから、女性たちが討つべき仇は、女性を圧制する男性であることが分かる。

続けて何は「我が女性同胞には政府を顛覆すべき責任がある。なぜなら、政府を設けると統治機関ができ、それは必ず男性の手によって操られることになる。たとえ、男女ともに政権を握ったとしても、全ての人々が参政するわけではないので、必ず支配者と被支配者が生じる。政府を顛覆するならば、男性と男性、女性と女性、また男性と女性のあいだは互いに平等になる。これこそが世界の真の公理である」³⁰⁵と述べている。つまり、何震が満州人の清政府の顛覆を主張したのも、異民族支配がその理由ではなく、「強権」的専制政

³⁰³ 幸徳秋水は土佐藩の出身。18歳の時に中江兆民（1847～1901）に師事し、ジャーナリストとして活動する。1901年、「我は社会主義者成り」と宣言し、『平民新聞』の出版などに携わる。1905年に渡米し、サンディカリズム（労働組合主義）の影響を受けてアナキストに転じる。帰国後、直接行動（ジレクト・アクション）を唱えて革命の道を歩んだが、1910年に起きた「大逆事件」の首謀者と見なされ刑死した。

³⁰⁴ 震述「女子復仇論」『天義報』第二号、1頁。

³⁰⁵ 震述「女子復仇論」『天義報』第二号、2～3頁。

表8 『天義報』に掲載された何震の文章一覧

掲 載 号	タ イ ト ル	発 表 時 間
第一号	社説：女子宣布書 公論三則（「帝王與娼妓」、「大盜與政府」、 「道德與權力」） 附録：致留日女學生書	1907年6月10日
第二号	社説：女子復仇論①（番号筆者）	1907年6月25日
第三号	社説：女子復仇論② 附録：陳君不浮追悼會演説稿	1907年7月10日
第四号	社説：女子復仇論③	1907年7月25日
第五号	社説：女子復仇論④ 附録：曼殊畫譜序	1907年8月10日
第六号	社説：論種族革命與無政府革命之得失（何、劉合選） 附録：梵文典序	1907年9月1日
第七号	社説：女子解放問題 論種族革命與無政府革命之得失（何、劉合選） 附録：秋瑾誌詞後序	1907年9月15日
第八・九・十号	社説：女子解放問題（続） 女子説仇論⑤ 論女子當知共產主義	1907年10月30日
第十一・十二号	社説：女子非軍備主義	1907年11月30日
第十三・十四号	社説：女子教育問題	1907年12月30日
第十五号	社説：論中国女子所受之慘毒	1908年1月15日
第十六・十七・ 十八・十九翻訳 特集号	なし	1908年3月15日

府の打倒によって男女平等を実現するためなのである。

「女子復仇論②」（第三号、1907年7月10日）で何震は、男女不平等の原因を遡り、中国古代において女性が男性に蔑視されていたことを赤裸々に述べ、女性に対する封建礼法体制の打破を唱えている³⁰⁶。また、その③（第四号、1907年7月25日）では、中国人女性たちが蔑視される主要な原因は、女性たちに兵権、参政権、教育権がないからであると説いている³⁰⁷。続く「女子復仇論④」（第五号、1907年8月10日）と「女子復仇論⑤」（第八・九・十号、1907年10月30日）では、中国の男性は古今すべての女性を死へと追いつめているばかりでなく、その状況も極めて悲惨であると述べ、これらの女性の死を大きく「幽閉による死」、「羞辱による死」、「刑戮による死」、「劫掠による死」、「擯棄による死」、「貞節による死」と6種類に分ける。続く④と⑤では、女性の「幽閉による死」と「刑戮による死」について詳細に紹介しているが、「女子復仇論」シリーズはここで終わっている。確かに5篇の「女子復仇論」には、何震のアナーキズム的色彩も見られるが、やはりその焦点は男性を仇敵として、男女不平等を改革することに置かれていることが分かる。

しかし、第七号になると彼女の主張は急変し、最初の婚姻を中心とした男女不平等の否定から世界主義、人治の廃止を全面に押し出している。たとえば、「女子解放問題」（第七号、1907年9月15日）で何震は、「数千年来の世界は人治の世界、階級制度の世界であるから、男子専有の世界である。その弊害を除こうとするならば、尽く人治を廃止し、人類の平等を実施し、世界を男女共有の世界に変えなければならない」³⁰⁸と説いている。

続けて彼女は、中国の婚姻制度は礼法の制度であるが、欧米諸国の婚姻制度は、昔は宗教の婚姻制度であり、近世は法律の婚姻制度になっている。そのため「結婚、離婚、再婚の自由」、「一夫一婦制の実施」、「男女が共に教育を受け、共に社交場に入ることができる」の三点では中国より優れている。しかし、この制度は肉体上の解放であって精神上的の解放ではない。なぜなら、このような婚姻制度は利権（利欲と権勢）・道徳・法律によって縛られており、名目上は自由結婚、男女平等であっても、事実上は偽の自由であり、偽の平等である。したがって、今日女性革命の時代にあって、女性たちは決して些細な偽の自由、偽の平等を獲得することを望むのではなく、とりわけ真の自由、真の平等を獲得すること

³⁰⁶ 震述「女子復仇論」『天義報』第三号、7～23頁。

³⁰⁷ 震述「女子復仇論」『天義報』第四号、1頁。

³⁰⁸ 震述「女子解放問題」『天義報』第七号、5頁。

を望むべきであると論じている³⁰⁹。

続く「女子解放問題（続）」（第八・九・十号、1907年10月30日）で何震は、婦人の職業的独立と参政権運動について触れている。彼女は、今日女性の普通選挙権の要求は世界の趨勢となっているが、根本的な改革は選挙権を争うことではなく、世界万悪の源である議会政治を廃滅することであると主張する。なぜなら、女性の参政権獲得は、平等の問題を解決するどころか、かえってより多くの不平等をもたらすことになる。現行の議会制度に従えば、決してすべての人が参政しえず、政治に参加する少数の女性たちを支配者の地位に就かせ、多数の無権の女性をその支配下に置いて、男女の不平等のみならず、女界においてもまた不平等の階級を生み出す。故に、「今日の女性は男性に対して権利獲得を争うよりむしろ人治を顛覆し、男性の特権を解消し、女性と平等の位置まで退かせるように迫り、それによって、世界に抑圧される女性をなくし、また抑圧される男性をも無くす。これこそが女性の解放であり、根本的な改革なのである」³¹⁰と述べている。

また、「論女子当知共産主義」（第八・九・十号、1907年10月30日）では、婦人の職業的独立についても触れている。何震は、最近しばしば女性の職業的自立が提唱されるが、少数の富民（資本家）が生産機関を独占している今日では、婦人が職をもったところで、いわゆる資本家に奉仕するだけのことであって、自由解放は得ることができない。真に自由解放を得ようとするなら、共産を実施すべきであるという³¹¹。しかし、彼女がどの程度まで明確に共産制度を理解していたのかは疑問である。

さらに「女子非軍備主義論」（第十二・十三号、1907年11月30日）で何震は、今日中国の愚昧なる連中が、欧米日本人民の困苦を察せず、これらの国々の国勢に脅かされて、強兵主義を提唱しているが、それは大きな間違いであり、軍備拡張は女性たちにとって大害があると述べている。軍備拡張に伴って人民の納税額も増し、それを解決するため、女性たちが工場労働者になったり、富裕な家の下婢になったりしなければならない。したがって、非軍備主義の提唱は、かえって弱種平民女子の大利なのである³¹²。

しかし、何震の主張はなぜ女性による封建礼法体制の破壊から、急に欧米の文明を偽文明と見なし、婦人参政権運動、女性の経済的独立、軍国主義の全面的否定に転じたのだろうか。

³⁰⁹ 震述「女子解放問題」『天義報』第七号、8～10頁。

³¹⁰ 震述「女子解放問題（続）」『天義報』第八・九・十号、187～192頁。

³¹¹ 震述「論女子当知共産主義」『天義報』第八・九・十号、229～232頁。

³¹² 震述「女子非軍備主義論」『天義報』第十一・十二号、369～376頁。

それは、1907年8月31日劉師培、張繼³¹³らによって開催された「第一回社会主義講習会」と深く関わっていたと思われる。来日したばかりの劉師培は、張繼を通じて幸徳秋水らに接近し、急速にアナーキズムに傾倒した。劉が章太炎らとともに幸徳の自宅を訪問したのは1907年4月頃のことである。その4ヶ月後、幸徳は「第一回社会主義講習会」に講師として招かれた。この講習会において、幸徳は2時間にわたって講演を行っており、その演説稿は後にパンフレットとして出版され、希望者に無料で配布されたという³¹⁴。その後の幸徳には中国人アナキストとの交流を深める時間はなかった。なぜなら同年10月27日、彼は腸疾患のために東京を離れ、土佐中村に帰郷したからである。そのため、社会主義講習会に参加したのも初回のみであった。

「第一回社会主義講習会」で幸徳は、「社会主義の一部である無政府主義」³¹⁵について演説した。この演説は、幸徳が無政府主義について系統的に述べた唯一の文献である³¹⁶。彼はまず「無政府主義が労働者のために幸福を謀るには、資本家を一掃するのとあわせて全ての政府を打倒せねばならぬ」と述べた後、政府が万悪の根源であることについて「法律」、「徴税」、「少数の資本家を利用して平民を圧制すること」の三点にまとめている。

幸徳は、法律は人民を利することなく政府を利することが多い、法律の利益を被るものは政府・貴族・資本家のみであり、平民の貧苦は日一日より甚だしく、富者の利益もまた日一日と増えていく、つまり法律こそが政府の害悪の第一である、と説いている。「徴税」については、その本意は人民の財力を徴して政府に収め、民間の資本を吸いあげることにはほかならない。税が重いと民は死に、税が軽ければ民は生きる。そこで政府は徴税にあたり、人民を半死半生の状態に置こうとする。徴税を実施しておいて、うわべだけ実業を奨励し農商を振興したところで、実は生産された財貨はみなお上のものになるのであって、民を欺く手段でしかない。徴税こそが政府の害悪の第二である、と述べている。続けて幸

³¹³ 張繼は河北省北滄の出身。1899年に来日し、早稲田大学で政治経済学を学んだ。在学中から彼は革命思想を抱き始め、留学生たちとともに「勵志会」、「青年会」、「興亜会」などを組織した。1903年末、張は上海で『無政府主義』と題する著作を出版した。1905年、同盟会が成立すると、彼は『民報』の発行人などを務め、1907年以降は劉師培らが創刊した『天義報』や社会主義講習会に関わることになる。1908年に発生した日本人社会主義者の金曜会屋上演説事件に連座して、治安維持法違反に問われたため、日本を離れてパリに移り、当地で『新世紀』を発行していた李石曾・吳稚暉らのグループに合流する。中国でも早くからアナーキズムを唱えた人物の一人である。

³¹⁴ 嵯峨隆、前掲書、123頁。

³¹⁵ 幸徳秋水の「第一回社会主義講習会」における演説稿は、幸徳秋水著：飛鳥井雅編集・解説『幸徳秋水集』（筑摩書房、1975年）の304～312頁に収録されている。

³¹⁶ 狭間直樹「幸徳秋水の第一回社会主義講習会における演説について」『鷹陵史学』1号、佛教大学歴史研究所、1975年、63頁。

徳は、現在の政府は多数の人民を圧制するため、資本家と結託している。しかし、小作人・労働者などの一切の労働人民はみな資本家の膝下に組み敷かれており、資本家は彼らに対する圧制の権を持っている。故に政府もその力を利用して間接に全労働者を圧制しているが、これは政府の害悪の第三である、と主張している。

また幸徳は、「日本・イギリス・ドイツ・オーストラリアなどは、名は立憲であっても、実はやはり君主・資本家の利益を謀るものでしかない。またフランス・アメリカなどは共和国ではあるが、今のフランス首相クレマンソーはかつて民党の時には自由主義の立場をとっていたのに、内閣を組織してからは労働者を弾圧しているし、アメリカ大統領ルーズベルトはもともと義侠の名が高かったのに、今では政府を通じて富者と結託している」と日本及び欧米諸国の専制政体を批判し、無政府主義を主張している。

演説稿の最後で、「今日世界各国にはみな無政府党が存在するが、現実に即してみると、無政府を実施するのは、フランスが最初に違いない。けだし、フランスの人民は、わが身の安楽を顧みることなく、無政府主義を宣伝することを天職としており、また軍隊を民党弾圧の道具だとして非軍備主義を創始し、さらに軍人に向かって秘密に運動を展開しその趣旨を宣伝しているからである。政府に陸軍のあることが民党妨害の第一の抑止力である。いまやこれをもあわせて廃止すれば、無政府の実施は極めて容易である」と非軍備主義をも提唱している。

「第一回社会主義講習会」（1907年8月31日）が終わったあと、何震と劉師培は『天義報』第六号（1907年9月1日）と第七号（1907年9月15日）に「論種族革命與無政府革命之得失」を掲載して無政府主義を提唱し始めた。そもそもこの文章を書いたきっかけは、「今日の中国は、無政府主義ではなく民族革命を実行すべきである」という鶴巻町³¹⁷から送られた一通の手紙に対する反論であった。第六号で何と劉はまず、「(中国は) 名は専制体制であるが、実際は無政府とほぼ同じ」であると述べた後、中国は異民族社会かつ農業社会であるため、民族的な不平等はあっても、漢民族の中には階級的な区別がなく、また中国では資本主義が育つ風土ではないため、支配者たちへの反抗に立ちあがりさえすれば、アナーキズム革命の実現は極めて容易であると指摘した³¹⁸。続く第七号では、中国での資

³¹⁷ 文章「論種族革命與無政府革命之得失」の始めに、「本社前接鶴巻町某君來函，言今日之中國，只宜實行種族革命，不宜施行無政府主義。此實大謬不然之說也」と書かれている。震申叔合選「論種族革命與無政府革命之得失」『天義報』第六号、135。ここで言う鶴巻町は、早稲田鶴巻町の可能性が高い。

³¹⁸ 震申叔合選「論種族革命與無政府革命之得失」『天義報』第六号、135～144頁。この文章は、何震と劉師培の共著であるが、主に劉が書いたのではないかと思われる。

本主義化、そしてそれに基づいた政治的・社会的近代化を「偽文明」と批判し、その典型として「法治国家」、「議会の開設」、「実業振興」、「陸軍創設」の四つを挙げている³¹⁹。特に第7号の内容は、幸徳の「第一回社会主義講習会」での演説稿とほぼ一致しており、彼の演説稿から得た知識をまとめたものであると言っても過言ではない。

さらに、何震が『天義報』第七号と第八・九・十号に書いた「女子解放問題」も、『世界婦人』³²⁰の第十六号に掲載された幸徳の文章「婦人解放と社会主義」（1907年9月1日）の影響を強く受けている。「婦人解放と社会主義」において幸徳は、「政治運動とは腐敗の別名なり、名誉と利益の投機なり、他を押退けて自ら取ることなり、安く買ふて高く売ることなり、或少数政治家が之に依りて勢利を掴むが如く、或る少数の婦人も之に依りて勢利を掴むべき機会に接するを得べし、政治は決して労働者全体を解放し能はざるが如く、また婦人全体を解放し得るものにあらず」と、女性の参政権の賦与要求は婦人全体を解放し得るものではないと述べている。

また、婦人職業の独立について幸徳は、「今日の如き自由競争の激烈なる経済組織其儘にては、職業の独立てふことは、残酷なる悲劇を意味するものにして、多数婦人の堪へ得ざる所なり、否な少数婦人の成功者と雖も、永久に其地位を維持し得んことは覚束なし」と否定的の立場に立っており、「婦人解放の第一着手は婦人をして社会主義を知らしむるにある」と述べている。

女性の職業的自立や婦人参政権の獲得を否定する幸徳の主張は、何震が「女子解放問題（続）」（第八・九・十号、1907年10月30日）と「論女子当知共産主義」（第八・九・十号、1907年10月30日）で主張した内容と大きく重なっていることが分かる。しかし、幸徳のすべての主張をそのまま受け入れたわけではない。

たとえば、社会主義の実施において幸徳は、「婦人階級全体を挙げて、自由に其天性本能を發展利導し、自由に食ひ、自由に着、自由に恋愛し、自由に子を生子、之を撫育し養成するを得せしめざるべからず、これを成すの途は、現時社会の激烈なる経済的競争を廃し、弱肉強食の階級的制度を廃し、老幼男女智愚強弱を問はず、一団として相互扶助の共同生活を開始するに在り」と述べている。しかし、この面について何震は全く触れていない。

³¹⁹ 震申叔合選「論種族革命與無政府革命之得失」『天義報』第七号、16～19頁。

³²⁰ 『世界婦人』は、福田英子（1865～1927）が1907年1月に創刊した月刊誌で、第38号まで発刊されている。1909年7月、発行禁止の処分を受け、廃刊に至る。この雑誌の発刊主意は、「婦人の周囲に纏綿する所の法律、習慣、道徳其他の一切の事情より離れて、其の天性、使命を研究し、而して其の天真の性命の存する所に基いて、茲に諸般の革新運動を鼓吹し開拓したいと言ふ希望」にあった。

その理由は、「自由に恋愛し」、「自由に子を生子、之を撫育し養成する」という部分にあったと思われる。何震は「女子宣布書」（第一号、1907年6月10日）で、「初婚の女性は必ず初婚の男性に嫁ぎ、再婚の女性は必ず再婚の男性に嫁ぐべし」と唱えることにより、さっそく幸徳との論争を生じた。彼は『天義報』第三号（1907年7月10日）に寄稿し、「女子宣布書」は「議論雄大」で「敬服の至り」であるが、「初婚の女性は初婚の男性と、再婚の女性は再婚の男性と結婚すべきだとするが如き機械的平等論に対しては誠に不可解」とし、「夫婦関係の第一要件は男女の相思相愛の情にある」として反論を行ったからである³²¹。

幸徳の反論を知るや、何震は彼の自宅に乗り込み、居合わせた堺利彦（1871～1933）と幸徳の二人を相手に議論を交わした。その内容について、何は「幸徳君及び堺君は人類の完全なる自由の実行を説いているが、私は人類の完全なる平等を唱えているため、その立脚点がやや異なる」と分析している³²²。その後の文筆活動においても何は自説を堅持したが、幸徳の「社会主義の実施」については意図的に言及を避け、幸徳の立論を下敷きにして自分の主張を展開していったと言える。

2.2 何震と中国人女子留学生

『天義報』は当初、多くの在日中国人から賛助金を得ていた。これは、この雑誌が彼らの共感を呼び、支持を受けたことを示している。以下表9は、賛助金を寄せた人々の名前及び金額を示したものである。

当時、『天義報』一冊の領布価格は0.1円で、日本では中国留学生会館、東華書局、富山房、三省堂、民報社を中心に、香港では中国日報館に、檀山では新報館に代理販売店が置かれていた。同年に創刊された『中国新女界雑誌』と異なり、中国国内の販売店はほとんど見当たらない。したがって、この雑誌は販売を目的とするより、在日中国人の賛助金によって創刊された、無政府主義を宣伝するものであったと考えられる。

表9に見られるように、賛助者には男性も女性もいたが、特に、第五号と第六号になると、女性の数が圧倒的に増加したことが分かる。中には、林歩旬（成女学校、師範科）、高文藻（成女学校、師範科）、韓中英（成女学校、師範科）、胡蘊莊（成女学校、師範科）、陳

³²¹ 「幸徳秋水来函」『天義報』第3号、51頁。

³²² 「幸徳秋水来函」『天義報』第3号、52頁。来日して初めて女性解放の思想に触れた何震にとって、中国の女性たちが現実に直面していた夫婦間の不平等を解決することが急務であった。これに対して、幸徳のいう平等は、一人の人間としての理念的なものであった。したがって、二人の主張の間にギャップが生じたのもある意味では当然のことであったかもしれない。この点については、また今後の課題としておきたい。

表9 『天義報』に賛助金を寄せた中国人の名前及び金額一覧

第一号	尚介君：5元、寶瑚君：5元、陳吉生女士：5元
第二号	黄中黄君：5元、沙浮君：30元
第三号	伍□□女士：2元、竹弾君：20元
第四号	曼殊君：50元、汪公權君：40元、周大鴻女士：40元、陸恢權女士：20元
第五号	王芷馥女士：30元、林步旬女士：3元、高文藻女士：3元、韓中英女士：1元、吳垂男女士：2元、胡蘊莊女士：1元、陳伯荃女士：1元
第六号	唐群英女士：2元、功群女士：5元、方君瑛女士：2元、楊蕙畹女士：1元、何香凝女士：6元、丘新榮女士：5元、廖平女士：2元、楊光君：2元、邱心榮君：1元、方萌女士：2元、王寄盧君：10元、郭君女士：5元、胡漢子女士：3元
第七号	陳登山君：5元、張旭廬君：5元、李萼女士：5元、周錫之君：5元、李季恭君：5元
第八・九・十号	鄭君、黄君：合わせて20元、劉三君：10元、劍公君：10元、漢一君：5元
第十一・十二号	陸君：毎月1元、劍俠君：10元、陳楚楠君：5元、黄礼君：5元
第十三・十四号	復漢君：2元、何君：30元、吳女士：25元、倚劍君：3元、無生君：1元
第十五号	張呂君：10元、韓旡生君：3元、平亨君：5元
第十六・十七・十八・十九号	なし

伯荃（成女学校、師範科）、唐群英（日本成女高等学校、師範科）、方君瑛（東京高等女子師範、専攻科）、何香凝（女子美術学校、圖畫科）、丘新榮（実践女学校、速成中学科）などの在日女子留学生たちがいた。

しかし、第七号からは女性賛助者の数が急減し、その後はほとんど見えなくなっている。創刊当初の『天義報』は女子留学生たちの共感を得て広く支持されていたが、第七号から

は、その主張が当初の女性解放を唱える主旨から外れ、無政府主義的傾向が著しくなり、理論面に重心を置くようになったため、彼女たちの関心を急速に失ったのではないかと思われる。

特に第七号、第八・九・十号の何震の主張は、欧米の文明を偽文明と見なし、婦人参政権運動、女性の経済的独立、軍国主義などに反対する内容となっている。しかし、『江蘇』の「女学論文／文叢」（1903年）、秋瑾の『白話』（1904年）、また同時代に創刊された『中国新女界雑誌』などの主張を見ると、みな、中国人女性を「女国民」に育成することを目指しており、女子教育を通して女権を回復し、また経済的独立を実現することによって、男性たちと同等に「救国」あるいは「革命」に参加することを喫緊の課題としてしていた。

とりわけ『中国新女界雑誌』の場合、欧米諸国の女性たちの立身伝や世界各国における女性たちの教育状況及び、家政、女芸、通俗科学知識などに関する著述が数多く翻訳されていたばかりでなく、「英國婦人争選挙権」など欧米諸国婦人の政治活動に関する記事も数多く掲載していた。つまり、何震はそれまで女子留学生たちがモデルとして提唱し続けた近代的婦人像を、第七号以降は全面的に否定するに至ったのである。したがって、彼女がそれまでの女性支持者を失ったのはある意味で当然のことであった。

『天義報』にも欧米婦人たちの記事がないわけではなかった。しかし、主に無政府主義を主張・宣伝する雑誌であったため、そこに登場するのは、「法國女傑露依斯傳（フランスの無政府主義者ルイズ・ミッシュェル）」（第二号、1907年6月25日）、「露國革命之祖母婆利蕭斯楷傳（ロシア革命の祖母ブレシコフスカヤ）」（第四号、1907年7月25日）など女性アナキストあるいはテロリストたちであった³²³。これは、当時の在日中国人女子留学生たちが目指した、女子教育を通して女権を回復し、また経済的独立を実現することによって、「国民」として男性たちと同等に活動できる行動モデルと全く異なる女性たちであった。

第3節 唐群英と『留日女学会雑誌』

本研究の第二章から本章第2節まで、初期中国人女子留学生の「女学論文／文叢」（1903

³²³ これら女性の伝記は、1905年に平民社が発刊した『革命婦人』の第一章と第二章を簡単にまとめたものである。伝記のほかに、第七号と第十一・十二号の「図画」欄には維拉・斐哥奈爾(Vera Nikolayevna Figner, 1852~1942)と虚無党女員饒果(E. P. Ragozennikova)の女史像が、第十三・十四号の「記事」欄には、アメリカで活動したアナキスト哥爾多曼女史(Emma Goldman, 1869~1940)に関する記事も載せられていた。

年)、『白話』(1904年)、『中国新女界雑誌』(1907年)、『天義報』(1907年)について検討を行ってきた。しかし、中国人女子留学生の日本での出版活動を網羅的に扱うならば、前述した雑誌の他に、唐群英が辛亥革命直前の1911年になって東京で創刊し、創刊号のみで終わった最後の女子留学生たちの雑誌『留日女学会雑誌』にも触れておかなければならない。したがって、本節ではこの雑誌の創刊過程、意図及びその性格について考察していく。

唐群英(1871~1937)の本名は唐恭懿で、河南省衡山の出身である。1891年、彼女は母の命によって、曾国藩(1811~1872)の従兄である曾伝綱と結婚し、その後、女権活動の先駆者葛健豪(1865~1943)及び秋瑾と知り合った。秋瑾の影響を受けた唐は、1904年の秋に来日し、秋瑾と同じく実践女学校の「清国留学生部」に入り、2年後の1906年、彼女はさらに日本成女高等学校の師範科に転入した。日本留学中、唐は黄興(1865~1943)、劉揆一(1878~1950)、孫文(1866~1925)など革命志士と知りあったばかりでなく、1905年8月20日に「中国同盟会」が成立すると、最初の女性会員となった。また、1906年には女子第一高等学校在学中の李元(生没年不明)によって結成された「中国留日女学生会」で書記幹事を務めた。1907年、秋瑾は同盟会仲間の徐錫麟(1873~1907)が安徽省巡撫を暗殺しようとして失敗した事件に連累して処刑された。これを聞いた唐は憤慨して帰国し、その後、長沙、江西などの地域で積極的に革命活動を行ったが、1910年の広州起義が失敗すると再び来日し、東京女子音楽学校で音楽を学ぶという名目で革命活動を続けたのである³²⁴。

1911年2月26日、在日中国人男子留学生によって「留日中国国民会」が組織された。これは、ロシアの新疆・蒙古侵略、イギリス・フランスの雲南侵略に対抗する目的で組織されたものである。小島淑男によれば、この組織は、表向きは救国のための大衆組織として、立憲派特に各省諮議局や府庁州県の自治公所、時には清朝官吏までも巻きこんで救国運動をすすめていったのであるが、その本質的な目的は国民会の組織者たち(その多くは革命派同盟会会員)がめざしていた清朝打倒の革命運動にあったという³²⁵。

国民軍を組織することによって列強の侵略に対抗する男子留学生たちの活動に呼応して、同年3月5日には女学生唐群英、林演存、朱光鳳、劉其超の4人を発起人とする留日女界全体大会が百余名の参加者を得て開かれた。ここで彼女たちは「赤十字社を組織し、国民軍隊の犠牲となる」ことを決議したばかりでなく、会長に唐群英、庶務幹事に林演存、書

³²⁴ 孫石月、前掲書、83~84頁を参照。

³²⁵ 小島淑男著『留日学生の辛亥革命』青木書店、1989年、84頁。

記幹事に劉芸卿と劉其超、会計幹事に朱光鳳、招待幹事に康同荷（1879～1974、康有為の娘、日本女子大学校）と蘇淑貞（東京女子医専）、調査幹事に林貫虹と湯学蘭の諸女士を選出し、「留日女学会」を設立した。またこの集会では、女学生同士の友誼を深め、本国の女性同胞に警告を発するために、雑誌の創刊が提案されたという³²⁶。

このような経緯を経て、1911年5月、唐群英を編集兼発行人とする、「留日女学会」の機関誌『留日女学会雑誌』が東京で創刊された。季刊誌として構想され、毎年の1月、4月、7月、10月に発行する予定であったが第一号しか発刊されなかった。同誌は「図画」、「詩詞」、「論説」、「訳著」、「科学」、「小説」、「白話」、「文苑」、「筆記」、「来稿」の10分野から成り、「女学を提唱し、女権を尊重し、婚姻を改良し、職業を振興する」ことを主旨としている³²⁷。

『留日女学会雑誌』の雑誌原本は残存せず、談社英編著『中国婦女運動通史』³²⁸に『留日女学会雑誌』の「発刊辞」が、張枏・王忍之編『辛亥革命前十年間時論選集（第三卷）』³²⁹に幾つかの論文が収録されているため、本節では主にこれらの文章を一次資料として分析を行いたい。

「発刊辞」ではまず、数千年来中国人女性たちは男性に頼って生活し、服従を義務とされてきたため、国家とは何物か、国家と女性たちはどのような関係にあるのかを知らないと批判し、民族存亡の今日において、女性たちは男性とともに国家や民族を守らなければいけないと呼びかけたている。そのためには、学校を設立して、女子教育を普及すべきであるばかりでなく、女子の固有の権利を回復し、独立の意志を備え、女学校を設立し、大いに女子教育を提唱したメアリー・ライオン（来安）、共和主義者で民族のために血を流したフランスのローラン夫人（羅蘭夫人）、欧州の政治界でその勢力を振ったロシアのノヴィコフ夫人（羅非哥夫人）、イギリスの婦人参政権の主張者フォセット夫人（富色特夫人）らに学び、女子国民として国のために尽力すべきであると提唱している。

また、「留日女学会雑誌題辞」で柳隅³³⁰（1879～1936）は、今日の中国で最も重要なこ

³²⁶ 小島淑男、前掲書、47～48頁を参照。

³²⁷ 『民立報』第247号、1911年6月21日。『民立報』は、于右任（1879～1964）が1910年から1913年まで上海で創刊した雑誌で、1911年に同盟会中部総会の機関誌と定められた。辛亥革命に大きな影響を果たした雑誌である。第247号に『留日女学会雑誌』の出版広告が載せられており、そこには編集者、主旨などが紹介されている。

³²⁸ 談社英、前掲書、18～22頁。

³²⁹ 張枏・王忍之編『辛亥革命前十年間時論選集（第三卷）』生活・読書・新知三聯書店、1977年、833～838頁を参照。

³³⁰ 呉貫因（1879～1936）は、広東省澄海の出身。本名は呉冠英で、柳隅は別号ある。1907年、日本早稲

とは政治改革と社会改革であるが、これらの実現は女性たちと深く関わっていると述べている。彼は、政治改革を直接的活動（国政に参与する）と間接的活動（妻の役割）の二面に分けて後者を女性の責任として、また社会改革においては、胎教及び幼児教育を「国民の母」たる女性たちの果たすべき責任と見なしている。そして、これらの責任を尽くすには、女性たちの知識を開通すべきであると述べている。これは当時の男性知識人を代表する典型的な主張で、女性を一人の国民と見るより、その「良妻」と「賢母」の役割を重視する女性観である。

一方、「論女子当具独立性質」で林士英は、女子教育の不振、女権の喪失、中国女界の暗黒、女性たちが苦境に陥った主な原因は、第一に意気込みがないため、第二に教育が振興しないため、第三に工芸が振興しないためであると述べている。したがって、中国女界の繁栄を望むならば、女子は意気盛んにして教育、技術の振興に力を入れ、独立の性質を備えなくてはならないと、女子教育および職業の振興を提唱している。

また、「婚姻改良論」で履夷は、「早婚の弊」、「婚姻売買の弊」、「婚姻専制の弊」という三つの方面において、今日中国に存在する婚姻問題を紹介しており、これらの弊害を改良するのは社会の発達ばかりでなく、中国を救うためにも欠かせないと述べている。

つまり、この雑誌の最終目的は、女子教育を通して、女性の権利を回復し、また、中国国内に存在する婚姻の弊害を改良し、経済的独立を実現することによって、二億の中国人女性たちが男性たちと連帯感をもち、同じ国民として「救国」に立ち上がるように啓蒙することであったと考えられる。しかし、中には「清朝打倒」などの過激的な言葉は見当らない。

1912年11月になって帰国した唐群英が北京で創刊した『女子白話旬報』の「創刊女子白話報意見書」には、『留学女学会雑誌』の創刊及び廃刊事情が言及されている。その発刊目的は男性たちの「留日中国国民会」の国民軍としての活動を後援するにあり、その後は帰国して革命事業に尽力する必要が生じて廃刊に至ったという³³¹。したがって、男性たちの組織と同じく、この雑誌も表向きは救国であるが、実際は反満思想を普及するために発

田大学に留学し、留学期間中の1909年に張君勗（1887～1969）らと共に東京で雑誌『憲法新志』を創刊した。

³³¹ 劉人鋒、前掲書、119頁。「創刊女子白話報意見書」に、「群英亦于同時發起女学会于東京，編輯女学雑誌，按季出版，欲發起女子愛国之熱忱，以尽後援之義務。一期出版，頗受社会歡迎。二期稿甫脱，而武漢義旗高举矣，群英逐回国，奔走于長江流域，尽力革命事物」と書いている。劉人鋒によれば、この「創刊女子白話報意見書」は、蔣薛・唐存正『唐群英評伝』（湖南出版社、1995年）の263頁に収録されているという。

刊されたと思われる。

1911年10月10日、辛亥革命の幕開けとなる事件—武昌蜂起が勃発した。これを突破口として、湖南、陝西、江西、山西、上海、浙江、広東の各地で蜂起がおこり、革命的情勢が全国を覆うが、この昂揚のなかで、留学生たちは次々と帰国し、すさまじい勢いで革命闘争に身を投じた。大勢の男子学生の帰国に伴い、東京女医学校の学生蘇淑貞とその妹の蘇洵貞並びに林演存、林貫虹、唐群英、鐘進英などの八名は、「女子赤十字社」を結成し、その後、彼女たちは10月19日に帰国して、張竹君（1876～1964）の「上海赤十字社」と共に漢口へ赴いて救援活動に参加した³³²。こうして、戦場でも救援陣地でも至るところで、中国人女子留学生たちの足跡が見られたのである。

まとめ

本章では、主に何震の『天義報』と唐群英の『留日女学会雑誌』について考察を行った。『天義報』創刊当初、何震は主に「男権」を否定し、「男女平等」の実現に尽力したが、「第一次社会主義講習会」で幸徳秋水の影響を受けた後、第七号から急に「世界主義」を唱えて、婦人参政権運動、女性の経済的独立、軍国主義を全面的に否定するようになった。その結果、当時の在日中国人女子留学生が提唱し続けてきた「女国民」の育成という大目的からのズレが生じ、彼女たちの関心や支持を急速に失ったことを明らかにした。

その後しばらくして、唐群英が創刊した『留日女学会雑誌』は、『江蘇』の「女学論文／文叢」、『中国新女界雑誌』と同じ方向で、「救国」或いは「革命」につながる主旨を掲げた。女子教育の提唱、女権の回復及び経済的独立、婦人参政権獲得などの思想は同年に起こった辛亥革命後の中国婦人解放運動へと受け継がれることになった。

³³² 周一川、前掲書、91～92頁。

終章

第1節 本研究のまとめと結論

本研究はここまで、清末における在日中国人女子留学生たちの留学実態と彼女たちの出版活動／投稿活動を取り上げ、雑誌の創刊目的、そこに見られる中国人女子留学生たちの近代思想（女子解放思想や政治思想など）、影響関係、彼女たちが求めた理想的女性像及び帰国後の活動などを明らかにした。以下に、各章の要点を整理して示す。

第一章「清末における中国人女性の日本留学と社会活動」では、在日中国人女子留学生の留学実態と彼女たちが東京で行った結社活動と出版活動を中心に論じた。中国人女性たちは清朝政府の日本留学奨励政策からほとんど除外されていたにもかかわらず、多くの女性たちが日本で学んだ。彼女たちの留学が可能になったのは、教育を受けようとする彼女たち自身の意志、開明的な各省官僚の女子官費留学生派遣及び日本側の積極的な受け入れ政策があったからである。一方、日本側教育機関の積極的な提供、協力の背後には、東アジアにおける日本の影響力を拡大しようとする政治的野心があったことにも言及した。また、東京における中国人女子留学生の結社活動と出版活動は1903年から1907年までの期間を中心に行われており、1908年から1910年はほとんど空白の状態であった。その後、列強の侵略に反対する男子留学生の運動と連動して、1911年に清末における日本での最後の社会活動が行われた。このような動向には、1907年以後の男子留学生数の急激な減少とそれに応じた出版活動の低下と関わっていることについても指摘した。

第二章「初期中国人女子留学生と『江蘇』の「女学論文／文叢」」では、清末における日本留学女子学生の出版活動史上、その出発点をなした『江蘇』の「女学論文／文叢」に焦点を当て、初期中国人女子留学生たちの女子解放思想と政治思想、日本の知識人から中国男性知識人へ、また中国男性知識人から中国人女性へという二重の影響関係や彼女たちが求めた理想的女性像を中心に論じた。胡彬夏（1888～1931）、何香凝（1879～1972）、林宗素（1878～1944）、陳彦安（生没年不明）、曹汝錦（生没年不明）など「共愛会」の会員たちは、当時男子留学生が創刊した雑誌『江蘇』に「女学論文／文叢」として自分たちの文章を発表し始めた。そこで彼女たちは女子教育の必要性、また女権獲得について説明するとともに、自身の義務を尽くし、西洋女性たちを行動モデルとして見習い、救国或いは革命に積極的に参加することを中国二億の女性同胞に呼びかけた。彼女たちの文章は、中国人男性知識人たちが日本を通じて再構築した近代女子解放思想の影響を受けながらも、

自力でさらに一步を進める内容をもっていた。それは主に「女国民」として男性と同等の立場を求めること、自力で女権を獲得することなどの主張に現れていたことを明らかにした。また、第三号以後革命思想が鮮明となった『江蘇』に、女子留学生たちの救国と革命という対立する主張の共存を許したのは、男性知識人たちが、救国か革命かを問わず、女子教育を通してより多くの女性たちが立ち上がることを急務と考えたからである。

第三章「秋瑾の雑誌『白話』とその後」では、秋瑾（1875～1907）が中国人男子留学生とともに創刊した雑誌『白話』（1904年）及び帰国後に彼女が創刊した女性向け雑誌『中国女報』（1907年）を比較分析することによって、彼女の女子解放思想と革命思想が日本留学期を通して極めて大きな変化を遂げたことを中心に論じた。留学する直前まで、秋瑾は婦人問題に対する関心を持たず、「洋風の男装」という方法を用いて、異民族政府である清朝や男尊女卑の封建社会への反発を示した。しかし、日本留学中に諸思想の影響のもとで、次第に中国の政治的現実に対する自覚を深めていった秋瑾は漢人主体の「国民国家」の建設と、中国二億の女性たちの啓蒙を志すようになり、女性たちに教育の機会を与え、自立自活を実現し、また、赤十字会などに参加することによって男性たちとともに清朝政府を打倒するよう促す革命思想の担い手となったことを明らかにした。秋瑾の死後、革命派は新聞や雑誌など様々のメディアを通じて、秋瑾の革命思想を大々的に宣伝した。その後、秋瑾は中国における女性革命家の伝説的なヒロインとなったばかりでなく、女性たちを革命運動へと動員するもっとも効果的な宣伝媒体となったのである。本章では、このような秋瑾の履歴において日本留学及び日本での出版活動が持っていた意義を考察した。

第四章「在日中国人女子留学生と『中国新女界雑誌』」では、『中国新女界雑誌』の発刊意図とそこに掲載された翻訳記事を中心に分析し、中国人女子留学生たちが求めた理想的女性像を中心に論じた。編輯兼発行人である燕斌（生没年不明）をはじめ当時の中国人女子留学生たちが『中国新女界雑誌』を創刊した主な目的は、中国人女性たちを「女国民」に育成することであった。厳密な一次資料調査と分析の結果、彼女たちが求めた女国民像は、花木蘭、梁紅玉のように中国の史書に登場する女傑でもなければ、政治上においてまだ独立した人格を持たず、女性解放の萌芽的段階にある日本人女性でもなく、職業を得ることによって自身の独立を実現し、男性と同等に社会の表舞台に出て、直接国家に貢献できる女性、つまり女性解放の先頭に立って活躍するごく一部の欧米女性たちであったことが明らかになった。在日中国人女子留学生たちは西洋の女子教育を日本の国情に合わせて再構成した日本の女子教育／女性論ではなく、西欧諸国の最新の女子教育／女性論を中国

の女性たちに紹介しようとした。そして、清朝政府の改革に対応して、日本の女子教育に関する数多くの教科科目を翻訳する際にも、その中に顕著であった「女は内」という性役割分業思想、家庭内での奉仕を通じて間接的に国家に貢献する「良妻賢母」思想についての内容をすべて削除し、男性と対等な「女国民」を育成しようとしたことを明らかにした。

第五章「何震の『天義報』と唐群英の『留日女学会雑誌』」では、主に1907年に何震が創刊した『天義報』と1911年に唐群英が創刊した『留日女学会雑誌』について考察した。『天義報』創刊当初の何震（生没年不明）は「男権」を否定し、「男女平等」の実現に尽力したが、その後幸徳秋水の影響を受けて無政府主義思想に傾倒し、第八・九・十号からは「世界主義」を主張するようになった。その論調は、女性が数千年にわたって男性に蔑視されてきたことを赤裸々に述べ、女性による封建礼法体制の破壊を提唱することから出発し（主に『天義報』の第五号まで）、その後は欧米の文明を偽文明と見なし、婦人参政権運動、女性の経済的独立、軍国主義を全面的に否定する（第七号から第十五号まで）という過激な主張に転じた。その結果、『天義報』の意図は、『江蘇』の「女学論文／文叢」、『白話』、『中国新女界雑誌』で一貫して主張されてきた「女国民」の育成という大目的から大きく外れ、多くの女子留学生たちの関心や支持を急速に失って、孤立した状況に陥ったことを明らかにした。さらに、第3節「唐群英と『留日女学会雑誌』」ではまず、唐群英をはじめ当時の女子留学生たちが男子留学生たちの組織した「留日中国国民会」に呼応する形で「留日女学会」を結成し、その機関誌である『留日女学会雑誌』を創刊するに至った経緯を概観した。また、『留日女学会雑誌』の分析によって、彼女の主張が「女学論文／文叢」以降の女子留学生たちの主張の主流を受け継ぐものであり、女子教育を通して権利を回復するとともに、中国国内に存在する婚姻の弊害を改良し、経済的独立を実現することによって、二億の中国人女性たちが男性たちと連帯し、同等の国民として「救国」に立ち上がるように啓蒙するものであったことを明らかにした。この関連で、その直後に起きた革命に応じて帰国した彼女たちが、赤十字活動を行ったことについても言及した。

清末に日本での留学を終え帰国した中国人女子留学生たちのその後は様々である。革命事業のために献身した秋瑾、革命運動に参加して革命党蜂起の準備作業や活動の手配をし、その後有名な女性政治家、革命家になった何香凝、婦人参政権運動の先駆者になった林宗素、唐群英、張漢英（1872～1915）、王昌国（1880～1954）、呉木蘭（生没年不明）、赤十字社員として援護活動に参加した蘇淑貞、蘇洵貞、林演存のような女性もあれば、帰国後にまた官費女子留学生としてアメリカに派遣され、その後、女性向けの総合雑誌『婦女雜

誌』の編集を務め、多数の評論を発表した胡彬夏、成女学校の師範科で学んでその後女子教育の教科書を作った孫清如（生没年不明）、林歩旬（生没年不明）³³³、また、五四運動期に、売国奴の家族として歴史に名を残した陳彦安や曹汝錦のような女性もあった。このように、後には全く異なる道を歩むことになったにもかかわらず、彼女たちはかつて日本において「全中国の女性を救う」という同じ目標を共有し、中国人女性の啓蒙に尽力したのである。

第2節 在日中国人女子留学生の出版活動の歴史的意義

前節で整理した各章の要点を見ると、在日中国人女子留学生たちの目に映った理想的女性像、行動モデルは、女性解放の先頭に立って活躍する西洋の女性たちであったことが分かる。秋瑾も小説『精衛石』の「序」において、「中国の二億の女性同胞が男性の奴隷という位置から脱し、ローラン（羅蘭）、ソフィア（蘇菲亞）、アニタ・リヴェロ（马尼他）、ビーチャー・ストウ（批茶）、ジャンヌ・ダルク（如安）などの女性たちに学んで女傑、女英雄、女豪傑になり、国民としての責任を果たすように即座に立ち上がらなければならない」³³⁴と呼びかけている。

彼女たちは雑誌において家庭問題や結婚問題、社会風俗などの問題に関心を寄せ、家庭の革命、纏足の反対、三従四徳という旧道德の批判、婚姻の自由を提唱したばかりでなく、西洋の女性たちに学び、女子教育を受け、職業を得ることによって自身の独立を実現し、国家思想を発展させ、男性と同等に社会の表舞台に立ち、女国民として直接国家に貢献することを望んでいた。したがって、『江蘇』の「女学論文／論叢」から『留日女学会雑誌』に至るまで（何震の『天義報』を除いて）、いずれも女子教育、女権の回復、女国民への呼びかけを依然として固持していた。また、国事への参与や、婦人参政権の獲得という政治的意識にも目覚めたのである。たとえば、『中国新女界雑誌』には外国人女性の偉人伝、欧米女性が選挙権と参政権獲得のために行った闘争の記事なども大量に掲載されていた。参政権に目覚めた女性たちは、その後、その獲得に向けて行動し闘争するまでに至ったが、これは、中国の女性解放運動史上きわめて有意義な活動であった。

³³³ 畢苑著『建造常識：教科書與近代中国文化轉型』福建教育出版社、2010年、247頁～302頁の表「清末民初的漢訳中小學用日本教科書（1890～1915）」には、1908年に林歩旬、孫清如が『女子師範講義教育學』を、1909年に孫清如が『學校管理法』を翻譯して發刊したという記事が見える。孫清如は、『中国新女界雑誌』の執筆者の一人である。

³³⁴ 『秋瑾集』、122頁。

武昌起義に勝利した後の1911年11月12日、女子の政治知識を普及し、女子の政治能力を養成し、国民の完全なる参政権を獲得することを目的として上海で「女子参政同志会」が組織されるが、この発起人は日本留学生出身の林宗素であった。1912年1月5日、孫文を臨時大統領として中華民国が成立してから5日目、会長の林は孫文を訪ね、女性の参政を提案した。しかし、この提案は「女子参政権は社会の公序良俗に合致するものではない」と主張する中華民国聯合会の反対に会って挫折したという³³⁵。

1月28日、南京参議院が設立され、2月7日から臨時約法の審議が開始された。その後間もなく、張漢英、唐群英、王昌国³³⁶、吳芝瑛、沈佩貞ら20人の女性たちによって「中華民国女界代表の参議院にたてまつる書」が参議院に提出された。次いで2月20日には、「女子参政同盟会」が組織された。この会は、林宗素の「女子参政同志会」、吳木蘭の「女子同盟会」、王昌国の「女国民会」、唐群英と張漢英の「女子後援会」、沈佩貞の「女子尚武会」という女性団体が連合したもので、注目すべきことに、これらの5つの組織のうち4つの発起人はかつて日本へ留学した女子学生たちであった。ついで3月29日、南京参議院は婦人参政権の請願について審議を行ったが、「女子参政同志会」の唐群英ら20人の女性たちは武装して会場に入り、議員たちと激論した。双方の意見が衝突し、2回目（4月20日）、3回目（6月21日）の討論会の会場では武力衝突が起これ、孫文の調停によって漸く収まったが、結局この時も女性の参政権は認められなかった³³⁷。

その後、第二革命が勃発し、1913年10月に袁世凱（1859～1916）が正式に大統領に就任すると、11月には国民党が解散され、国会は閉鎖された。反革命が急速に進行する中で、婦人たちの活動はもはや不可能になり、「女子参政同盟会」は政府によって解散命令が出された。1年余にわたった婦人参政権運動は、革命そのものの敗北のなかで、終止符が打たれたのである。婦人参政権運動は失敗したが、彼女たちの活動は中国人女性の政治運動史上輝かしい一頁を残した。

第五章の第3節では、中国人女子留学生たちが男性とともに戦争に参加し、救援活動を行ったことを簡単に紹介した。中国人女性として初めて看護婦に志願して軍事援護を行っ

³³⁵ 小野和子「辛亥革命時期の婦人運動—女子軍と婦人参政権—」『辛亥革命の研究』（筑摩書房、1978年）の292～293頁を参照。小野和子によれば、中華民国聯合会は、章太炎（1869～1936）らが革命はすでに達成せられた、として同盟会を離脱して作った組織で、林宗素の婦人参政権を攻撃したのは革命派の右翼的メンバーであったという。

³³⁶ 王昌国は湖南醴陵の出身。湖南省派遣の官費留学生として下田歌子の実践女学校に学ぶ。長沙の女国民会の代表で、のちに務本女校の校長となる

³³⁷ 小野和子、前掲論文、『辛亥革命の研究』の294～298頁を参照。

たのは「共愛会」の会員たちであった。1903年、満州の軍事占領を続けるロシアに抵抗する「拒俄運動」が起きると、中国人女子留学生たちは自ら従軍の署名を行い、「赤十字社」に身を投じて、男子学生の義勇隊を救護することによってその活動に参加しようと考えた。また、彼女たちは上海の各女学堂に向けて打電し、赤十字社活動に参加するよう呼びかけた。秋瑾も日本留学中、看護婦として反清革命戦争に赴き、負傷した軍人を救護することを女性の任務と考え、「看護学教程」の翻訳を始め、それを『中国女報』に掲載した。『中国新女界雑誌』には、演説家、教育家、小説家など数多くの職業婦人の偉人伝が掲載されているが、最初に紹介されたのは「ナイチンゲール夫人伝」で、看護婦として戦場に赴き、負傷した軍人を看護することは、女性が国家を支える女国民として自身の責任を果たしうる恰好の職務であることが強調された。つまり、辛亥革命期に婦人たちが赤十字社活動を行ったのは偶然ではなく、在日中国人女子留学生たちがその政治的意義提唱し続けた結果であったと言えるだろう。

さらに、『中国新女界雑誌』は清朝政府の改革（「奏定女学堂章程」の発布）に対応して、日本の女性に向けて書かれた関する家政、手芸、生理、衛生、教育、科学などの教科科目書を数多く翻訳した。これは、この雑誌が当時の教科書の役割を果たしていたことを示すばかりでなく、その後の中国人女性による教科書編集にも基礎的役割を果たしたと考えられる（注 333 を参照）。

清末は、近代の婦人問題を考える際に、非常に重要な時期である。男性を中心とする中国数千年の封建社会の中で、女性たちの地位は極めて低く、また纏足しており、「女は才のないことが徳」という古来の儒教思想が深く浸透していたため、容易に外に出ることすらできなかった。それにもかかわらず、中国人女子留学生たちは海を越えて日本に渡り、新文明、新思想に触れた。彼女たちは異郷の日本で雑誌の創刊・日本書物の翻訳などを通じて、日本の近代思想及び日本を經由した西洋の文明思想を積極的に中国に紹介し、近代思想の伝達及び中国人女性の覚醒に重要な役割を果たした。したがって、彼女たちの日本における出版活動は、近代中国女子留学史において画期的な意義を持つものであったと言えるだろう。

第3節 今後の課題

本研究では、清末における在日中国人女子留学生たちが東京を中心として創刊した雑誌を取り上げ、そこに見られる近代思想、同時代の中国人男子留学生或いは留学先である日

本の影響、さらに彼女たちの最終目的が「女国民」を目指しており、その理想的女性像は欧米人女性であったこと、また日本の近代思想及び日本を經由した西洋の文明思想を積極的に中国に紹介し、近代思想の伝達及び中国人女性の覚醒だけでなく、その後の辛亥革命と中国人女性の参政権獲得運動にも重要な役割を果たしたことを明らかにした。しかしながら、まだ十分に考察されていない部分がある。本稿では、次の二点を今後の課題としたい。

(1) 中国国内における女性誌の検討

本研究は、中国人女子留学生たちの東京での出版活動に焦点を当てており、また同時代の中国人男子留学生或いは留学先である日本からの影響を中心として考察したため、同時代に中国国内で創刊された女性誌については簡単な紹介にとどめ、丁初我が創刊した女性向け雑誌『女子世界』（1904年）、秋瑾が上海で創刊した雑誌『中国女報』（1907年）を除いては、雑誌内容に踏み込んで具体的に検討するには至らなかった。今後、まず中国国内における女性誌について系統的に調査し、これらの雑誌に見られる女子解放思想の内容などを明らかにしたうえで、中国人女子留学生たちが東京で創刊した雑誌と比較・分析し、その相違点や相互の影響関係について解明したい。

(2) 明治知識人の欧米人女性イメージ

附録3は、在日中国人女子留学生の雑誌に挙げられた欧米人女性の名前の一覧表である。これらの表に見られるように、同一人物であるにもかかわらず、彼女たちの名前は様々に表記されている。これは、当時の中国人たちが翻訳・抄訳した日本語訳の表記が訳書ごとに異なっていたからである。清末における西洋婦人伝のほとんどは原著からではなく、日本を經由した重訳であったため、当時の在日中国人女子留学生の理想的女性像の構築においては、日本語訳の影響が非常に大きい。

明治20年から30年まで、日本では西洋婦人伝が数多く紹介されていた。たとえば、竹越竹代著『婦人立志編（上）』（警醒社、1892年）、渋江保編『泰西婦女龜鑑』（博文館、1892年）、徳富蘆花著『世界古今名婦鑑』（民友社、1898年）、永山盛良編『泰西名婦伝』（勢陽堂、1901年）、岩崎徂堂・三上寄風著『世界十二女傑』（広文堂、1902年）、加藤眠柳著『女子立志編』（内外出版協会、1903年）、平民社同人編『革命婦人』（平民社、1905年）、根本正訳編『欧米女子立身伝』（吉川弘文館、1906年）などが挙げられる。それでは、これらの

婦人伝はどのような意図で翻訳・抄訳され、そこにどのような特徴或いは傾向が見られるのだろうか。在日中国人女子留学生たちの文章に挙げられた欧米人女性たちは、先進的かつ男性と同等の権利を持って社会の表舞台で活動する「女国民」の代表であったが、明治日本の知識人たちにとって彼女たちはどのような存在であり、それらの女性像は日本女性たちにどのようなメッセージを伝えようとしていたのか、などについて解明したい。

資料・参考文献

一、日本語文献（五十音順）

1. 一次資料

【雑誌】

『教育時論』（復刻版）第 350 号～第 962 号、1985 年～1911 年

『世界婦人』（復刻版）1 号～38 号、1907 年～1909 年

【単行本】

足利寛編『日本赤十字社篤志看護婦人会教程』日本赤十字社篤志看護婦人会、1902 年

井上勤訳『女権真論』望月誠、1881 年

岩崎徂堂・三上寄風著『世界十二女傑』広文堂、1902 年

巖谷小波[ほか]編『明治少女節用』博文館、1907 年

植木枝盛著『東洋之婦女：ほか』岩波書店、1990 年

大澤岳太郎著『日本婦人待遇論』南江堂、1899 年

梶山彬著『造花術新書：女子技芸』広文堂、1907 年

梶山彬著『刺繍術新書：女子技芸』広文堂、1907 年

『看護学教程』日本赤十字社、1896 年

幸徳秋水著：飛鳥井雅編集・解説『幸徳秋水集』筑摩書房、1975 年

故下田校長先生伝記編纂所『下田歌子先生伝』大空社、1989 年

下田次郎著『女子教育』金港堂、1904 年

実践女子学園八十年史編纂委員会編『実践女子学園八十年史』実践女子学園、1981 年

武田泰淳著『秋風秋雨人を愁殺す：秋瑾女士伝』筑摩書房、1976 年

塚本はま子著『家事教本』金港堂、1900 年

塚本はま子著『実践家政学講義』参文舎 [ほか]、1906 年

津田茂麿著『明治聖上と臣高行』原書房、1970 年

徳富蘆花編『世界古今名婦鑑』民友社、1898 年

永江正直著『女子教育論』博文館、1892 年

成瀬仁蔵著『女子教育』青木恒三郎、1896 年

根本正訳編『欧米貧兒出世美談』教文館、1902 年

根本正訳編『欧米青年立身伝』吉川弘文館、1906年
根本正訳編『欧米女子立身伝』吉川弘文館、1906年
福沢諭吉著『学問のすゝめ』岩波書店、1978年
藤森節子著『秋瑾嘯風』武蔵野書房、2000年
山室信一・中野目徹校注『明六雑誌』（上、中、下）岩波書店、1999年～2009年

2. 二次資料（単行本）

阿部洋著『中国近代教育と明治日本』福村出版、1990年
巖安生著『日本留学精神史』岩波書店、1991年
大原信一著『近代中国のことばと文字』東方書店、1994年
小野川秀美・島田虔次編『辛亥革命の研究』筑摩書房、1978年
小野和子著『中国女性史：太平天国から現代まで』平凡社、1978年
夏暁虹著『纏足をほどいた女性たち』朝日新聞社、1998年
片山清一著『近代日本の女子教育』建帛社、1984年
上垣外憲一著『日本留学と革命運動』東京大学出版会、1982年
木戸若雄著『明治の教育ジャーナリズム』大空社、1990年
木下祥真編『女子の新職業』内外出版協会、1905年
桑原隲藏著『東洋史説苑』弘文堂書房、1927年、国立国会図書館デジタルコレクション収
小島淑男著『留日学生の辛亥革命』青木書店、1989年
嵯峨隆著『近代中国の革命幻影－劉師培の思想と生涯』研文出版、1996年
実藤恵秀著『中国人日本留学史』くろしお出版、1960年
実藤恵秀著『中国留学生史談』第一書房、1981年
周一川著『中国人女性の日本留学史研究』国書刊行会、2000年
末次玲子著『二〇世紀中国女性史』青木書店、2009年
須藤瑞代著『中国「女権」概念の変容－清末民初の人権とジェンダー』研文出版、2007年
曹汝霖著・曹汝霖回想録刊行会編訳『一生之回憶』鹿島研究所出版会、1967年
外崎光広著『明治前期婦人解放論史』高知市立市民図書館、1963年
玉川信明著『中国アナキズムの影』三一書房、1974年
陳延媛著『東アジアの良妻賢母論：創られた伝統』劉草書房、2006年
中村千代松編『女子遊学便覧：実地精査』女子文壇社、1906年

中山義弘著『近代中国における女性解放の思想と行動』北九州中国書店、1983年
西順蔵・島田虔次編『清末民国初政治評論集』平凡社、1971年
狭間直樹編『梁啓超：西洋近代思想受容と明治日本：共同研究』みすず書房、1999年
波多野善大著『中国近代軍閥の研究』河出書房新社、1973
村上信彦著『明治女性史（三）女の職業』講談社、1977年
山室信一著『思想課題としてのアジア：基軸・連鎖・投企』岩波書店、2001年
山本澄子著『中国キリスト教史研究』（増補改訂版）山川出版社、2006年
吉沢誠一郎著『愛国主義の創成：ナショナリズムから近代中国をみる』岩波書店、2003年

3. 論文

石井洋子「辛亥革命期の留日女子学生」『史論』36号、東京女子大学学会史学研究室、1983年
石川禎浩「20世紀初頭の中国における“黄帝”熱—排満・肖像・西方起源説」『二十世紀研究』3号、二十世紀研究編集委員会、2002年
岩沢正子「清国女子留学生と女性解放—秋瑾と下田歌子」『ポリグロシア』2号、立命館大学言語教育センター、1999年
内田弘「啄木歌に潜む秋瑾詩」『情況・第三期』11（3）、情況出版、2010年
江藤恭二・王鳴・肖朗「日本における清国女子留学生に関する一考察—近代の日中文化・教育交流史研究」『名古屋大学教育学部紀要、教育学科』38号、名古屋大学教育学部、2007年
大里浩秋「日本人の見た秋瑾：秋瑾史実の若干の再検討」『中国研究月報』453号、一般社団法人中国研究所、1985年
大里浩秋「同仁会と『同仁』」『人文学研究所報』39号、神奈川大学人文学研究所、2006年
小野信爾「パウエル著 清末新軍の興起」『東洋学報』44（3）、東洋文庫、1961年
韓躡の博士論文「近代中国女子教育の成立期における日本受容」名古屋大学、2013年
北泊謙太郎「日露戦争中の出征軍人家族援護に関する一考察—下士兵卒家族救助令との関わりにおいて」『待兼山論叢』33号（史学）、大阪大学大学院文学研究科、1999年
許時嘉「東アジアの近代における前近代的な服飾の変容と逸脱」『文化記号研究』創刊号、文化記号研究会、2012年
黄福慶「清末における留日学生派遣政策の成立とその展開」『史学雑誌』81（7）、史学会（東

- 京大学文学部)、1972年
- 崔淑芬「秋瑾と日本」『筑紫女学園大学・短期大学部人間文化研究所年報』23号、筑紫女学園大学・短期大学部人間文化研究所、2012年
- 櫻庭ゆみ子「〈彼女たち〉の近代・〈彼女たち〉のことば—その一— ニューヨークの楊蔭榆」『中国研究』2号、慶応義塾大学日吉紀要刊行委員会、2009年
- 佐藤尚子「清末の女子留学生雑誌に関する研究」『教育学研究紀要』51(1)、中国四国教育学会、2005年
- 篠崎守利「清末中国の赤十字活動に関する一考察：中国紅十字会成立史の諸相」『学習院史学』34号、学習院大学史学会、1996年
- 篠崎守利「孫文と Red Cross：—『紅十字会救傷第一法』、訳出と再版の意味するもの—(下)」中国研究月報 64(8)、一般社団法人中国研究所、2010年
- 周一川「中国人女性留学生のリテラシー：明治期を中心に」『歴史評論』696号、校倉書房、2008年
- 杉本史子「民国初期における女子家事科教育—その『近代』性と限界について—」『立命館言語文化研究』13(4)、立命館大学国際言語文化研究所、2002年
- 関根ふみ「中国の教育近代化と女性への影響—『中国新女界雑誌』にみえる女性観の考察を中心として—」『慶応義塾外国語教育研究』9号、慶応義塾大学外国語教育研究センター、2012年
- 孫峰茗「清末日本留学女子学生から見る明治良妻賢母主義教育の影—『中国新女界雑誌』を通して」『言葉と文化』8号、名古屋大学国際言語文化研究科日本語文化専攻、2007年
- 滝澤菜津美の博士論文「下田次郎の女子教育の理念に関する研究」の概要、岡山大学大学院教育学研究科、2004年
- 董秋艶「日清戦争後中国女子教育普及に向けた日本教育界の働きかけ：呉汝綸の日本教育視察(1902)をめぐって」『飛梅論集：九州大学大学院教育学コース院生論文集』13号、九州大学大学院人間環境学府教育システム専攻教育学コース、2013年
- 西成甫「大澤岳太郎先生とその業績」『日本醫事新報』1353号、日本醫事新報社、1950年
- 狭間直樹「幸徳秋水の第一回社会主義講習会における演説について」『鷹陵史学』1号、佛教大学歴史研究所、1975年
- 林義強「古音、方言、白話に託す言語ユートピア—章炳麟と劉師培の中国語再建論—」『東

- 洋文化研究所紀要』148号、東京大学東洋文化研究所、2005年
- 馬小力「奉天省による日本に派遣された女子留学生について—清末日本留学の背景を中心に—」『日本言語文化研究：城西国際大学大学院紀要』1号、城西国際大学大学院、2012年
- 元森絵里子「フィクションとしての「未成年」—未成年者飲酒禁止法制定過程に見る子ども／大人区分の複層性—」『明治学院大学社会学・社会福祉学研究』138号、明治学院大学社会学会、2012年
- 横井和彦・高明珠「中国清末における留学生派遣政策の展開—日本の留学生派遣政策との比較をふまえて—」『経済学論叢』64(1)、同志社大学経済学会、2012年
- 吉川榮一「何震と幸徳秋水」『文学部論叢』79号、熊本大学文学会、2003年

二、中国語文献

1. 一次資料

【雑誌】

- 中国近現代女性期刊匯編『女子世界』（第一冊～第四冊）線装書局、2006年
- 『中国新女界雑誌：重刊』幼獅文化事業公司、1977年、第一号～第五号
- 『中国新女界雑誌』線装書局、2007年、第一号～第五号
- 『天義』中國資料叢書6;中国初期社会主義文献集;2 大安、1966年、第三号、第五号、第六号、第八・九・十号、第十一・十二号、第十五号、第十六・十七・十八・十九号
- 『天義』私製、第一号、第二号、第七号、第十三・十四号
- 萬仕国・劉禾校注『天義・衡報: Natural justice & equity』中国人民大学出版社、2016年
- 羅家倫編『江蘇』中國國民黨中央委員會黨史史料編纂委員會、1968年

【單行本】

- 郭延礼編『秋瑾研究資料』山東教育出版社、1987年
- 郭延礼著『秋瑾年譜』齊魯書社、1983年
- 郭延礼編著『解讀秋瑾』（上・下）山東教育出版社、2013年
- 金天翮著・陳雁編『女界鐘』上海古籍出版社、2003年
- 上海古籍出版社編『秋瑾集』上海古籍出版社、1991年
- 周芾棠[ほか]編『秋瑾史料』湖南人民出版社、1981年

談社英編著『中国婦女運動通史』 婦女共鳴社、1936年

張之洞著『勸學篇』（上、下） 田中文求堂、1898年、国立国会図書館デジタルコレクション
収

張枬・王忍之編『辛亥革命前十年間時論選集（第三卷）』 生活・讀書・新知三聯書店、1977
年

陳象恭編著『秋瑾年譜及伝記資料』 中華書局、1983年

鄭雲山・陳徳禾著『秋瑾評伝』 河南教育出版社、1986年

馬君武著・莫世祥編『馬君武集：1900～1919』 華東師範大学出版社、1991年

梁啓超著、沈鵬・范曾・李鋒・吳未淳主編『梁啓超全集』（第10冊）、北京出版社、1999
年

2. 二次資料（単行本）

王奇生著『中国留学生的歴史軌跡：1872－1949』 湖北教育出版社、1992年

璩鑫圭・唐良炎編『学制演變』 上海教育出版社、1991年

胡纓著『翻譯の伝説：中国新女性の形成（1898－1918）』 江蘇人民出版社、2009年

顧秀蓮主編『20世紀中国婦女運動史（上卷）』 中国婦女出版社、2008年

周一川著『近代中国女性日本留学史（1872～1945）』 社会科学文献出版社、2007年

沈殿成主編『中国人留学日本百年史：1896－1996（上冊）』 遼寧教育出版社、1997年

孫石月著『中国近代女子留学史』 中国平和出版社、1995年

中華全国婦女聯合会編『中国婦女運動史』 春秋出版社、1989年

陳東原著『中国婦女生活史』 臺灣商務印書館、1965年

唐欣玉著『被建構的西方女杰－《世界十女杰》在晚清』 四川大学出版社、2013年

董守義著『清代留学運動史』 遼寧人民出版社、1985年

董文成・李勤學主編『中國近代珍稀本小説』（13） 春風文藝出版社、1997年

畢苑著『建造常識：教科書與近代中国文化轉型』 福建教育出版社、2010年

方漢奇著『中国近代報刊史』 山西人民出版社、1981年

馮自由著『革命逸史』 臺灣商務印書館、1969年

鮑家麟[ほか]著『近代中国婦女運動史』 近代中国出版社、2000年

李華興編『民国教育史』 上海教育出版社、1997年

劉巨才編著『中国近代婦女運動史』 中国婦女出版社、1989年

劉人鋒著『中国婦女報刊史研究』中国社会科学出版社、2012年

3. 論文

黄湘金「三部日訳『女子教育（論）』在晚清中国」『河北師範大学学报』（教育科学版）第9卷第4期、2007年

謝長法「清末的留日女学生」『近代史研究』第2期、中国社会科学院近代史研究所、1995年

附録 1

中国人男性知識人が日本で創刊した雑誌一覧表³³⁸
(1898年～1911年)

雑誌名	編集者	刊行年	刊行地
清議報	梁啓超	1898年	東京
開智録	鄭貫公、馮自由、馮斯欒	1900年	横浜
訳書彙編	戢翼翬、楊廷棟、楊蔭杭、雷奮	1900年	横浜
国民報	戢翼翬、秦力山、王寵恵、沈翔雲	1901年	東京
新民叢報	梁啓超、馮紫珊	1902年	横浜
新小説	梁啓超、趙毓林	1902年	横浜
湖南遊学訳編	楊度、梁煥彝、黄興ら	1902年	東京
湖北学生界 ³³⁹	劉成禺、李書城、王璟芳、尹援一	1903年	東京
直説	直隶（北京、天津、河南省一帯）留学生	1903年	東京
浙江潮	蔣智由、蔣方震、孫翼中ら	1903年	東京
江蘇	秦毓鎰、張肇桐、汪榮實ら	1903年	東京
政法学報	胡英敏	1903年	東京
新白話	不明	1903年	東京
江西白話	張世膺	1903年	日本
日新月報	葛岡信虎、周金史	1904年	東京
海外叢学録	由宗龍、劉昌明	1904年	東京
二十世紀之支那	黄興、宋教仁、白逾桓、田桐	1905年	東京
第一晋話報	山西留日生同郷会	1905年	東京
醒獅	李曇	1905年	東京
晨鐘	蔣衍昇、丁鼎丞	1905年	東京

³³⁸ この表は、瀋殿成主編『中国人留学日本百年史：1896—1996（上冊）』、262～267頁の「清末日本華文報刊一覧表」、実藤忠秀『中国人日本留学史』、418～420頁の「清朝末期に日本において発行せられた中国雑誌目録」、張静廬輯註『中国近現代出版史料（二編）』（上海書店出版社、2003年）、283～287頁の「辛亥前海内外革命書報一覧（雑誌類）」を参照して作成したものである。

³³⁹ 1903年1月、劉成禺らによって創刊された『湖北学生界』（月刊誌）は、同年6月に『漢声』と改称された。

民報	胡漢民、章太炎、汪精衛、陶成章	1905年	東京
音楽小雑誌	李叔同	1906年	東京
法政雑誌	張一鵬	1906年	東京
革命軍報	旋亭	1906年	東京
復報	柳亜子、高天梅、田桐	1906年	東京
新訳界	范熙壬	1906年	東京
雲南	吳琨、張耀曾	1906年	東京
鵲声	雷鉄崖ら	1906年	東京
直言	直隶留学生	1906年	東京
洞庭波 ³⁴⁰	楊守仁、陳家鼎、仇亮、寧調元	1906年	東京
豫報	河南留日学生	1906年	東京
教育	藍公武、馮世徳、張東蓀	1906年	東京
官報	東京留学生監督処	1906年	東京
法政学交通社月報	孟昭常ら	1906年	東京
農報	不明	1906年	東京
学報	何天柱、梁徳龍	1907年	東京
中国新報	楊度	1907年	東京
漢風	時牲	1907年	東京
牖報	李慶芳	1907年	東京
医薬学報	中国医薬学会	1907年	千葉
大同報	叔達	1907年	東京
遠東見聞録	李士銳	1907年	東京
科学一斑	科学研究会	1907年	日本
秦隴報	陝西留学生	1907年	東京
晋声	景定成、景耀月、谷思ら	1907年	東京
政論	蔣智由	1907年	東京
粵西	卜世偉、劉嶠	1907年	東京

³⁴⁰ 1906年10月、楊守仁らによって創刊された『洞庭波』（月刊誌）は翌年の1907年1月に『漢幟』に改称された。

大江報	夏重民、盧信	1907年	東京
政法學報	潘其昌ら	1907年	東京
河南	劉積学	1907年	東京
四川	雷鉄崖、鄧絜、吳玉章	1908年	東京
学海	北京大学留日学生編訳社	1908年	東京
閩隴	党松年、白毓庚ら	1908年	東京
滇話報	劉鐘華	1908年	東京
夏声	陝西留学生	1908年	東京
衡報	劉師培ら	1908年	東京
武学雜誌	武学編訳社	1908年	東京
教育新報	留日湖北教育会	1908年	東京
支那革命叢報	不明	1908年	東京
国報	曹澍ら	1908年	東京
江西	江西留日生	1908年	東京
日華新報	夏重民	1908年	東京
農桑雜誌	不明	1908年	東京
海軍	海陸軍留学生監督処其編訳社	1909年	東京
湘路警鐘	焦達峰	1909年	東京
憲法新志	吳冠英	1909年	東京
学林	章絳	1909年	東京
中国商業研究会月報	中国商業研究会	1910年	東京
教育今語雜誌	章太炎、陶成章	1910年	東京
鐵路界	楊日新	1910年	東京
中国蚕糸業会報	中国蚕糸業会事務所	1910年	東京
南洋群島商業研究会 雜誌	李文權	1910年	東京
浙湖工業同志会雜誌	東京浙湖工業同志会	1910年	東京
中国青年学粹	不明	1911年	東京

附録 2

雑誌『白話』の第一、二、三号の目次

目録	第一号 (1904年9月24日)	第二号 (1904年10月23日)	第三号 (1904年11月21日)
首頁	演説練習会簡章(執筆者不明)		
論説	子欣：救中国的衰弱必以教育為急務	貪死怕死鬼：貪死怕死鬼の現身說法	警公：勸婦孺不可不識字
	鑑湖女侠秋瑾：演説の好处	鑑湖女侠秋瑾：敬告中国二万万女同胞	苦口苦心生：説廉恥
教育	倩朔：男女不平等の原因	少年主人：教育一夕話	頑蛮少年：革命須注意女子教育
伝記		愛群：世界第一雄辯家斯塞達摩黎伝	
歴史	強漢：中国歴史的撮影		莽男兒：嗚呼專制国之国民
実業			鉄漢：欲救中国非勸大家速興実業不可
地理	愛群：奉進大家学地理		
理科	少年主人：理科思想的長進	説錢	王儼：光凶
	縮章：説電		俟毓汶：海話
			朱豪：音楽理論
小説			苦学生述：快醒来
		鉄肝生述：好夢醒来 (政治小説)	鉄肝生述：好夢醒来 (続)
		金陵女史著：家庭楽 (教育小説)	蝶花：海棠花 (彈詞小説)
時評	日人勝俄占領我土		
	各国对中国的主義		
	日本新設的教育会		
談叢	愛群：中国人及犬不許入内	惟我主齋：万民傘	存吳：多財善賈
	愛国女兒聽者	敢死士	存吳：殖民監督学堂
	頭發年紀大些	不娶不嫁	存吳：歡迎大将
			存吳：打勝仗の体面
			弄潮：革命軍中の女英雄

			弄潮：好男当兵
			弄潮：有志竟成
			弄潮：老当益壮
時論			鑑湖女俠秋瑾：警告我同胞
歌謠	強漢：馬蟻（凡字調）	強漢：出軍	
	万里長城（小工調）		
	十八省（小工調）		
戲曲	鈞天：新串脚本改邪歸正全套	鈞天：新串脚本改邪歸正全套（續）	
來稿		情我：婚姻自由	

附録 3

清末在日中国人女子留学生の雑誌に出た西洋女性の名前一覧

①『江蘇』の「女学論文／文叢」

中国語名前	日本語訳名	本名
羅蘭夫人	ローラン夫人	Madame Roland
獨羅瑟	ドロセア	Dorothy Wordsworth
美利萊恩	メーリー・ライオン	Mary Mason Lyon
美世兒	ルイ・ミセール	Louise Michel
蘇太流夫人	スタアル夫人	Anne Louise Germaine de Staël
蘇菲亞	ソフィア	Sophia
貞徳	ジャンヌ・ダルク	Joan of Arc

②『白話』

中国語名前	日本語訳名	本名
羅蘭夫人	ローラン夫人	Madame Roland
蘇菲亞	ソフィア	Sophia
马尼他	アニタ・リヴェロ	Anita Garibaldi
批茶	ビーチャー・ストウ	Harriet Beecher Stowe
如安	ジャンヌ・ダルク	Joan of Arc

③『中国新女界雑誌』

奈挺格爾夫人	ナイチンゲール夫人	Florence Nightingale
阿索里女士	オソリー	Margaret Fuller Ossoli
梨痕女士	リオン	Mary Mason Lyon
若安	ジャンヌ・ダルク	Joan of Arc

黎佛瑪女士	リバモア	Mary A Livermore
愛里阿脱女士	エリオット	George Eliot
墨徳女士	モット	Lucretia Mott

④『天義報』

露依斯・米索爾	ルイズ・ミッシェル	Louise Michel
維拉・斐哥奈爾	ヴェーラ・フィグネル	Vera Nikolayevna Figner
婆利蕭斯楷	ブレシコフスカヤ	Catherine Breshkovsky
哥爾多曼	エマ・ゴールドマン	Emma Goldman
虚無党女員饒果		E .P. Ragozennikova

⑤『留日女学会雑誌』

羅蘭夫人	ローラン夫人	Madame Roland
富色特夫人	フォセット夫人	Millicent Garrett Fawcett
来安女史	メーリー・ライオン	Mary Mason Lyon
羅非哥夫人	ノヴィコフ夫人	Dorothea von Lieven